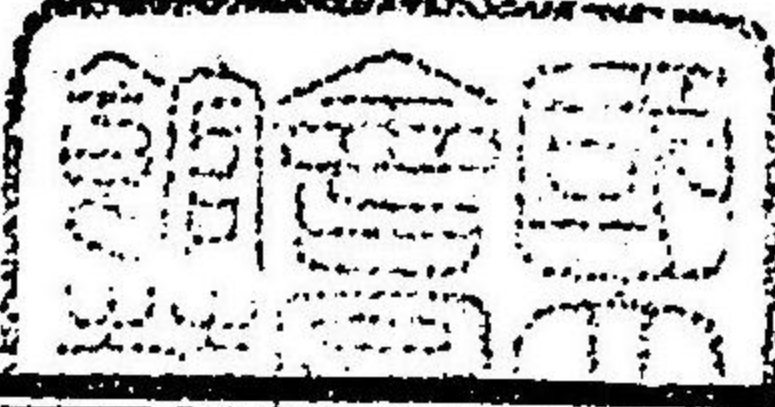


B113



古風土記逸文考證卷四

常陸 栗田 寛著

○越前

あはでの森 わらふ山

白雲の八重にかさなるかへる山、かへすくもおいにけるかな、云云、かへる山は、越前に有云云、後撰集にわれをのみおもひつるがのこしならば、かへるの山はまとはさらなむ、つるがも越前にあり云云、つるがよりあちの山をこえて、近江の鹽津に荷を送るなり、歸の山は道に山ふかく、道の見えざりければ、道なしとて歸りたりけるゆゑに、歸山と名つくといへり、ふるきものには、風土記を引て、あ

はての森とも、わらふ山などいふ所をば、みなかやうにい  
ひならはせり、此返しに、君をのみいつはたとおもふこし  
なれば、ゆきゝの道ははるけからしを、古今集 顯注  
密勘 第十七

かへる山は、源平衰盛記木曾道に、平氏大將六人宗徒侍三百四十餘、都合其勢十萬餘  
騎を北國に遣す、近江の湖を隔て、東西より下る云々、西路には、大津辛崎堅田の浦、比  
良高崎木津の宿、今津海津を打過きて、荒乳の中山を懸て、天の隈正田三の口を行超  
て、敦賀の津にそ着にける、其より湯川坂原木の目山を打登り、新道に係て、還山まで  
つゝきたり、云々、東路には片山針の浦、鹽津の宿を打過て、能美越中河内虎杖嶺より  
歸山へそ打合たる、とある、還山歸山即是にて、古今集に、こしへまかりける人に讀て  
つかはしける、歸る山有とはさけと春霞、たち別なはこひしかるへし、又きて又歸り  
けるときによめる、歸る山なこそはありて有かひは、きてもとまらぬ名にこそ有け  
れ、など後の歌集に數多見え、延喜神名式、敦賀郡鹿蒜神社、鹿蒜田口神社とある、鹿蒜  
即同地と聞え、行囊鈔に、海路山村民屋五十字はかり有り、所の者は、かへる村と云ふ  
村の兩邊をノ能美河なかる、小流也、かへる山とさす所は、村の左の大山を云、また遊  
方名所畧に、鹿蒜山、一作海路山、一作歸山、此山東西之間長、而南麓有、道、奇峯殊異、西麓

名曰、經岡、東麓名曰、鼓岡、といへり、〇あらし山、金葉集、あらし山雪ふりつもる高根よ  
り、さしても出る夜半の月哉、麻兼歌枕、大耶初み雪ふりにけらしなわらし山、越の旅  
人そりにのるまで、忠名所方角抄に、近江の境たり、海津の宿より、有乳山は一里北な  
り、一里は三里  
の訛り也京よりはうしとらにあたる也、長久保玄珠地理志に、敦賀郡有乳山、在  
正田、山中之間、謂之七里半、越山路險、石牙齧、足、行囊抄に、荒乳山山中村を出て、坂を  
少し上る所の左の山を云、山には木もなき大山なり、名所畧には、南條郡荒乳山云々、  
舊記曰、荒血山、赤土壁立、勢爭幾萬、伊高、碧岩、屋棟狀、列數千畝、路也、なとあり、また此山  
有駄口、跨近江、越前兩際、從是至近江鹽津、二里餘、とみえたるは、本文にあらち山を越  
て、近江の鹽津に荷を送るなり、とあるに適へり、〇あはての森、わらふ山、  
〇いつはた、神名考に、敦賀郡五幡神社、名所畧に、五幡山、鹿蒜山之坂西也、とみえ、新古  
今に、忘れなん世にも、越路の鹿蒜山、いつはた人はあはむとすらん、

### 〇丹 後

#### 天梯立

丹後國風土記曰、與謝郡、郡家、東北隅、方、有速石里、此里之海、

有長大石前長二千二百廿九丈廣或所九丈以下或所十丈以上廿丈以下先名天梯立後名久志濱然云者國生大神伊射奈藝命天爲通行而梯作立故云天梯立神御寢坐間仆伏仍怪久志備坐故云久志備濱此中間云久志自此東海云與謝海西海云阿蘇海是二面海雜魚貝等住但蛤乏少紀述日本

與謝郡は顯宗卷に丹波國餘社郡和名鈔に丹後國與謝郡とみえまた丹後國云々和銅六年割丹波國五郡置此國とみえたればもと丹波の與謝郡なりしを後には丹後に隸られたり〇本郡の郡家何れの郷にありしや今詳ならねど郡家東北に速石里ありと云によりて推考へなば速石の南方に當れる所なるべし郡家は郡司ある郷をいへりとみゆそはいづれの郡にもあるべき地名なるに倭名抄にこの郷名あるは攝津の東生郡西生郡河邊郡武藏の足立郡久良郡入間郡比企郡男衾郡大里郡美濃の可兒郡大野郡厚見郡加賀の江沼郡淡路の津名郡讃岐の那珂郡のみなりさて郡家は淡路津名郡の條に久宇希と訓たれば佗もこれによりてグウケと訓へし

〇速石里和名抄與謝郡拜師郷正應元年丹後國田數帳にも拜師郷あり此地なるべし〇此里之海有長大石前は速石里の海中に長大の磯崎ある由と聞ゆ石前は磯崎なるべし長二千二百廿九丈或所廣九丈以下或所十丈以上廿丈以下とは其磯崎の海中にさし出たる所の幅員なり〇先名天梯立後名久志濱この久志濱は後に久世戸とも切戸ともいふ所の濱なり丹後守爲忠家初度百首釣舟歌に盛忠がよぎの海ちれのと中にこぎ出て浪にたゞよふまのつりふねとあるちればされの寫誤にて切の門中なるべし切戸とは橋立と陸地との間切れたる由の名なりと云り國花萬葉記に天橋立文珠の御座所と丹後府中との中間也東西の遠き一里也南北は海なり橋立の東よりにて三町ほど舟渡し有北より南へ是を入らみと云橋立の磯路は村々あり文珠堂のあたりはみな松原なり誠の橋にわらず海中に出たる嶋崎の松原のはしに似たる也されども歌には橋といふ題によりみ付たりとある天梯立を後には久志濱と云りと也丹後宮津志に天橋立與謝郡府中江尻村と云處より海上へ卅町餘細く長く成出たる島なり横は廣き所にて八九間も有へし高き島にも非ず洲崎の如く浪打際より僅に高き浮島なり古より大風にも島を打越たる事もなく島のされたるためしもなし奇異靈妙なる形也並木の松自然と生つゝき下枝一様にそるへり千貫松と云古木あり並松の内を内の海といひ外を外の海と云又吹

井の浦と云内外を總て内外の濱といふ切戸の渡頭に橋立大明神と云社あり伊弉  
 諾伊弉册二神を祭る増鏡八卷<sup>七丁</sup>に安嘉門院丹後のおまの橋立御らんじにとて  
 おはします云々義堂空華集<sup>至徳三年十月</sup>に府君回自丹後天橋云々同二十府君會話  
 及天橋之遊天橋去京師二十八里蓋往返七日程也府君促程三日而歸云々また翰林  
 五鳳集<sup>本朝名</sup>に丹陽天橋立者天下絶境也一到其間而不進目則爲不足人故古今之  
 騷士墨客未嘗有翼于鞋鱗于杖矣などみえ笈埃隨筆<sup>卷十</sup>に天橋立の事を島の長さは  
 二千二百九十丈廣さ九十二丈靈の濱と號する也北海伊根浦より入海にして周匝  
 百町はかり真中に橋立の松原乾より一文字につき出て向の地に及ばんとして切  
 たり此間わづかに二町ばかり船にて渡る向は宮津より地つゝきて文珠堂ありゆ  
 ゑに切戸と云橋立の松各沙風に吹撓て高くはのびず俯伏低て屈曲自然の古樹也  
 筑前の千里松駿州三保の松原世に聞えたれどその松林に入ては幅數町なれば左  
 右の海見えす只尋常の松原のおもひなり此橋立は廣き所も一町に過ず狭き所わ  
 つかに七八間にて左右共に海を見るもまことに奇絶勝景也おのゝ大風荒浪烈  
 く潮高く浜らば忽ち打切るへきやうなれともその砂地を浪さへ少しも越たる事  
 なし故に浮島といへるも妄言ならず云々この天橋と云ふ名は吾國のみならず漢  
 土にもある事なり故因みに此に云ふ水經注に地理志曰大碣石山在右北平驪成縣

西南王莽改曰碣石也漢武帝亦嘗登之以望巨海而勒其石於此今枕海有石如壩道數  
 十里當山頂有大石如柱形往往而見立於巨海之中潮水大至及潮波退不動不沒不知  
 深淺世名之天橋柱也狀若人造要亦非人力所就ともみえたり秋苑日涉に沈作誥寓  
 簡曰漢北地郡靈州縣在河之中隨水高下未嘗淪沒號曰河奇又東坡作壕州浮山洞詩  
 曰人言洞府是龜宮升降隨波與海通共坐船中那得見乾坤浮水水浮空其注云洞在淮  
 上夏潦不能及而冬不加高故人疑其浮也又今吳興郡南門外十里許大溪中有小洲廣  
 一畝餘其上生草樹鬱然亦隨水高下名曰浮玉山見於圖經舊矣予鄉里也無歲不過其  
 傍視之信然雖大水泛溢高岸皆淪溺而洲不沒早歲溪流益減沙石俱露而此洲不益高  
 也亦靈洲之類歟天地之間萬物回薄震蕩相轉其理自有不可曉者或云潤州金山下郭  
 景純墓亦然六如師曰浮遊隔蓋西湖詩田之類耳蔡寬夫詩話曰湖間菱蒲之所積歲久  
 根爲水所衝蕩不復與土相著遂浮水面動輒數十丈厚亦數尺遂可施種植耕鑿人據其  
 上如木筏然可擗以往來所謂詩田也熙按天錄識餘曰郭璞江賦云標之以翠翳泛之以  
 遊菰播匪藝之芒種挺自然之嘉蔬鱗被菱荷撥布水鹹翹莖藻澗穎散裏隨風猗萎與  
 波潭池流光潛映景炎霞火此十二句皆指詩田而言不然則隨風與波之句何所指乎廣  
 東新語曰蘿田以筏爲之隨水上下是曰浮田一名架田亦曰撲亦詩田之類耳とあり彼  
 さしりなる漢人もかゝるわやしきものをば異しとして人力の得なせる所には

わらじと云り、〇然云者、國生大神伊射那藝命は、古事記に天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以畫者鹽許袁呂許袁呂爾畫鳴而引上時自其矛末垂落之鹽累積成島是淤能基呂島云々、またの國生於伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁如此言竟而御合生御子淡道之穗之狹別島次生伊豫之二名島云々、次生隱伎之三子島云々、次生筑紫島云々、次生伊伎島云々、次生津島云々、次生佐度島次生大倭豐秋津島云々、然後還坐之時生吉備兒島云々、次生小豆島云々、次生大島云々、次生女島云々、次生知訶島云々、次生兩兒島云々、既生國竟、更生神とある島々を生給へる事と、とりすべて生國と云る如く、國生大神とは、其國々島々の主とある神を生給へるを、大らかに、國生とも生國とも云るものなる事件の國々島々に名あるをもて推考ふべし、伊豫國國比賣、飯依比古、別、熊曾國、建日、忍許呂別、筑紫國、白日、豐國、豐日、肥國、建日、向日、豐日、比賣、大島、亦名、天、大、多、麻、流、別、女、島、亦名、吉、備、兒、島、亦名、知、訶、島、亦名、日、方、別、小、豆、島、亦名、忍、男、兩、兒、島、亦名、手、謂、天、兩、屋、と、あ、島、々、國、々、の、主、と、ま、す、べ、き、國、魂、神、を、生、給、ひ、た、り、し、大、神、に、坐、す、を、以、て、國生大神と稱へ奉り、また天神の詔もて、此多陀用幣流國を修理固成と詔給へる上よりは、國堅大神播磨風とも稱へ奉りしものと見えたり、〇天爲通行而梯作立、故云

天梯立は、記傳四丁、天浮橋の事を云る條に、天浮橋は天と地との間を、神たちの昇降り通ひ賜ふ路にかゝれる橋なり、空に懸れる故に、浮橋とはいふならん、天忍穗耳命番能邇々藝命などの天降り坐むとせし時も、天浮橋に立しこと見えたり、丹後國風土記曰、云々、引て、此に因ば、此浮橋もと此神の作り坐しなり、さて天に通ふ橋なれば、梯階にて立て有りしを神の御寢坐る間に、仆れ横たはりて、丹後國の海に遺れるなり、こは倭の天香山、美濃の夷山などの故事の類にて、神代にはかゝることいと多し、又播磨國風土記曰、印南郡益氣里、有石橋、傳云、上古之時、此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋、これも天に往來し一の橋と見ゆ、神代には、天に昇降る橋、此所彼所にぞありけむ、村瀬之隈が秋苑日涉に、秋田雄鹿海濱、有大山橋、小山橋、大石如橋、跨於海中者二、千石、舟往來其下、云、此實可名爲天橋耳、とあり、合せ考ふべし、〇神御寢坐間、伏は、伊邪那岐大神の神爲もて、天に往來通行ふ爲めに、天梯立を作り給ひしが、大神の御寢ませる間に、此海中に横たはりて伏たるが、今に遺れる也、〇仍怪久志備坐、故云、久志備濱、此中間云、久志、久志備は奇靈なる由なり、久志は書紀に、奇魂此云、俱斯美拖摩、また奇稻田姫、また奇靈などあり、續紀廿七に、久須之、久奇事乎、云々、萬葉五に、可武佐備伊麻須、久志美多麻とある奇にて、備は古事記に、高御產巢日神產巢日神とある產巢日、を、書紀に、產靈と書る靈字に當りて、靈異なるよしを稱て備と云り、禍津

日直毘、火産靈和久産巢日、玉留産日、生産日、足産日、角凝魂など申す牟須毘の備もみな同じ意なれば、此も奇靈なる由もて、久志備濱とは號しなり、此中間云久志は、速石里と天梯立のある久志濱との中間を、久志とも云る義ならん、久志は後世久志渡と云所と聞ゆ、貝原篤信が己巳紀行に、久世渡は宮津より一里に近し、古へは此地も島にて在し、故切戸と號く、今は切戸埋りて陸に續けりと云、然れども、此西に廣き入海ありて、文珠の前わづかなる切戸より潮通じ、船も通る故に、其渡る海を切戸と云なるべし、此切戸を、俗に久世渡と云ふ、風土記には久志と云とあるが如し、〇自此東海云與謝海は、國圖によりて考ふるに、切戸の東にあたりて與謝海あり、夫木鈔に、好忠よさのうみのうちとの濱にうらさひて、うき世をわたるあまのはし立、俊頼朝臣、與謝のうみに島かくれ行つり舟のゆくゑもしらぬ戀もする哉、鴨長明、わかめ刈よさの入海かすみぬと、あまには告よいねのうら風とあり、地形の打入たる處なれば、よさの入海とも云ふなるべし、湯島温泉記に、近世印行の橋立圖名勝略記に記せるは、與佐の海は總名なり、東の海を外の海、西の海を内の海と云、橋立を内外の濱といふ故なり、阿蘇海はあそみにて、あそぶの浦なるべし、しかれば同國異郡の名所なりとあり、遊浦は名所なり、懐中抄に歌あり、東の海は宮津の方にて、船に乗場のかはら町といふ所までの入海なり、是則外海につゝきたり、此入海の口は伊禰浦とて、當國の

名産鮓をとる所、宮津の濱より五里あり、はるかにみゆるなり、〇西海云阿蘇海は、地圖に阿蘇海とあれば、顯れたる地名と見ゆ、夫木鈔に、うちよするみるかひありてよさのうみの、あそひのうらにころもへぬへしとある、あそひのうらは、阿蘇海のうらなるを、あそひのうらと云りしものなるべし、〇是二面海、雜魚貝等住、但蛤乏少は、東海、西海の二面を云り、此東西の海浦に、雜の魚貝等住り、されと蛤はいと少しと也、貝等を本書に貝善に作る、今は伊澤本に引異本によれり、住を萬葉緯に佳と書り、これらによらば、雜魚貝善佳と云るなれと、但蛤乏少とあるに叶はず、故今伊澤本に従ふ、〇因に云、此天橋立のある與謝郡に、古へ天照大神を四年の間鎮座しめ奉りし與佐宮は、本郡の神森に在といふより、神名帳籠神社名神大月の籠をコモリと訓を以て、混らはしき説の聞ゆるを、此に辨へむとす、與佐宮は倭姫命世記崇神天皇三十九年に、但波國吉佐宮積ナカサ四年奉齋とある是なり、御巫清直云、大神宮御遷幸圖説に、丹波吉佐宮今丹後に屬し、丹後の神森と云にあり、神社啓蒙云、與謝宮在、丹後國與射郡川森所、祭神一座、豐受大神、今祠内宮者、近代之俗也、和漢三才圖會云、與謝宮在、與射郡川守、正利の世記鈔云、丹後國與謝郡隣加謝郡と丹波の堺に川守の庄、天田内村に外宮あり、内宮村に内宮あり、是より坂を下り、岩戸宮ありなど注せり、神森、川森、川守皆同所を云なり、其與佐宮と稱する祠は、今も河守庄の北に、外宮と唱ふる祠あり、其北方に内宮村と

號するありて、其所に内宮と呼ぶ祠の在るを謂ふ、里俗二祠を元伊勢と稱す、今按に此河守村は、倭名鈔に、丹後國加佐郡川守とある郷にして、今も加佐郡に屬し、與佐郡には隸せず、古今沿革なければ、與佐郡とするは荒涼の誤なり、萬代和歌集に、與佐の海内海の濱にうらさひて、世をうみわたる天の橋立、と會禰好忠の詠せしを載す、此内外の濱の名あるを以て、内宮外宮の號を牽強したるならん、然れば御遷幸の舊地には非ざる也、又丹後國天橋之圖に云、諸社一覽に與佐の社は、與佐郡川森に有と書て、今内宮を祝ふは近代の俗なりと書り、甚誤なり、蓋今の内宮は、昔天照大神四年鎮座の跡なるべし、河守の外宮は山も淺く、内宮に比するに、遙以後の勸請と見えたり、或曰豐鋤入姬命天照大神を戴て、丹後與佐宮に至りて、四年を經と云神跡は、今の文珠堂也、俗傳へて堂内の四柱を天照大神建立なりと云、是其證據なりと載たる或説も従がたし、又丹後舊事記云、神座舞原は天の岩戸の邊を云也、皇女豐鋤入姬天照皇大神を祭られし跡也、と注したれと、是亦加佐郡なれば、信るに足らず、又天眞名井考には、慶長五年細川忠興朝臣の棟札を引て、田邊城西なる篠原神社を配すれど、據とするもの都て信じがたく、是、祠も加佐郡なれば、與佐宮と云ふに符はず、上丹後國名所記に、或説に、與佐宮の鎮座有し所は、今の文珠堂の立たる所也、其地にはいつ頃よりか小き文珠堂あり、彼河岸寺の僧波路村より常に通ひて勤たる堂也、然るに社人

某愚鈍にして、一向神佛をも辨ざる文言にして、平俗にも劣れる故に、與佐宮の衰微するをも構はず、社地境内を次第に人の掠め奪取にも心付ずして、明し暮せしほどに、神威薄くなり、御社も傾くに隨ひ、文珠は日々に繁榮にて、年月を經る間に、別當大願を興し、文珠堂を經營して、はや本社よりも賑ひ、夫より五代目の雲山といふ住持の時に至りて、境内の社を橋立の洲崎へ移し奉り、橋立大明神と神號を奉て、跡を文珠の地となせり、中傳聞く丹後國與佐眞井原に鎮座せしす御神は、豐受大神宮なり、云々、今の外宮是也、然るに今は其舊地を當國にても取失て、加佐郡河守といふ所に、外宮の宮有之、是を舊説と云、兩説不分明、今考ふるに、河守は加佐郡にて、郡も違ひたれども、内宮に近きを以て、此説をなすか、府中の社は籠の大明神といふ古き額あり、同國の一宮也、眞井原と云所も、側にあるに依て、此説をなすか、又或説に従ふ時は、與佐宮は全く切戸に鎮座ありて、切戸より橋立の内府中眞井原邊までも、悉く與佐宮の境内たりといへり、年月を經て、社人も怠り、彼雲山社を橋立へ移し奉りて、跡に文珠を結構し、古より此所文珠の舊地なりといはんか爲に、與謝宮の跡をくらまし、それより今は紛はしく成はて、河守一宮の疑も出來りぬと云り、この或説に與佐宮の鎮座ありし所は、今の文珠堂の立たる所也と云ひ、其社を橋立明神とて、橋立の洲崎へ移せりとある據ありて、聞ゆれと、豐受大神と、與佐宮に祭れる天照大神

とを混淆して云るは誤れり、又河守と籠と疑はしき由云へれど、此は清直も云る如く、和名鈔加佐郡川守郷あれば、河守は與謝郡にあらざり、與謝郡にあらざれば、與佐宮の故址にあらざる事いふまでもなし、籠神社は宮津志に、一宮府中江尻村にあり、神主海部氏、住吉三神を祭れり、四月中酉日祭禮あり、葵祭と云、郷民數多出て、太刀振と云ふ事をなす、神寶には、右少辨奉書、一永享十二年四月神主重能葵祭勘文、一系圖一卷とある注に、神主海部直祖、天火明命品田天皇、御宇定海部直姓とみえ、丹後舊事記には板列庄、府中村明細帳には府中大垣村とあり、いづれも異所にはあらず、田邊府志に籠宮大明神は與謝郡府中村にあり、一名は籠守大明神とも云ふ、里人は籠大明神と云なり、縁起には國常立尊なりと云り、今在記には天水分神也と云ふ、前太平記其外の書には、住吉同體と云り、一宮記に住吉同體と云ひ、和爾雅古史傳に天水分神と云ひて、祭神一定せざれど住吉神なるべし、其考下丹後國名所記に、一宮社本社二間四方、拜殿二間に六間、府中村にあり、宮津より二里、神主海邊美濃守、當社は丹後一國の一宮也、正一位籠大明神也、住吉明神と同體也と云ふ、社地境内廣し、西宮内外兩宮の小社あり、云々、近國より牛を多く牽來りて商賣す、夥敷牛市也、此邊眞井か原に近所也、五十間に七十間の松原也、其中に松岡大明神の小社あり、云々、今は鳥居の額に、籠之大明神とある古額をおろし、豐受大神宮といへり、其巨細を尋しに、此所

は古より籠大明神の社也、然るに近邊眞井か原に豐受大神御鎮座なりしに、雄略の御時、神の告ありて、伊勢に遷座なし給ふ、其時先當社へ勸請なし奉て、此所より伊勢に赴かせ給ふ、依之當社に豐受大神を合せ祭り奉れり、今眞井か原の舊地も、松原となりて有之、依て如此といへり、眞井原此所にありといへるは妄説なり、されど住吉明神と同體なりといへるは據あるべし、近頃吉岡徳明が考に、當社は崇神天皇の御世に、四年の間天照大御神を齋き奉りし余社の宮の舊跡なり、祭神諸説紛紜なれども、決て伊射奈岐大神にて、住吉三柱神にもあらず、天之水分神にもあらず、さるは宮本池臣云、此神社は風土記に見えたる天橋立の縁起に依て、其神靈を鎮祭たるなるべし、と有るに依て考るに、往古の與佐宮にして、伊邪那岐大神を齋祭事とは思得たり、風土記に、云々本文を伊邪那岐大神此梯立の本に宮居し給ひ、籠り御寢坐し由にて、籠社と名に負ふ事と知られたり、如此て當郡宮津町に分宮と云社あり、此社は宮津府志に一宮の別宮と云とあるを、宮津記には本殿天照皇大神、相殿伊弉諾伊弉册三神を祀たりとあり、此中に天照大御神は、往古與佐宮に四年の間齋奉りし謂れに依て、其後にも本社に祀りし故に、此分宮にも祀れるなるべし、然れば主祭は伊弉諾大神と知られたり、又橋立明神の祭神を、宮津記に、伊弉諾伊弉册二神と見えたり、然れば籠神社の祭神は、必伊弉諾大神なるべきを、一往は思ひ定むべきなり、如此て此



神社を與佐宮の舊跡なりと云由は、本社東北五町許後の山際に、眞名井社として、當社の攝社ありける。此則往古籠神社の舊地とこそ思はゆれ、天橋立圖記に、一宮の北松樹茂りたる所、實に比沼眞名井原の藤岡神社なり、云々、是謂ゆる與佐宮なり、云々、與佐宮と比沼眞名井を一混したるは、固より探るに足らぬ也、此又本社別宮なる分社地を與佐宮の舊跡とさし定めたるは、實に動まじき説也、宮を舊事記に、相傳ふ是余社宮の分宮なりともあれば、籠神社は往古の與佐宮なりと云事思半を過ぬべき歟、今の文珠堂の地は、往古橋立の洲崎にて、謂ゆる廣十丈以上廿丈以下の地なれば、與佐宮など云ふ嚴なる宮造して、大御神を奉齋べき程の地形にあらざ、但今の文珠堂の地と西南の山際との峽は、今の文珠村の所往古内外海の水路にて、此則久志戸の津なるが、上宮津より此邊かけて、宮津と地名に負たるも、皆與佐宮の渡津なるが故なれば、必此洲崎の地に、一の神門などありけむか、後に其地今の洲崎の神門の地との間斷離れてより、後云ふ久志戸は自ら土石に塞がりて、陸地となり、今の文珠村漸々に廣く成ぬる儘に、此處に與佐の宮の離宮を設けたりしを、後世與佐宮とは云傳へたるならん、其久志戸の切離れたるは、何の時ならんと云ふに、其は今より千年ばかりも前の事と思はる、さて與佐宮に天照大神を奉齋し事の趣を窺奉るに、おほろけの由縁には非る也、其は此國に、固より與佐と云地ありて、宮造せし故に、與佐宮と名付るに非ず、地名郡名皆宮地より出たる由なるが、宮津記分宮の條下

に、當社さしたる謂れなし、尋るに神代に諸神達を此所に分給ひたる由、申傳へたる迄なり、此は必本社與佐宮に屬たる古傳と思はる、いで其旨を詳にせむ、古事記に云々、書紀に云々、三貴子等に高天原海原夜之食とあり、此諸御子等を處々に言寄し分遣給ひしは、必此與佐宮の宮地にての事ならんかし、故其諸神等に事與佐志給ひし宮地なれば、與佐宮と云ひ、此宮地の所在なれば、與佐と地名にも郡名にも負しなり、然れば大御神の御靈形、始て皇居を出坐し後に國覓の時、先此地に四年鎮座しも、神代より幽契の有ける事ぞかし、如此て此與佐宮に豊受大神を合祀りしは、丹後舊事記に、豊受比賣神比沼眞奈爲原より通て御饗を奉捧し所と傳へたるが如く、天照大御神四年鎮座の間に、豊受大神丹波郡往古は與佐郡の中なり比沼の御饗を奉捧し由縁にて、與佐宮即籠社を今の社地へ移せし時に、其舊地に豊受大神を留祀りて、眞名井社と稱せしより、後遂に其地を眞名井原と呼て、丹波郡比沼眞奈井と紛れたる事の出来しなり、其後近古に至て、復今の籠神社へも豊受大神を合祀りし事の有由なれば、彌々其事跡混同して、往古の與佐宮の舊跡は何處とも知り難く、且籠神の社號すら、甚々朦朧しく成果て、天橋立圖記に、此社元來籠神社なり、雄略天皇二十二年九月豊受大神を、當國眞名井原より伊勢山田原に鎮座なし奉りし時に、分神して眞名井原に留祭る、徳明云、此時分神して留祭りし本社は、丹波郡比沼眞名井社なるを、與佐宮と祭るのみ、比沼眞名井の本社の如く云るは、誤なり、然れば此は全く六百年前籠神社

也、其後年代遙に隔りて社頭廢壞す、故に籠神社へ相殿に祭る云々、然るを、何の頃よりか籠大神を外へ移し祭る、今社の右方なる小社は是なり、故に本社は豊受大神と知るへし、と云許なる混亂の説も出來しなり、已上とある大意は、籠神社は崇神天皇の朝に、天照大神を齋奉りし余社宮の舊跡にて、本社は神代の昔伊邪那岐命の梯立を造り、其梯立の本に宮居し給ひ、籠り御寢坐る由にて、社號とし、又別宮も橋立明神も、祭神伊弉諾伊弉册二神とあるを思ふに、本社祭神伊弉諾大神にます事著く、地名の與謝は諸神に其知り坐す事を御言寄し給へる地なるを以て號けたりと也、さて籠神社の地を、與佐宮の舊址と云るはさもあるべけれど、地形を知らざれば、決めては云かたし、籠神社とは伊邪那岐大神の籠りて御寢坐る由の名なりと云れど、古書に籠を古また加多末などは訓たれど、許母利と云こと見わたらず、神名帳頭注に籠はた風土記に御寢坐間伏とのみにて、隠り坐こと見えされば、證としかたぐ、分宮別宮ありて、伊弉諾伊弉册二神を祭ると云るによりて、諸神を此地にて分寄し給へるに就て、郡名を與謝と云ふと云るも、附會の妄誕説にて、明證あるにあらざれば、信かたし、風土記梯立の故事に、伊弉諾命の御名あり、別宮と橋立明神とに同神を祭れると、本社に緣由ある社なるを以て、祭神伊弉諾命ならんと云るは、籠の字を水分に

附會したるに較へては、稍まされりとも云ふへけれど、適へりとも思はれざるに因て考ふるに、一宮記に、住吉同體とあるを始め、前太平記、丹後國名所記、宮津志にも、住吉神を祭ると云ひ、神名帳頭注、但馬朝來郡粟鹿一宮、上社彦火火出見、中社籠神女體也、下社豐玉姬、と見えたるも、海神に由縁ある神と聞え、女體とあるは疑は、疑は神主の海直姓にて、火明命の裔なるは、攝津住吉神社の神主津守連と同族なるも、決めて由縁あるへく、神名帳住吉神社に並びて、大依羅神社四座とある、この三座は、住吉神にて、其一座は依網我孫の祖を合せ祭れるならむと思はるゝに、此依羅の與謝と同言なるへく聞ゆるも由縁あるは、おほろけの事にはあるへからず、かゝれば實は本社祭神、即住吉神に坐して、其神主は神功皇后征韓の時、大神に仕奉れる田袋見宿禰の族類なる事著し、粟鹿社に籠神を祭れる、又籠神を本國の土人は、この宮大明神ともかこ大明神とも云る由なるが、彼火出見尊の無目籠に乗て、海神之宮に至り坐るにも由ありて聞ゆるは、決めて故こそあるべけれ、其は古事記の段に、次於水底、所成神名、底津綿津見神、次底筒之男命、於中、所成神名、中津綿津見神、次中筒之男命、於水、所成神名、上津綿津見神、次上筒之男命、此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神、以伊都久神也、故阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金、拆命之子孫也、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三前大神也、とみえて、綿津見神と住

吉神と御兄弟にませば、由縁ある事著く、神功卷に、表筒男中筒男底筒男三神海之曰、吾和魂宜居、大津浮中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神、致以鎮座焉、則平得度海とありて、海上往來の船を掌り給ふ神なるに、神代卷に、兄火闌降命、自有海幸弟彦火火出見尊、自有山幸始、兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之、乃還弟弓箭而乞、已釣釣弟時、既失兄釣、無由訪覓、故別作新釣、與兄、兄不肯受、而責其故、釣弟患之、即以其橫刀、鍛作新釣、盛一箕而與之、兄忿之曰、非我故、釣雖多不取、益復急責、故彦火火出見尊、憂苦甚深、行吟海畔、時逢鹽土老翁、老翁問曰、何故在此愁乎、對以事之本末、老翁曰、勿復憂、吾當為汝計之、乃作無目籠、內彦火火出見尊於籠中、沈之于海、即自然有可伶小江、於是棄籠遊行、忽至海神之宮、又於是彦火火出見尊、不知所求、但有憂吟、乃行至海邊、彷徨嗟嘆、時有一長老、忽然而至、自稱鹽土老翁、乃問之曰、君是誰者、何故患於此處乎、彦火火出見尊、具言其事、老翁即取籠中、立櫛投地、則化成五百箇竹林、因取其竹、作大目籠、籠內火火出見尊、於籠中、投之于海、一云以無目堅間為浮木、以細繩繫著、火火出見尊而沉之、とあるを合せて思ふに、鹽椎神と住吉神とは同神にはあらざるか、住吉神とは、墨江に鎮り坐して、往來船を看はし給ふ御靈を申す御名と聞え、鹽椎神とは、火火出見尊の海邊に出て、患給へるを傷み奉りて、綿津見神之宮に至り坐して云々と申て、其海の御路を教へ奉り、無目堅間即籠を作りて、幸まさせ奉れる神なる故に、此功

を稱へて、潮つ路神と申せる由と聞ゆれば、鹽つ路を知り給ふ御靈を稱へては、鹽土神とも申せるにて、恐らくは住吉神同神に坐すなるへし、同神にまして、綿津見神の御兄弟にませば、自ら海神の宮に行へき、海路を知り給ふなるべし、もし然らば住吉神を鹽椎神と申し、また無目堅間を作れる上よりは、直ちに籠神とも稱へたるにて、籠は即無目堅間とも、無目籠とも書る器にて、船の事なるべく、往來の船を看はさむと詔給へるにも由縁あり、粟鹿社の彦火火出見尊、豐玉姬の同殿に籠神を祭れるは、決めて海宮の故事によれりと聞えたるをも思ひわたして、かつく住吉大神ならんとは知らるゝなり、

浦島子

丹後國風土記曰、與謝郡日置里、此里有筒川村、此人夫日下部首等先祖、名云三河筒川嶋子、為人姿容秀美、風流無類、斯所謂水江浦嶋子者也、是舊宰伊預部馬養連所記、無相乖故、畧陳所由之旨、長谷朝倉宮御宇、天皇御世、嶋子獨乘小船、汎出海中、為釣、經三日三夜、不得一魚、乃得五色龜、心思奇異、置

于船中卽寢忽爲婦人其容美麗更不可比嶼子問曰人宅遙遠海庭人乏詎人忽來女娘微笑對曰風流之士獨汎蒼海不勝近談就風雲來嶼子復問曰風雲何處來女娘答曰天上仙家之人也請君勿疑垂相談之愛爰嶼子知神女慎懼疑心女娘語曰賤妾之意共天地畢俱日月極但君奈何早先許不之意嶼子答曰更無所言何解乎女娘曰君宜廻棹赴于蓬山嶼子從往女娘教令眠目卽不意之間至海中博大之嶋其地如敷玉闕臺掩映樓臺玲瓏目所不見耳所不聞携手徐行到大宅之門女娘曰君且立此處開門入內卽七豎子來相語曰是龜比賣之夫也亦八豎子來相語曰是龜比賣之夫也茲知女娘之名龜比賣乃女娘出來嶼子語豎子等事女娘曰其七豎子者昂星也其八豎子者畢星也君莫恠焉卽立前引導進

入于內女娘父母共相迎揖而定坐于斯稱說人間仙都之別談議人神偶會之喜乃薦百品之芳味兄弟姊妹等舉杯獻酬隣里幼女等紅顏戲接仙歌寥亮神儻逶迤其爲歡宴萬倍人間於茲不知日暮但黃昏之時群仙侶等漸々退散卽女娘獨留雙眉接袖成夫婦之理于時嶼子遺舊俗遊仙都既經三歲忽起懷土之心獨戀二親故吟哀繁發嗟嘆日益女娘問曰比來觀君之貌異於常時願聞其志嶼子對曰古人言小人懷土死狐首丘僕以虛談今斯信然也女娘問曰君欲歸乎嶼子答曰僕近離親故之俗遠入神仙之境不忍戀眷輒申輕慮所望甞還本俗奉拜二親女娘拭淚歎曰意等金石共期萬歲何眷鄉里棄遺一時卽相携徘徊相談慟哀遂接袂退去就于岐路於是女娘父母親族但悲別送之女娘取玉匣授嶼子謂曰君

終不遺賤妾有眷尋者堅握匣慎莫開見即相分乘船仍教令  
 眠目忽到本土筒川鄉即瞻眺村里人物遷易更無所由爰問  
 鄉人曰水江浦嶼子之家人今在何處鄉人答曰君何處人問  
 舊遠人乎吾聞古老等相傳曰先世有水江浦嶼子獨遊蒼海  
 復不還來今經三百餘歲者何忽問此乎即啣棄心雖廻鄉里  
 不會一親既送旬日乃撫玉匣而感恩神女於是嶼子忘前日  
 期忽開玉匣即未瞻之間芳蘭之體率于風雲翩飛蒼天嶼子  
 即乖違期要還知復難會廻首踟躕咽淚徘徊于斯拭淚歌曰  
 等許余弊爾久母多智和多留美頭能睿能宇良志麻能古賀  
 許等母知和多留又神女遙飛芳音歌曰夜麻等弊爾加是布  
 企阿義天久母婆奈禮所企遠理等母與和遠和須良須奈嶼  
 子更不勝戀望歌曰古良爾古非阿佐刀遠比良企和我遠禮

婆等許與能波麻能奈美能於等企許由後時人追歌曰美頭  
 能睿能宇良志麻能古我多麻久志義阿氣受阿理世波麻多  
 母阿波麻志等許與弊爾久母多知和多留多由女久女(義)波  
 都賀末(阿)氣等和禮曾加奈志企釋日本紀卷十二

與謝郡日置里印本に置を量に作るは誤れり今伊澤本また和名抄に據る和名抄丹  
 後國與謝郡日置郷あり色葉字類鈔に成相寺在丹後國與謝郡日置郷狹屋山矣田敷  
 目錄に日置郷みえ今も日置村ある是なり〇筒川村雄畧卷に丹波國餘社郡管川人  
 水江浦島子また丹後國田數帳に與佐郡管川保とあり内山眞龍か國號考に國の中  
 に與謝入海あり入海の北地を筒崎と號浦島子の住し所也と云る筒崎古への筒川  
 村なるへし〇此人夫はよみかたし筒川村の民といふへきをかく書るにや然らば  
 此人夫と讀へきにや〇日下部首姓氏錄皇別に日下部首日下部宿禰同祖彦坐命之  
 後也日下部日下部首同祖とみえまた山城皇別日下部宿禰開化天皇皇子彦坐命之後也  
 又た河内皇別日下部連彦坐命子狹穗命之後也又た日下部日下部連同祖古事記開化に  
 沙本昆古王者日下部連甲斐國造之祖とみえ弘計億計の皇子に仕奉れり日下部  
 連使主も此裔と聞えたり其は仁賢卷に穴穗天皇三年天皇父市邊押磐皇子及帳内

佐伯部仲子於蚊屋野爲大泊瀬天皇見殺因埋同穴於是天皇與億計王聞父見射恐懼  
 皆逃亡自匿帳内日下部連使主與其子吾田彦竊奉天皇與億計王避難於丹波國余社  
 郡使主遂改名字曰田疾來尙恐見誅從茲遁入播磨國縮見山石室而自經死とあるに  
 て著ければなり使主の此國に逃れて余社郡に居しはもとより本國に同族の多か  
 りしをたのみての事なるへし隣國なる但遲摩國造は彦坐王の裔にて世々國造な  
 知む事なまた此より播磨に逃れたるも同族の由縁によれるならむと思はる三代  
 實錄九に播磨國傍磨郡人日下部利貞日下部歳直等賜姓日下部連貫附攝津國島上  
 郡狹穗彦命之後也とあるにて辨ふへし〇日下部首等先祖名云三河筒川嶋子三河  
 は本書になく河海抄にありされと三河の字なき方々さりて聞ゆれば削るへき歟  
 先祖は書紀古事記の例によりて等保都於也と訓へし筒川は上に云へる筒川村に  
 て書紀に管川とある地名なれば筒川村の嶋子と云義に同じく名に冠らして唱へ  
 たる也〇爲人姿容秀美風流無類は其性質の美はしく容貌の尋常にすぐれたるを  
 云り〇所謂水江浦嶋子者也是雄畧卷に水江浦島子とみえて此の故事を記し浦島  
 子傳續浦島子傳などにも記して世に名高かりし物語なりし故に所謂云々と云る  
 也伴信友云浦島子の浦島を引合せて宇良志麻とよむは誤なり浦の島子と唱ふべ  
 しとは此文に筒川嶋子又嶋子とはかりも記して次の文に所謂水江浦島子者也と

た浦島子傳扶桑畧記續傳畧抄などにも島子とありされば島子と唱ふべし萬葉浦  
 島子とあるも浦の島子とよむべし浦は水江の浦を云へるにて自ら島子が氏の如  
 く其居地の名をつけて呼ならひたりと聞ゆ然るに此紀の歌に宇良志麻能古とあ  
 るは能字を錯置たるか又歌詞なれば調のさまにてさもよみけむ萬葉の歌なるは  
 浦の島子とよまるゝ也實方集に島の子が心ゆるさぬ玉くしけわくれどわかぬ物  
 にぞありける和泉式部集あふ事を今はたのまぬ中なれど又こそわかぬ島の子が  
 箱ともよめり〇是舊宰伊豫部馬養連所記無相違故畧陳所由之旨は此風土記を進  
 るより以前の國宰伊豫部馬養が記す所も當國に傳ふる所も相違わらざれば大畧  
 を述るとなりさて伊豫の預は豫の訛なり持統卷三年六月癸未以皇子施基云々勅廣肆伊  
 余部連馬飼云々拜撰善言司續紀文武四年六月甲午に勅云々直廣肆伊余部連馬養云々等  
 撰定律令また天平寶字二年十二月壬子云々從五位下伊余部連馬養並大寶二年修  
 律令功田各十町四人並下功令傳其子云々などみえたるのみにて丹後國宰たりし  
 事みあたらず〇長谷朝倉宮御宇天皇御世は雄略天皇に御坐せり雄畧卷二十二年  
 秋七月丹波國餘社郡管川人水江浦島子乘舟而釣遂得大龜使化爲女於是浦島子感  
 以爲婦相逐入海到蓬萊山歷觀仙衆語在別卷とある時の事を云り扶桑畧記續畧記  
 同年七月丹後國余社郡人水江浦島子乘舟而釣遂得大龜眠間示曰有威來悟後見龜

化爲女髮髻如薄雲之蔽月驟駭若流風之廻雪綠黛亘額丹靨耀險其形甚絕非可馴懷  
 島子失度迷神云何人到此而亂我懷神女對曰春秋易過披霧難遇請君破疑欲得近席  
 妾有劣計願近於君可乎以不浦島子對曰僕有所恐疑具欲由來神女曰妾蓬萊金臺女  
 也父兄弟皆在堂也玄都之人與天長生與地久徂<sub>レ</sub>滄以石流飲以玉醴駕<sub>レ</sub>遼川之鶴趙遙  
 於雲路乘<sub>レ</sub>葉縣之鳴偃息於瑰室是名常世國也君欲取常世之壽廻舟可赴蓬山浦島子  
 許諾將於蓬萊長生神女曰君暫可眠鳴子隨而眠間眉于海中大嶋神女與浦島子携手  
 下舟遊行數里到一大宅神女排入內嶋子佇立門外七少子過而語嶋子曰吾是龜娘之  
 流仇乎暫待亦八少子到曰是龜娘之仇也然後神女出來曰七少子是昂星八少子亦畢  
 星君得昇天宜无其疑即引內庭到于賓館昇鏡臺<sub>レ</sub>襄於翡翠之帳而止宿矣琴瑟吹歌異  
 於下界也神女父母抱腕相憐於是命于厨宰薦玉液盤髓之美備進雲飛石流之芳菜朝  
 從<sub>帝</sub>王<sub>編</sub>年<sub>記</sub> 瑤池戲毛羽之靈客夕入瑰室接神女之襟袖嶋子忘其歡娛只思父母神  
 女見其愛色具問由緒嶋子對曰烏有南枝之思馬有北風之悲况離土之人乎暫還故鄉  
 以慰此思神女含情未吐流淚如雨臨別抱腕徘徊授以玉匣誠曰勿開見之嶋子約諾遂  
 歸舊里<sub>上</sub>とあるこは浦島子傳にて思ふに風土記にいほゆる伊豫部馬養連所記と  
 いへる者なるべし又同書に續浦島子傳云水江浦島子獨乘釣魚舟曳得靈龜浮於波  
 上眠於舟中之間靈龜反の借守變化忽作美女玉顏之艶南威障袂而失魂素質之閑西施

掩面而无色眉如初月出峨眉山<sub>上</sub> 壓似落星流天漢水織驅雲錦當散暫留輕體鶴立將飛  
 未翔嶋子問曰神女有何因緣而化來哉何處爲居誰人爲祖神女答曰妾是蓬山之女也  
 不死之金庭長生之玉殿妾之居處父母兄弟在彼金闕也妾在昔世結夫婦之義而我成  
 天仙生蓬萊之宮中澄江之波上子作地仙遊於澄江波之上今感宿昔之因來隨俗境之  
 緣也宜向蓬萊宮將遂<sub>レ</sub>壘時之志願令眠嶋子唯諾隨神女語須臾之間向於蓬萊山於  
 是神女與嶋子提携到蓬萊宮而令嶋子立於門外神女先入告於父母而後共入仙宮神  
 女衣香穠々似春風之送百花香珮聲<sub>々</sub>如秋調之韵萬籟響嶋子已爲漁父亦爲釣翁  
 然而志成高尚陵雲彌新心在強弱得仙自健其宮爲體金精玉英敷於丹墀之內瑤樹珊  
 瑚滿於玄圃之表清池之波心芙蓉開唇而發榮玄泉之涯頭蘭菊含咲而不凋嶋子與神  
 女共入玉房薰風吹寶帳而羅帷添香蘭燈照銀床而錦筵加彩翡翠簾褰而翠嵐卷筵芙  
 蓉帳開而素月射幌朝服金丹石髓<sub>上</sub> 蓉飲玉酒瓊漿九光芝艸駐老之方百節昌蒲延齡之  
 術妾漸見嶋子容顏累年枯槁逐日骨立定知外雖成仙宮之遊宴而內生舊鄉之戀慕宜  
 還故鄉尋訪舊里島子答曰久侍仙洞之筵常嘗靈藥之味何非樂哉亦不幸哉抑神女爲  
 天仙余爲地仙隨命進退豈得逆旨哉神女與送玉匣襄以五綵之錦緞緘以萬端之金玉  
 誠嶋子曰若欲見再逢之期莫開玉匣之緘言畢約成分手辭去嶋子乘舟眠目歸去忽到  
 故鄉澄江浦<sub>上</sub> 傳<sub>抄</sub>とみえたり此文を以て次々に合せて考ふべき事多し故今此に

其全文を擧たる也。○嶼子獨乘小船汎出海中爲釣經三日三夜不得一魚乃得五色龜心思奇異置子船中即寐忽爲婦人其容美麗更不可比は嶼子舟に乗て海中に釣せしに一魚をも得さりしに五色の龜を獲て奇異と思ひなから船中に置しに忽美しき婦人となれる由也雄略卷に乗舟而釣遂得大龜便化爲女また上に引る島子傳に乗舟而釣遂得大龜眠間示曰有感來悟後見龜化爲女髣髴如薄雲之蔽月驥騶若流風之廻雪綠黛宜頰丹脣耀險其形甚艶非可馴懷また續浦島子傳に獨乘釣舟曳得靈龜浮於波上眠於舟中間靈龜反化忽作美女云々とあるに同じ○嶼子問曰人宅遙遠海庭人乏詎人忽來女娘微笑對曰風流之士獨汎蒼海不勝近談就風雲來嶼子復問曰風雲何處來女娘答曰天上仙家之人也請君勿疑垂相談之愛は婦人のあるを怪しみてかゝる海上人なき所にいかなる人ぞと問たるに婦人の吾は天上仙家の女なるが汝と相語はむ爲に雲に乗りて來にけると答ひし由也浦島子傳に嶼子失度迷神云何人到此而亂我懷神女對曰春秋易過披霧難遇請君破疑欲得近席妾有劣計願近於君可乎以不浦島子對曰僕有所恐疑具欲由來神女曰妾蓬萊金盃女也父兄弟皆在堂也續傳に嶼子問曰神女有何因緣而化來哉何處爲居誰人爲祖とあり○爰嶼子知神女愼懼疑心女娘語曰賤妾之意共天地畢俱日月極但君奈何早先許不之嶼子答曰更無所言何解乎女娘曰君宜廻棹赴乎蓬山嶼子從往女娘教令眠目即不意之間至海

中博大之嶋は嶼子神女の事を疑ひしかと仙家の壽命を天地とひとしくして俗境に異なる由を語りつるを聞て婦人に伴はれて海島に至りしと也これを浦島子傳に玄都之人與天長生與地久徂嶺以石流飲以玉醴駕涼川之鶴逍遙於雲路乘葉縣之鴨假息於瑰室是名常世國也君欲取常世之壽廻舟可赴蓬山浦島子許諾將於蓬萊長生神女曰君暫可眠嶋子隨而眠間居于海中大島また續傳に妾在昔世結夫婦之義而我成天仙生蓬萊之宮中澄江之波上子作地仙遊於澄江波之上今感宿昔之因來隨俗境之緣也宜向蓬萊宮將遂曩時之志願令眠嶋子唯諾隨神女語須臾之間向於蓬萊山とあり○其地如敷玉闕臺映樓臺玲瓏目所不見耳所不聞携手徐行到一大宅之門女娘曰君且立此處開門入內即七豎子來相語曰是龜比賣之夫也亦八豎子來相語曰是龜比賣之夫也茲知女娘之名龜比賣は嶼子海島に至りしに玉闕樓臺ある處の一つの大宅の門に往着ぬ女娘暫く嶼子を此に立しめて内に入りつるに七豎子八豎子來りて此は龜比賣の夫なりやと云るにぞ始て女娘の名を知れると也傳に神女與浦島子携手下舟遊行數里到一大宅神女排門入内嶋子佇立門外七少子過而語嶋子曰吾是龜娘之流仇乎暫待亦八少子到曰是龜娘之仇也また續傳に於是神女與嶋子提携到蓬萊宮而令嶋子立於門外神女先入告於父母而後共入仙宮天慶二年日本紀竟宴歌うらしむの心にかなふ妻を得て龜もよはひを共にそへけるとあるは即



此事を云り、〇乃女娘出來嶼子語豎子等事女娘曰其七豎子者昂星也其八豎子者畢星也君莫恠焉即立前引導進入于内女娘父母共相迎揖而定坐于斯稱說人間仙都之別談議人神偶會之喜乃薦百品之芳味兄弟姊妹等舉杯獻酬隣里幼女等紅顏戲接仙家寥亮神舞逶迤爲其歡宴萬倍人間於茲不知日暮但黃昏之時群仙侶等漸々退散即女娘獨留雙肩接袖成夫婦之理は女娘出來りて七豎子は昂星にて八豎子は畢星也など云ひて内に入り婦人の父母に逢ひ兄弟姊妹に語らひ芳酒を飲み歌舞しつるに甚く人間の歡樂と異にしてめつらかなりければ日の暮るゝをも忘れにたりかくて群仙も散け退りし後夫婦の理をなしたる由也傳に然後神女出來曰七少子是昂星八少子亦畢星君得昇天宜无其疑即引内庭到于賓館昇鏡臺裝於翡翠之帳而止宿矣琴瑟吹歌異於下界也神女父母抱腕相憐於是命于厨宰薦玉液盤髓之美餚進雲飛石流之芳菜朝游瑤池戲毛羽之靈客夕入瑰室接神女之襟袖また續傳に神女衣香馥々似春風之送百花香珮聲鏗々如秋調之韵萬籟響云々嶋子與神女共入玉房薰風吹寶帳而羅帷添香云々朝服金丹石髓暮飲玉酒瓊漿云々とみえたる是也〇于時嶋子遺舊俗遊仙都既經三歲忽起懷土之心獨戀二親故吟哀繁發嗟嘆日益は嶋子仙境に三歳を経たりしが忽に故郷の親を思ふ心懇切にして哀しみ嘆きける由也傳に嶋子忘其歡娛只思父母とある是也〇女娘問曰比來觀君之貌異於常時願聞其志嶋

子對曰古人言小人懷土死狐首丘僕以虛談今斯信然也女娘問曰君欲歸乎嶋子答曰僕近離親故之俗遠入神仙之境不忍眷戀輒申輕慮所望暫還本俗奉拜二親は女娘頃者君の容貌を見るに常に異なるは由あるべし其志を聞まほしと云るに嶋子故郷に歸り二親に見え奉らんと思ふ由を述たるなりこれを傳に神女見其憂色具問由緒嶋子對曰鳥有南枝之思馬有北風之悲况離土之人乎暫還故郷以慰此思また續傳に妾漸見島子之容顏累年枯槁遂日骨立定知外雖成仙宮之遊宴而内生舊郷之戀慕宜還故郷尋訪舊里嶋子答曰久侍仙洞之筵常嘗靈藥之味何非樂哉亦不幸哉抑神女爲天仙余爲地仙隨命進退豈得逆旨哉とあるは是を云り〇女娘拭淚歎曰意等金石共期萬歲何眷郷里棄遺一時即相携徘徊相談劬哀遂接袂退去就于岐路於是女娘父母親族但悲別送之は嶋子故郷に還らんとする由云るを以て女娘嘗て萬歲を期り夫婦となりしを今忽に別るゝ事の悲きよしを述べ其父母親族も共に離別を惜みて送り來つる趣なり傳に神女含情未吐流淚如雨とは此條に叶へり〇女娘取玉匣授嶋子謂曰君終不遺賤妾眷尋者堅握匣慎莫開見は別に臨みて女娘玉匣を嶋子に授て吾を忘れ給はずばこの匣を開きて莫見給へと云る也傳に臨別抱腕徘徊授以玉匣誠曰勿開見之嶋子約諾遂歸舊里また續傳に神女與送玉匣裏以五綵之錦繡緘以萬端之金玉誠島子曰若欲見再逢之期莫開玉匣之緘とあり〇即相分乘船仍教令

眠目忽到本土筒川郷は、嶋子女娘と別れ舟に乗り、目を塞きたりし間に、筒川郷に至りしとなり、この筒川を、續傳には、澄江浦と書り、其は言畢約成、分手辭去、島子乗舟、眠目歸去、忽到故郷澄江浦已上續傳と云る是なり、〇即瞻眺村邑人物遷易更無所由爰問郷人曰水江浦嶋子之家人今在何處郷人答曰君何處人問舊遠人乎吾聞古老等相傳曰先世有水江浦嶋子獨遊蒼海復不還來今經三百餘歲者何忽問此乎は、嶋子故郷に歸來て、更に由る所なく、郷人に水江浦嶋子の家人は、何處にありやと問ふに、君は何處の人にして、さる舊遠の事を問へるや、古老の傳説を聞に、水江浦嶋子と云人、昔蒼海に出て還らず、既に三百餘年を経たるに、何之を問ふやとなり、〇即啣弃心雖廻郷里不合一親既送旬日乃撫玉匣而感思神女は、故郷に還る心を興して歸來りしかと、一親に遇ずて旬日を送りしかば、彼玉匣を撫て、娘女の事を思ひ出しとなり、〇於是嶋子忘前日期忽開玉匣即未瞻之間芳蘭之體率于風雲翩飛蒼天は、嶋子前日の期約を忘れ、玉匣を開きしかば、其壯年の容貌歎忽に、風雲の吹散るが如く飛去て老たる由なり、〇嶋子即乖遠期要還知復難會廻首踟躕咽淚徘徊は、嶋子約に違ひて、復ひ娘女に會難きを思ひつゝ、いとく悲みて、涙に咽たりと也、〇于斯拭淚歌等許余弊爾久母多智和多留美頭能容能宇良志麻能古賀許等母知和多留等許余弊爾は風土記の本文に、蓬山嶋子傳に蓬萊續傳に蓬萊山ともあるを、雄畧卷蓬萊山トコヨノクニ

とみえ、嶋子傳に、是名常世國、また欲取常世之壽とある是にて、常住不變の義なり、弊は邊にて、常世國邊になり、久母多智和多留は、雲起渡るなり、美頭能容能は水江之にて、水江浦是なり、宇良志麻能古賀は浦島之子がにて、水江之浦島子とつけけたるなり、許等母知和多留、詳ならず、強て思ふに、彼仙女の誓言を持って、故郷に渡り來したるに、其誓言に違ひて、玉匣を開きたれば、雲立わたりて、忽に衰へたる由ならむ歟、〇夜麻等弊爾加是布企阿義天久母婆奈禮所企遠理等母與和遠和須良須奈、夜麻等弊爾は、日本邊にて、常世國より島子の歸る方をさして、日本邊とは云り、加是布企阿義天は、風吹舉にて、即相分乘舟仍教令眠目忽到本土筒川郷とある如く、風の吹まに、舟の走りて、忽に本土に歸るさまを云りと聞ゆ、久母婆奈禮は雲離れ也、所企遠理等母與は雖隔居にて、與は助語なり、和遠和須良須奈は、吾を忘らすなにて、吾を忘れ給ふ勿と云義なり、〇嶋子更不堪戀望歌曰古良爾古非は、子等に戀なり、子は婦人を云るにて、許與能波麻能奈美能於等企許由、古良爾古非は、子等に戀なり、子は婦人を云るにて、此は彼仙境の娘女なり、阿佐刀遠比良企は、朝戸を開きにて、曉旦に戸を開ける由なり、和我遠禮波は、我居婆なり、等許與能波麻能は、常世之濱にて、上にいへる常世國は、即海つみの國なる故に、濱とは云るなり、奈美能於等企許由は、浪音聞ゆなり、於等の於を印本に遠とあるは誤れり、伊澤本於とあるを宜しき、仙覺萬葉抄にこの字なし、

無くても聞えさるにはあらず、一首の意は、彼仙娘を戀ひつゝ、朝戸を開きて吾居れは、さきに仙境の歡樂を盡したる、其時の如く浪音聞ゆるが、その波の音さへ戀しきと云るなり、〇後時人追歌曰美頭能容能宇良志麻能古我多麻久志義阿氣受阿理世波麻多母阿波麻志、この歌は後人の嶋子の意とりてよめる歌なり、美頭能容能は水江之にて、宇良志麻能古我は、浦島の子なり、多麻久志義は玉匣にて、仙娘の授けたるものを云り、阿氣受阿理世波は開す、在せばにて、其玉匣をわけすありなばと云る也、麻多母阿波麻志は、復將逢なり、一首の意は、仙娘の云たりし如く、玉匣をわけすありましかは、復仙娘に逢ふべきを、約に違ひたる故に、再び仙境には往難かりしとなり、〇等許與弊爾久母多知和多留多由女久女義波都阿末阿氣志和禮會加奈志企、等許與弊爾久母多知和多留は上に云り、多由女久女は、六人部是香云、讀解かたし、按に由の上に一本多字あるに據りて之を補ひ、由は麻の誤なるへく、女は衍字、下の女は志の誤り、志下に義字脱たるにて、多麻久志義なるへく、波都賀末等は、末は爾の誤、等は志の誤、爾の下に阿氣の二字ありしにて、波都賀爾阿氣志とありしなるへし、と云り、さもあるべし、姑く此考によりていは、常世邊に雲起わたる玉匣は、つかに開し我を悲しきにて、常世邊に雲起わたる、我體容の忽に變りたるは、玉匣をばつかに開けたるによりてなりと悔みたる義なり、〇鴨長明無名抄に、丹後國よさの郡にあさ

もかはの明神と申かみます、國の守神拜とかやいふ事にも、みてくらなどえ給へらるゝほどの神にてはおはすなる、これは昔浦嶋の翁の神になれるとなんいひ傳へたる、いとけうある事なり、物さはかしく箱をわけし心に、神と跡をとめ給へるは、さるへき權者などやありけん、とみえ、内山真龍か地名記には、管川今號淺藻川、川東網野村也、在浦島社と記したる網野は、神名帳竹野郡網野神社とある所なり、和漢三才圖會に在網野村俗爲網野淺藻川、東神社啓蒙にも之に同じく、所祭之神一座水江浦島子也、田邊府志に云る趣も同じ、浦島大明神と云へり、別號は吉野社とも云り、網野は恐くは依網野にて、依網神と聞ゆれば、住吉神依網神に由縁ありて聞ゆるを、島子の海に出て漁りするを、萬葉九に春日之霞時爾墨吉之、岸爾出居而釣船之、得乎良布見者、古之事會所念、水江之浦島兒之、堅魚釣鯛釣於云々とあるも、亦由縁なくしてあらめや、島子は日下部連同祖なるに、姓氏錄攝津皇別に、日下部宿禰、出自開化天皇、皇子彦坐命也、とあるをも取すべて考ふべき事なり、

奈具社

丹後國風土記云、丹後國丹波郡郡家西北隅方有比治里、此里比治山頂有井、其名云眞井、今既成沼、此井天女八人降來

浴水于時有老夫婦其名曰和奈佐老夫和奈佐老婦此老等至此井而竊取藏天女一人衣裳即有衣裳者皆天飛上但無衣裳女娘一人留即身隱水而獨懷愧居爰老夫謂天女曰吾請天女娘汝爲兒天女答曰妾獨留人間何敢不從請許衣裳老夫曰天女娘何存欺心天女云凡天人之志以信爲本何多疑心不許衣裳老夫答曰多疑無信率土之常故以此心爲不許耳遂許即相副而往宅即相住十餘歲爰天女善爲釀酒飲一盃吉萬病悉除之其一杯之直財積車送之于時其家豐土形富故云土形里此自中間至于今時便云比沼里後老夫婦等謂天女曰汝非吾兒暫借住耳宜早出去於是天女仰天哭慟俯地哀吟即謂老夫等曰妾非以私意來老夫等所願何發厭惡之心忽存出去之痛老夫增發瞋願去天女流淚微退門

外謂鄉人曰久沈人間不得還天復無親故不知由所居吾何哉何哉拭淚嗟嘆仰天歌曰阿麻能波良布理佐兼美禮婆加須美多智伊弊治麻止比天由久弊志良受母遂退去而至荒鹽村即謂村人等云思老夫老婦之意我心無異荒鹽者仍云比沼里荒鹽村亦至丹波里哭木村據槻木而哭故云哭木村復至竹野郡船木里奈具村即謂村人等云此處我心成奈具志久古事平善者乃留居此村斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇賀能賣命也元集注釋類聚神祇本源

丹後國は續日本紀に天皇和銅六年夏四月乙未割丹波國加佐與佐丹波竹野熊野五郡今は郡の名印本にはなきを始置丹後國とありもと丹波の國內なるを割て此國を置かれしなり和名抄にも和銅六年割丹波郡家は和名抄に丹波郡ある其郡家とみゆ此郡名は國名の部に丹波太邇波とあるに據て正しくタニハと訓へしタンハと云ふは音便也〇比治里は郡家の西北隅に在となり治は本書に沼と作れど古事記裏

書に治とあるに據りて訂せり、比治山の治も沼と作るを、是も裏書、また塵添蓋蓋鈔  
 によれり、比治と云事の由は下に云へし、外宮儀式帳に、丹波國比治乃真名井とあり、  
 攝津風土記には、丹波國比遲乃麻奈草、神名式には、丹後國丹波郡比治麻奈爲神社、  
印本比沼に作と見え、元々集にも、比治真井神社、今在丹後國丹波郡とあるを合せて、  
るは非なり比沼は比治の誤りなる事を辨ふべし、件の書したるに丹波と書るは古へのさまに、  
 宮本池臣云、比治山は但馬出石郡の界にて、比遲神社も此山の南面、藤が森村にあり  
 と云り、宮津府志に、いさなごが嶽中郡五箇村にあり、當國第一の高山也、一説に奈具  
 社縁起に、天女の比治山といふは此山也、此山の續き、西の方を脰山峠といふ、往古は  
 すへてひぢ山といふ、後世はいさなごと呼ふにや、里民の云、此山古木生茂りて、容易  
 に至り難し、嶺近き所に大なる池あり、天女の降りし處と云ふ、〇山頂有井の井は、元  
 々集に所と作るを、今は仙覺萬葉抄古寫本神祇本源によれり、真井は古事記裏書神  
 祇本源共に麻奈井とあり、何れにても同じかるべし、〇今既成沼は、吉見幸隆か五部  
 書說辨の校本に、丹後國圖を考るに、山上にも亦祠あり、これ豐受の神にして、往古よ  
 り鎮座の地なり、古へは沼ありしと云とあれば、此沼今は絶たるにこそはあるへけ  
 れ、〇天女八人降來浴水は、此國のみの事にあらず、帝王編年記古老傳曰、近江國伊香  
 郡與胡郷、伊香小江在郷南、天之八女俱爲白鳥、自天而降、浴於江之南津、于時伊香刀美

在於西山、遙見白鳥其形奇異、因疑若是神人乎、往見之、實是神人也、於是伊香刀美即生  
 感愛、不得還去、竊遣白犬盜取天羽衣、得隱弟衣、天女乃知其兄七人飛昇天上、其弟一人  
 不得飛去、天路永塞、即爲地民、とみえて、其解は已に近江國の條に云り、合せ考ふべし、  
 神社考五卷に三保松原者在駿河國有度郡有渡濱、北有富士山、南有大洋海、久能嶮、於西  
 清見關田子浦在其前、松林蒼林蒼翠、不知其幾千萬株也、殆非凡境、誠天女海童之所遊  
 息也、案風土記古老傳言、昔有神女、自天降來、曝羽衣於松枝、漁人拾得而見之、其輕軟不  
 可言也、所謂六銖衣乎、織女機中物乎、神女乞之、漁人不與、神女欲上天、而無羽衣、於是遂  
 與漁人爲夫婦、蓋不得已也、其後一旦女取羽衣、乘雲而去、其漁人亦登仙云、能因法師歌  
 曰、有度波麻爾、阿麻乃播舉、慮母武加志、枳底布理氣、牟會提夜氣、布能波浮利古とある  
 も同じ類の俗談也、〇和奈佐老夫和奈佐老婦は二人の名と聞えたり、されと和奈佐  
 はいかなる由にか考へ得ず、鳥を網にかけて捕る老夫婦と云事ならんも知るべか  
 らず、然云ふ故は夫婦水濱に住て、彼天女の降れるを伺ひたるにて知らるれば也、和  
 奈佐と云詞は、神名式に阿波國那賀郡和奈佐意富會神社とある同言なるべし、此社  
 は阿波志に海部郡八幡宮、舊在鞆浦大宮浦とみえ、一説に和名佐は奈佐の濱の前な  
 れば云なり、又式社考に、同郡宗喰浦の北方に奈佐と云處ありとも、又地名なりと  
 もある是なるべし、同郡式内に和邪神社あり、和名鈔に和射郷あり、こもまた和奈佐

の義に近きを思ふに、此の和奈佐に由縁ありげなり、さて衣裳を隠して、一人の天女の天上に飛上る事あたはで止ぬるさま、總て近江の伊香小江の故事に同じ、伴の止れる天女を夫婦の娘として、丹波國に住はしめたる由也、皆天飛上の天字元々集になきを、仙覺抄日本神祇本源により、一人留の留、また請許の許の字共になきを、本源によりて補ふ、即相住十餘歳の即字も、萬葉注釋によれり、〇天女八人、この俗説に、天女八人とも云る事は、神祇官に祭られ給ふ神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八座を思ひよせて、語り傳へたるなるべく思はる、其は此八座の内御食津神は、鎮座傳記に、宇賀能美多麻神云々、亦號大宜都比賣神、亦名保食神、神祇官社内御膳神是也、とある此御膳神、即豐受宮にます大神にして、下文に豐宇賀能賣命とみえ、古事記皇孫御天に登由宇氣神此者坐外宮之度相神者也、次天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豐石窓神、此神者御門之神也云々とあり、此神は高天原にして、天照大御神の常に拜祭賜ふ御食津神に坐が故に、已命の御靈鏡に屬添て、此御靈をも降り賜ふなりけれ、さて此蘆原中國に降坐て、此神の御靈實は、丹波國に鎮坐けるを、朝倉朝御世になむ、伊勢には遷り坐ける、其は此外宮の延暦儀式帳に、天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢爾爾覺賜久、吾高天原坐氏見志真岐賜志處爾志都真利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦加、以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹

波國比沼乃真奈井尔坐、我御饌都神等由氣大神乎、我許欲止誨覺奉支爾時、天皇驚悟賜氏、即從丹波國令行幸氏、度會乃山田原乃下石根爾宮柱太知立、高天原尔比疑高知耳、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉氏、天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎、日別供奉、と見えたり、是にて大御神の御食の神に坐ことを知へく、又其御靈鏡に屬添て降り奉り給ひし神なる事を知るべし、古へは丹後も一つにて丹波なりき、さて其國同郡に大宮賣神社二座名神大と式にあり、此神も神祇官に祭る八神社内にて、同國同郡に鎮坐し、又丹波國多紀郡櫛石窓神社二座並名神大、これも此段に出て、神祇官に同く祭る神にして、同國に鎮坐て、共に名神大社なるなどを思へば、豐宇氣神も、本此神たちと共に、彼神雖に祭る列なりしを、後に所以ありて、三神共に丹波國に遷し祭りて、神祇官には、又別に各其御靈實を圖象て、祭賜へるにやあらん、と云はれたるが如く、八神共に此國に祭られ給へるを、以て、如此天女八人と語り傳へたるならんとは云るなり、〇天女衣裳は、天羽衣なるべし、天は天上の制に倣へるなり、羽衣とは薄絹以て製れる謂なるべし、賀茂舊記に、天羽衣の事を御祖多久須玉依媛命始遊、川上時、有美箭流依身、即取之、挿床下、夜化美男、則既知化身、遂生男子、不知其父、於是爲知其父、乃造宇氣比酒、令子持杯酒供父、此子持酒振上於空、吾天神、御子乃上天也、于時御祖神等戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將逢吾、造天羽衣、天羽裳、炬火祭、鉢待之、又飭走

馬取與山賢木立阿禮悉種々綵色又造葵楓蘆殿飭待之坐山本天神御吾將來也御祖  
 神即隨夢教令彼神祭用走馬并葵蘆楓蘆此因緣也とみえ羽衣は浴衣なり帝王編年  
 記に近江天之八女俱爲白鳥自天而降浴於江之南津于時伊香刀美在於西山遙見白  
 鳥其形奇異因疑若是神人乎往見之實是神人也於是伊香刀美即生感愛不得還去竊  
 造白犬盜取天羽衣得隱弟衣天女乃知其兄七人飛昇天上其弟一人不得飛去天  
 路永塞即爲地民天女浴浦今謂神浦是也とありまた一條太閤の説に天羽衣と云は  
 主上の御湯船に降させ給ふ時召さるゝ御帷子の名也江家次第に治暦長元御記乍  
 着天羽衣入令下御槽給云々○爰天女善爲釀酒飲一盃吉萬病悉除之の爲は元々集  
 になきを仙覺抄古本神祇本源によれり盃は仙覺抄に杯とあり之は本源萬葉緯に  
 よりて補ふ善爲釀酒は天女よく酒を醸て其一盃を飲む者悉く萬病を除ける由に  
 て酒の藥品なるを云り天女は宇賀能賣命を云るなれば倭姫世記に酒殿神形  
 坐豐宇賀能賣命丹波竹野郡奈具社坐神是也天女善爲釀酒飲一杯吉萬病除之形石  
 坐也天女以下の文は風土記と云るは此によく符合へり鎮座傳記に驛家使及齋宮  
 之節會夜賜給酒立女布者此之縁也云々靈石坐之亦酒造天之詛一口大神之靈器也  
 以敬拜祭也また本記に靈石坐靈名賀多普器また神名秘書に酒殿神靈形  
 坐坐亦名加多布貴也とみえて裏書以石神爲正體也仍酒殿造替并修補之時奉遷調

御倉也毎の亦名を加多布貴と云へるは傾け垂とあるなど古傳説と見ゆ正體は石  
 神にて、毎は添て齋ひ奉れるが酒殿の神ゆゑ、毎を正體の如くにも云傳へたる也、か  
 くて按ふに、調御倉神も同神なり、倭姫世記に調御倉神三狐神形也、宇賀能賣多  
 麻神保食神是也、調御倉とは、御調物を納る御倉にて、むねと調御稻を始め、御膳物を  
 納たるにやあらん、外宮儀式帳、御酒殿一院とある内に、倉二字、長各一丈六尺、廣各一  
 納納酒井御等類一とある處なるへし、又燈油神事祝詞に、度會乃山田原下津磐根  
 爾大宮柱太敷立氏高天原仁千木高知天豐受皇大神乃御酒殿調御倉御窺屋仁坐留  
 宇賀乃魂乃神等乃廣前仁恐美恐毛申とあり、御鎮座本記に、御倉神、稻靈、豐宇賀能賣  
 命、宇賀能賣多麻神、保食神、尊形一床坐へるに、三名を別神と思ふ也、とみゆ、傳記は、  
 調御倉神、宇賀能賣多麻神坐、是伊非諾伊非冉二柱、尊所生神也、亦號大宜都比賣神、亦名  
 保食神、神祇官社内坐御膳神是也、亦神服機殿祝祭三狐神同座神也、故亦名專女神也  
 齋王專女此縁也、神名秘書に、倭姫命御代神服機殿祝祭之名號三狐神是也、亦號齋内  
りて、畏くも狐神に坐りと思ひて、齋宮にして、狐を專女神と稱して、畏みたるなるへ  
し、專女は老女の事なるを、宇賀能賣神の女神なるによりて、隱語に專女神といへる  
名が、後に如くなれるなり、又、亦稻靈、宇賀能賣多麻神、座西北方、敬拜祭也、齋形坐各一座也、  
 とあり、重胤云、祈年祭祝詞に、大宮賣神とあるは、豐受大神の亦御名なり、式に造酒司  
 坐神六座とある中に、大宮賣神四座並大月とあるを以て見れば、此神の造酒を司し

食津御魂を稱申す御名なりけり、同式丹後國丹波郡大宮賣神社二座大宮神と有と、社傳に豐宇氣持命豐宇賀能賣命と傳たる、同神の御名を二に分て、其なりと云ふは審しき様なれど、尙能々思ふに、二柱に分て齋祠れるにそありける、右にて大宮賣神は、豐宇賀賣命なるが、酒を知食す事を明らむへし、〇其一杯之直財積車送之、于時其家豐土形富、故云土形里、この直字、元々集にはなきを、萬葉仙覺抄により、之は神祇本源仙覺抄にはなきを、元々集により、土形の土字は、仙覺抄による、一杯の酒直車に積て送るばかりに貴かりし故に、其老夫婦の家も、豊にして土地も富りしかば、其地を土形里と名けたりとなり、土形とは、地形の肥饒たるを稱て云る辭にや、中昔より土方と云氏あり、丹後國田數目録帳に、丹波郡則松保の領主に、土方次郎左右衛門と云ふ人あるは、地名を氏とせしなるべし、和名抄遠江國城飼郡土方比知あり、又播磨宍粟郡土方郷あり、上古は土形の地名によりて、比遲乃麻奈爲と云しを、後沼となりし故に、比沼と改めたるなるべし、此文の首に、比治山、頂有井、其名云眞井、今既成沼、また下文に、此自中間、至于今時、便云比沼里、とあるを以て按ふに、比沼とは比遲山なる井の埋りて、終に沼となれる由をもて、比遲沼と云るを約めて、比沼と云しにやあらむ、〇後老夫婦等云々より、吾何哉何哉までは、始のほとはいと親しく恵しみたるをも、後には疎々しく厭ふは、尋常凡俗の風習にて、上文なる老夫の詞に、多疑无信率土之常

とあるに對へたるなり、吾何哉何哉を、神祇本源には、吾吾何何哉哉と作り、古への書法なり、〇歌曰阿麻能波良、布理佐兼美禮婆は、天原振遠見婆にて、天原をふり遠け見ればと云ふこと也、加須美多智は、霞起にて霞の起りたる由なり、伊弊治麻土比天、由久弊志良受母は、家路迷て行方不知もなり、一首の意は、天の原を振遠けてみれば、霞が起わたりつゝ、いづこもく、勞瘁、うち惑ひて見えわかす、行方も知りがたしといへる也、哀悲の情想ひやるべし、〇荒鹽村の荒は、大祓の詞に、如此持出往者、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道乃、鹽乃八百會爾、坐須とみえ、仁徳紀に瀬筒始報と云る如く、また荒山荒野など云類にて、自然に恐く怖しく、海潮の速く恐き由をもて、无異荒鹽といへるなり、丹後宮津府志に、丹波郡周枳村荒鹽大明神あり、此邊古への荒鹽村なるべし、〇丹波里は、續日本紀、延暦二年三月、丹後國丹波郡人丹波直眞養任國造、和名抄に、丹波郡丹波郷、正應元年田數帳に、丹波郷みえ、今も丹波村と云ふこれ也、〇哭木村は、槻木に據て、哭たるより負し名と聞ゆ、式同郡に名木神社あり、宮津府志に、今内木村ならんと云り、〇竹野郡は、和名抄、丹後國竹野郡多加郡竹野郷あるこれなり、船木里は、船木庄船木村とて、今もある由なり、神社殿鏡神宮津府志に、丹木村に今小社の存するあり、といへども、識もの少しとあり、奈具村奈具社は、延喜式、竹野郡奈具神社とあり、鎮座傳記に、酒殿社豐宇賀能賣神也、丹波國竹野郡奈具社是也、宮津志に、今丹木村に



年者もなく、社の跡もなしと云るは、相殿に移れ、奈具の民十二戸は、遊谷村に、十一戸は、外村に、舟木宮より移れ、奈具村にて、遊谷社の相殿に移り、之に、即ち古への舟木の奈具村の神と、みとあるは、此に符へり、古事記歌に、牟斯夫須麻爾古夜賀斯多爾とあるを、萬葉四に蒸被奈胡也我下爾とある如く、にこやかにやわらくよし也、〇我心成奈具志久は、古事記段明宮の歌に、須々許理賀迦美斯美岐逆和禮惠比爾祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比迦祁理は、須々許理と云人が、醸し酒に我酔にけりとの意なり、さて其酒を事とし笑酒と云るは、此酒を飲に從ひて、心の慰みつゝ、笑榮えておもしろくなる由を、此の我心奈具志久なりぬと云る、天女の醸酒に由あるを、よく思ふべきなり、其は古事記傳に、此は醸酒と奈具志久とは、別事にて、相聞らぬさまなれども、この歌と合せて思へば、實は醸酒の事も由あらむも知らずといへる如く、實に然る事なり、

〇因幡

白兔

因幡記ヲミレハ、カノ國ニ高草郡アリ、其名二一ノ釋アリ、一

ニハ野、中草タカケレハ、タカサト云、其野ヲ郡名トセリ、一ニハ竹草郡ナリ、此所ニモト竹林アリケリ、其故ニカク云ヘリ、竹草長ト云心ニテ、竹草トハ云ニヤ、其竹ノ事ヲアカスニ、昔コノ中ニ老タル兔スキケリ、或時俄ニ洪水出來テ、其ノ竹ノ林水ニ成ヌ、浪洗テ竹根ヲ掘ケレバ、皆崩損シケルニ、兔竹根ノリテ流レケルホドニ、オキノ嶋ニツキヌ、水カサ落テ後、本所ニ歸ラムト思ヘ、凡渡ルベキ力ナシ、其トキ水中ニ鰐ト云魚アリケリ、此兔鰐ニ云ヤウハ、汝カ族ハ何程カ多キ、鰐云ヤウハ、一類多クシテ海ニミチミテリト云、兔云ク、我族ハ多クシテ山野ニ満リ、先汝カ類ノ多少ヲカズヘム、ムロノ島ヨリ氣多崎ト云所マテ、鰐ヲ集メヨ、一々ニ鰐ノ數ヲカズヘテ、類ノ多キヲ知ム、鰐兔ニタバカ

ラレテ、親族ヲ集メテ、セナカタナラベタリ、其トキ兔鰐共  
 ノ上ヲ踏テ、數ヲカズヘツ、竹崎へ渡ツキヌ、其後今ハシ  
 スマシツト思テ、鰐ドモニ云ヤウハ、我汝ヲタバカリテ、爰  
 ニワタリツキヌ、實ニハ親族ノ多キヲ見ニハアラズトア  
 ザケルニ、右ノ鰐トモ腹立テ、兔ヲトラヘテ、兔ノ毛ヲハギ  
 トリテ、毛モナキ兔ニナシタリケリ、ソレヲ大巳貴神哀ミ  
 玉ヒテ教ヘ玉フヤウハ、ガマノ花ヲコキチラシテ、其上ニ  
 伏テマロベトノタマフ、教ノマ、ニスルトキ、多クノ毛モ  
 トノゴトクイデキニケリト云ヘリ、鰐ノセナカタカゾフ  
 ル事ヲイフニハ、兔踏其上讀來渡ト云ヘリ、塵袋、塵添

因幡記は常陸國記などの例にて、風土記を云る名なるべし、〇高草郡、續日本紀、寶龜  
 二年、因幡國高草采女國造淨成女等賜姓因幡造と見え、和名抄に、高草郡とある是な  
 り、この高草を多加久佐と訓り、然るを此に野草の高ければ、タカサと云意にて號け

たりとも、又竹は草の長なる由にて云りともあれと、なほ字の如く、高草の義により  
 て負る名にやあらむ、〇昔コノ中ニ老タル兔ヌミケリとは、竹は草の長と云るに附  
 會して、話説に與ある様に云るものなれば、實事はさし置て、さる心しらびしてみる  
 べきなり、〇オキノ島、古事記生隱伎之三子島、又名天之忍許呂別、三子洲とも隱伎また  
 淤岐島とも、續紀に隱伎とも書り、さて彼老たる兔竹根に乗て、遠く隱岐島まで流さ  
 れたりとなり、〇水カサのカサは、重なる義なるべし、人の頭上に戴く物を笠といひ、  
 車の上に張るを蓋といへるも、同じかさの高き卑きといふは、物の頂上を云ふ詞な  
 れば、笠より出たるなるべし、我常陸の方言に、物の大きく服みたるを、かさばると云  
 ひ、又物の多き少きをもかさがあるなしなどいへり、されば水かさとは、水の滿來る  
 まに、遠く漲りはびこれる事なり、〇兔鰐ニ云ヤウ云々は、古事記大國主神に、此  
 大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者、其八十神各有欲、欲、婚、稻、羽  
 之、八上比賣之心、共行稻羽時於大穴牟遲神、爲從者、率往、於是到氣多之前時、裸  
 菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者、浴此海、當風吹而、伏高山尾上、故其菟從八十神  
 之、教而伏爾、其鹽隨乾、其身皮悉風見吹、拆故、痛苦泣伏者、最後之來大穴牟遲神、見其菟  
 言何、由汝泣、伏菟答言、僕在淤岐島、雖欲度此地、無度因故、歎海和邇言、吾與汝  
 競欲計族之多、故汝者隨其族在悉率來、自此島至于氣多前、皆列伏度、爾吾踏其上、走

乍讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其上、讀度來、今將下地時、吾云、汝者我見欺、斯言竟、即伏最端、和運捕我、悉剝我衣服、因此泣患者、先行八十神之命、以誨告浴海鹽、當風伏、故為如教者我身、悉傷、於是大穴牟遲神、教告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、即取其水門之蒲黃、敷散而輾轉其上者、汝身如本、膚必差、故為如教其身、如本也、此稻羽之素菟者也、於今者、謂菟神也、故其菟、白大穴牟遲神、此八十神者、必不得八上比賣、雖負帛、汝命獲之、於是八上比賣、答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、とある故事を記せる也、さて高草を竹草と云ひ、次に兔の竹根に乗りて、水に流されたりと云ひしによりて、古事記に所謂氣多之前をも、此文には例語に竹崎といへりと聞ゆ、これを以て、説話に興をもたせたる事を知るべし、傳に云、八十神はたゞ多きを云めり、必八十柱と限れるには非し、稻羽之八上比賣は、和名抄に因幡國八上美加郡あり、此より出たる名なり、負帛は和名抄に、蔣魴切韻云、囊、名字亦作帛、和名布久路、また唐韻云、囊、之可帶也、和名於比不久呂、これら共に、行旅具に載たれば、古へは旅用物を帛に入て、從者に齎せ行と見えたり、西宮記、踏歌裝束條に、又以衛府宮人為持袋者、裝束如常、また禁秘抄得選條に、行幸之時、持大袋、與內侍同車、是不可然事、第一也、とあり、書紀雄略卷に、根使主を罪なひ給ひて、其が子孫を賜、茅渟、縣主、為負囊者、とあり、賤者の役と見えたり、さて同兄弟の中に、此神しも如此賤きさま

に見役たまへる所由は、凡て大なる功業を立むとする人は、細事にはかゝはらぬから、中々に人の云まゝに従ふものなればなるべし、氣多之前は、因幡國氣多郡の海邊の崎なり、そも、此菟は八十神のために、何の怨仇ならぬを、かく令惱るは、甚も悪有神たちなりけり、凡て由なきさみに、物を傷ふことは、昔も今も不善人の爲るとなりかし、以水洗は、潮氣を去むために、眞水にて洗はしむる也、如本腐云々、此藥方の物に見えたる始なり、書紀に、大已貴命與少彥名命、戮力一心經營天下、復為顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、とあり、世人病又身の傷などを、治めむとせば、此神の恩賴を仰くに如事なし、菟神の神社今もありや、くはしく國人に尋ぬべきとなり、伯耆國人云く、本國八橋郡束積村に、鷲大明神といふあり、須佐之男命を祭ると云、同村に大森大明神と云あり、大穴持命を祭ると云り、件兩社の神主細谷大和と云、さてその鷲大明神を、疱瘡の守神なりと云て、そのわたりの諸人、あふぎ尊みて、小兒の疱瘡の輕からむ事を祈る、まづ初に、此願を立てるときに、此社に詣て、竹皮の笠を、一蓋借、歸て、家に齋ひ置て、その兒疱瘡をとなく去をへぬれば、囊に同じさまの笠を、今一蓋添て、初のと共にかの社に返し納奉る、此笠どもはみな神の御前に積置を、又後に祈かくる者は、一蓋つゝ、借りて歸るなり、其束積のあたりに、木江川とて大河ありて、其川の海に落る處、鹽津浦とて、隱岐の知夫里、湊その向ひに當れり、さて因幡の氣多郡は、伯耆

の界にて、東積村とは五六里隔たれり、と語りき、此因幡の氣多前とあるには、おはされども、若は鬼神は此社にて、驚とは菟を誤りたるならんか、痘瘡を祈るも此段の故事に縁ある事なりと云り、寛按ふに、此神を祈りつる賽に、笠一蓋を添て納る事は、もと水かさ落て、其が爲に困苦る神なる故に、其かさを多くする義にて、水かさの異なるより、同言質樸なる民情より、かかするが、自ら神の意にも叶へるには、おらじか、因幡志に、高草郡常末保内海村西の谷隘松林の中に白兔神社あり、土人大兔大明神、或は兔之宮と稱す、神社の後山を高尾と云、其白兔の歸伏たる處を伏野と云ふとぞ、或氣多崎於伎嶋等今に傳へて海濱の名稱なり、神代より今に至て幾千歳ぞや、其故事猶相傳へて混ひす、國中第一の神廟なりとあるぞ本社なるべき、勝見名跡志多氣に、白兔大明神内海村ヨリ西ノ方一町餘モ山手ニ、森々ト生シケリタル松林ノ中ニ宮社アリ、濱路ヨリ三四町モ立寄サレハ見エヌ、境内豎七十間ニ、横六十間、三間ニ横二間ノ神樂所アリ、當社ノ一ハ古事記舊事記共ニ紛レモナク、正シク其所ヲ指テシルサレタリ、カホト正シキ神跡ナレト、中古世ノ亂レニ、其跡モ形モナク成テ、人シラヌ様ニ退轉シケルニ、當郡前ノ領主龜井武藏殿ハ、卒去セラレ子息、豐前守政矩殿ノ時、代、或夜ノ夢中ニ一人ノ老翁ノ、立烏帽子ニ淨衣ヲ着タルカ、豐前守殿ニ向ヒ申ケルハ、我ハ公ノ領内ニ年久シクヌメル白兔ト云神也、昔ハ宮社ノ地モアリケルカ、近代

其アト絶テ以來ハ、恒例ノ祭祀ヲ受ルコトモナシ、急キ社頭ヲ興起シテ、上古ノ神跡ヲ斷絶スルコト在ヘカラスト示現シ玉ヘリ、是ニ因テ、高艸ノ領内ヲ搜索メラレシニ、絶テ久シク成ヌレハ、宮社ノ迹タニモ知ル者ナカリケル、其中ニ一人ノ老人アリテ、昔カ、ル大社ノアリシトイフ咄ヲハ、古キ人ノ云ケル、其レハ云々ノ所コソ、昔ノ神迹ナレト申ケレハ、ヤカテ此宮社ヲ再興シ玉ヒ、神領二十石ヲ寄附シ玉フ、今モ先規違ハス、世ハ澆漓風ニウツリ、無智無才ノ者ノミニシテ、カクタフトキ名神ノ國內ニアリテシラテ、尊崇セサルコソ、口惜ケレ、時既ニ末代ト雖モ、龜井ノ家ノ靈感世ニ有カタキ御神徳ナリ、又當國八上郡福本村ノ田ノ傍ニモ、白兔ノ宮社トテアリ、云々、今モ八上郡曳田村ニ八上姫ノ神社モアレハ、其邊ニ白兔ノ社モ有ヘキコトナルヘシ、或曰今ノ知頭郡用瀬郷宮原ト云村ハ、上古ノ八上姫ノ住シ處ナリ、云々、今宮原ノ村中ニ蘆尾大明神アリ、葦尾トハ葦原醜男ノ中畧ニテ大已貴命也ト云ヘハ、ソレニ相違モアルヘカラス、又法美郡中郷村ニ、八上姫ノ父ノ住玉フト書タルモ、舊事大成ニ、大已貴命ノ上ノ山ニ宮作リシテオハシマス、ト記セハ、此彼似カヨヒタルコトナキニシモアラス、八上姫ノ神社ハ、八上郡曳田郷ニアリ、延喜式ニ賣沼神社トノセラレシハ是ナリ、又同郡福本村ニ白兔大明神トテアリ、是モ此所ニ祭ラルヘキ筈ナラン、此曳田郷ノ近キアタリニ、袋川原ト云村アリ、神記ノ本文ニ大已貴命ノ負タマヒシ袋ヲ、

此所ニオロシ置玉フト云傳フル也云々草味ノ世彼方此方ニ住セ玉ヒテ道ヲ開キ、人ヲ惠ミ玉フ神慮ナレハ、知頭ニモ法美ニモ、其外ニモ神跡ノ有ヘキ事ナラン、此所ハ白兔ノ大已貴命ニ逢奉リシ本所ナレハ、舊事記ニ書レシハ此神社ナリ、又た伏野村多氣郡此村ヲ伏野トナヅクルト、里話ニ、白兔大明神ノ神代ニ此所ニフシ給フ由來アル故ニ、伏野ト云ト云リ、舊事記ニ云々、遠キ神代ノコトヲ、今末ノ世ニ至テ、此所ノ地形ヲ以テ、記ノ文ヲ記コト、丈尺ヲ以テ虚空ヲ計ルカ如キモノナレトモ、上古ヨリ處々ニ其名ヲ呼テ、神跡ヲ云傳ルコトアル故ニ、牽強シテ書シルス、記ノ本文ニ稻羽八上姫トアリ、稻羽トハ今ノ因幡國八上ハ因幡ノ郡ノ名ニノコリテ、郡ノ中ニ八上比賣ノ神社アリ、次ニ負袋フクロヲオホセトモセトシテキテキ爲從者率往トアリ、八上郡ニ袋川原ト云地名アリテ、里說ニモ、今此所ハ大已貴命ノ負玉フ袋ヲ爰ニオロシ玉フ故ニ名ツクト云フ、於是到氣多崎トアリ、即氣多郡ニ氣多崎ト云フ所アリ、今云鷲峯山ノ一名ナリ、此山國中ノ高山ニテ、此山ノナタレ四方八方ニ廣カリ、尾ノツ、キ二里三里アルモアリテ、此アタリニ見ヘワタリタル列峰ハ、何レモ氣多崎ナリ、其中ニモトリワキ、尾ノ末長ク、海ノ端マテ出タル山ヲハ大崎ト云リ、之ヲ大崎ト云ヘハ、其外ハ小崎ニシテ、大小ノ衆峯何レモ氣多崎ナリ、裸兔有伏トアリ、氣多カ崎ノ山ノフモトニ伏野村トテアリ、此里人ノ云傳ニモ、白兔神ノフシ玉ヒシ所ノ名ナリト云フ、浴此海鹽當風吹而伏高山尾上トアリ、此海鹽ト指タルハ、今ノ内海伏野ノ前ナル海潮ノコナルヘシ、高山尾上トハ、高山ハ鷲峯タルヘシ、高山ノ尾上ニアレハ、鷲峯ノ山上ニハアラスシテ、山ノナタレタル末ノコト云ヘハ、正シク此アタリノ山ノコトニ相違ナシ、白兔ノ社記ニハ、内海村ノ上ノ山ノ名ヲ高尾山ト云トシルセリ、僕在於伎島トアリ、是ハ隱岐國ノコトニ非ス、隱岐ハ海上四十里アリ、記ノ文ノ於伎島ハ、澳島ニシテ、伏野ノ澳ニアル浦島ト云フ島ノコトナリト社記ニ記セリ、今急往此水門、以水洗汝身、即取其水門之蒲黃トハ此アタリニ水門ト云ン處今ナシ、定メテ是レハ今ノ澤見ノ池ヲ指シテ云ンカ、幾里トモナキ立カコミタル山々ノ谷合ナレハ、神代ヨリモ此澤ハ有ヘキ所ナリ、敷散而輾轉コイロヒレテ、ナカミモノ、タノゴトカナラズ、イニナシモノ其上者汝身如本膚必差トアリ、昔ノ澤見ノ池ハ、坂ノ下ヨリ引マハシテ、宇津見マテ其下流アリテ海ヘ出タルナレハ、爲如教トハ澤見ノ池ノ水ニテ、其身ヲ洗ヒ、澤ノ中ニ生タル蒲黃ヲ敷散シテ、其上ニ輾轉タルヲ爲如教トハシルサレタルカ、今宮社ノ前ナル石垣不滅ノ池ノ水ナト、其身ヲ洗ヒ、蒲黃ヲ取テ、其上ニ輾轉タリシ神迹ニテモヤ侍ルラン、其所ヲ宇津見トナツケタルモ、記文ニ故爲如教、其身如本トアレハ、ウツクシクミユルト云コトナルヘシ、記ノ文ヲ見テ相應スルヤウニワザト作りコシラヘタルカ如クニ、地名ノ符合スルコト、自然ノ冥契神德ノ不測トモ云ヘキカ、

武内宿禰

武内傳曰因幡國風土記云難波高津宮天皇治天下五十五年春三月大臣武内宿禰御歲三百六十餘歲當國御下向於龜金雙履殘御陰所不知蓋聞因幡國法美郡宇倍山麓有神社曰宇倍神社是武内宿禰之靈也昔武内宿禰平東夷還入宇倍山之後不知所終

難波高津宮は漢諡仁德天皇の御坐る宮號なり神名帳頭注社條下に風土記云武内宿禰垂跡也仁德帝治天下五十五年云々とありて大臣武内宿禰の六字なし〇大臣武内宿禰古事記元此天皇娶内色許男命之女伊賀迦色許賣命生御子比古布都押之信命云々比古布都押之信命娶木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣生子建内宿禰とある傳に建は美稱内は居地名にて大和國有智郡これなり神名帳有智神社諸陵式有智陵なども此郡にあり此地にぞ住れけむ下卷高津宮段大御歌には此人を宇知能阿會とよませ賜へり書紀神功卷の歌にも然あり續紀慶雲四年の詔詞には建内宿禰命とのたまへりさて書紀に彦太忍信命是武内宿禰之祖父也とありて

景行卷に三年春二月庚寅朔卜幸于紀伊國將祭群神祇而不吉乃車駕止之遣屋主忍男武雄心命云武令祭爰屋主忍男武雄心命詣之居于阿備柏原而祭祀神祇仍住九年則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛生武内宿禰とあり此記の傳と異なり他書にも同孫彦太忍信命の孫とせり天皇かくて此人の生は成務卷に初天皇與武内宿禰同日生之とあり年紀合すに其故はまづ景行卷三年に父命紀國に四年より十二年まで同の間に生れ給ひけるなり成務天皇は景行天皇四十六年立すは二十二年より二十一年後なるを又此天皇太子に立すは二十一年に御年二十四と計れば二十八年に生れ坐るなれば彼十二年より十六年後たり又天皇崩時年一十七歳とあるを以計れば景行の十四年に生坐るなれども其にてもなほ二年後れたり如是く成務天皇の御年紀にも彼是と若合されば天皇との生年もあるは定めしが仁德天皇の御年紀の木苑宿禰とは同日に生坐るとあるは實なるへし但し仁德天皇の御年紀の地なりとて古井の處にあるは古より此人の事志賀宮段に始て出て爲大臣とありて言傳へたる眞の處にやあるは古より此人の事志賀宮段に始て出て爲大臣とありて名これ始なり不訶志比宮輕島宮を歴て高津宮段まで見えたり書紀には景行天皇の廿五年より見えて是年遣武内宿禰令祭北陸及東方諸國之地形且百姓之消息也とするときは二十五年にははわづかに十四歳なり四年の生として二十二年の生とさ征に遣され成務天皇の御年立といふもあきなり同五十二年に爲棟梁之臣と見え成務天皇三年に爲大臣と見えて其後仁德天皇の五十年まで見えたり抑上代の人

の中に後世まで名高きと此大臣に及はなく世に遍く語り傳へたり信に六御代の朝に仕奉ていと忠誠に功績多く續紀三藤原不比等食封を賜ふ詔に汝父藤原大建内宿禰盡忠君之忠致人臣之節創爲八氏之祖永遠萬代之基云々命長かりし事は世に比なくて高津宮天皇の大御歌にも那許會波余能那賀能比登汝こそは世のとよませ賜ひ書紀には能那賀能等保臂等能那賀能比登長の人なり會波余能那賀乃比止とあり誠に書紀の年紀に據て計るに大凡三百歳に餘り不及のほとなりけむかし二年より四年より仁徳天皇五十年なり仁徳の五十九年より十なほ幾年存在けむ葬の事は何年とも見えざれば壽數も定めがたし〇御歳三百六十九歳五年に此人の墓の事見えなれば其世には既く亡人なりけり

十餘歳記傳に此大臣の事後世の書どもにははとり云ることあれども並さだかならずされど一二を云ば帝王編年記には仁徳天皇七十八年庚寅大臣武内宿禰薨年未詳一説云景行天皇九年己亥生云々紀朝臣氏久云武内宿禰大臣者六代帝爲大臣也遂不知其死處一書云伐平東夷還時稱身苦由入於甲斐國也不知其死處者一書云入於美濃國不破山一書云還來大和國葛上郡薨室破賀墓是也といへりなほ他書にも此類に云る此彼とあり水鏡には仁徳五十五年薨年二百八十と云公卿補任には景行九年己卯生仁徳七十八年庚寅薨年三百十二と云年は或は二百五十五とも

二百八十とも二百八十二とも二百九十五とも三百六十ともとり云思管抄には三百八十餘とも云り〇當國御下向於龜金雙履殘御蔭所不知は因幡國に下りて龜金と云處に雙履を留めたるのみにて其大臣の薨にし處は知られずとなり龜金と云地名未た考へず神名帳頭注に引るには不知の下に六代帝後見也當國宇倍大和葛城堺美濃國不破關是三ヶ國同日同時顯座の三十一字ありて以下の文なしさて此風土記に因幡にて薨たれと其薨し所を知らずとあれと編年記に武内宿禰討東夷還來大和國葛上郡薨室破賀墓是也とみえ紀氏八腹系圖に武内宿禰墓在葛上郡牟婁郷玉手岡また日本紀允恭天皇紀五年秋七月丙子朔己丑地震先是命葛城豐津彦之孫玉田宿禰主瑞齒別天皇之殯則當地震夕遣尾張連吾襲察殯宮之消息時諸人番聚無闕唯玉田宿禰無之也吾襲奏言殯宮大夫玉田宿禰非見殯所則亦遣吾襲於葛城令視玉田宿禰是日玉田宿禰方集男女而酒宴焉吾襲舉狀具告玉田宿禰宿禰則畏有事以馬一匹授吾襲爲禮幣乃密遮吾襲而殺于道路因以逃隱武内宿禰之墓域天皇聞之喚玉田宿禰宿禰疑之甲服襖中而參赴甲端自衣中出之天皇分明欲知其狀乃令小墾田采女賜酒于玉田宿禰采女分明瞻衣中有鐵而具奏于天皇天皇設兵將殺玉田宿禰乃密逃出而匿家天皇更發卒圍玉田家而捕之乃誅とあるに據る時は大臣の葬所も葬所も甚明かなるを風土記に御蔭所不知また入宇倍山之後不知所終

と云るは疑はしき事也なほいは、平尙重竹口政明の人か武内宿禰墳墓靈廟考に、  
 今尋覓之、葛上郡室村之中南有山俗云初伏峠、按初伏者北望山嶽東四回高如伏鉢、故  
 坂未詳孰是、峠頂上西方有墓、土人稱官主冢、形馬鬣封而有石室、南方有口窟、中廣大、  
 而西方冢山並列、土俗呼墓山、是所謂破賀墓、按大和志、山陵昔者、越於朝町邑之右方也、又  
 猶在、故傍山南、結德天皇陵之字稱之、又漢書云、帝皇山陵、世遺、陵於百舌野耳、原故、以天  
 皇御諱、大雀尊、稱之、大者美也、因云美佐佐伎、又武內宿禰葬於、又據八腹系圖、玉手岡、南  
 波賀山、已來、臣下系、基、波賀、云々、右御時、改、墓、訓、義、者、乎、又據八腹系圖、玉手岡、南  
 云々、初伏峠者在玉手岡、南、正能、叶之、東方圓山、嶺有祠、號、吾妻祠、御前、按是、武內宿禰  
 祠廟乎、編年記、文、討、東夷、還、來、葬、于此、故、號、吾妻祠者也、大和志云、吾妻祠、北望、白、土、俗、自  
 是、謬、混、日本武尊、妃弟、橘媛之旨、傳之者、武尊、武內、以武、又謬之也、亦武內宿禰、孫、玉、田、宿  
 禰、家、宅、在、葛、上、郡、玉、手、村、因、稱、玉、田、宿、禰、乎、按、玉、田、玉、手、同、訓、玉、田、訓、可、唱、玉、手、萬、葉、和、歌  
 右、京、皇、別、玉、手、朝、臣、武、內、宿、禰、男、葛、城、曾、津、比、古、命、之後、也、日本紀、合、云々、今、玉、手、岡、東、  
 南、麓、有、冢、形、圓、丘、而、土、俗、呼、玉、手、系、又、云、古、系、是、則、玉、手、朝、臣、始、祖、葛、津、彦、命、冢、墓、也、  
 九、大、臣、武、內、宿、禰、命、廟、在、葛、上、郡、高、宮、鄉、豐、田、村、二、村、之、間、謂、之、高、丘、廟、云々、今、田、畝、之、間  
 御、杉、之、森、又、日本紀、皇、極、云、元年、十二、月、壬、午、朔、辛、亥、云々、是、歲、蘇、我、大、臣、蝦、夷、立、已、祖、廟、  
 於、葛、城、高、宮、而、為、八、伯、之、隣、云々、按、蘇、我、大、臣、蝦、夷、者、大、臣、馬、子、宿、禰、之、子、而、武、內、宿、禰、六  
 代、之後、已、祖、廟、者、祖、先、之、廟、而、武、內、宿、禰、命、之、靈、廟、也、此、時、蝦、夷、專、擅、國、政、立、祖、廟、又、預、造  
 雙、墓、於、今、來、一、曰、大、陵、為、大、臣、墓、一、曰、小、陵、為、入、鹿、臣、墓、聚、上、宮、乳、部、之、民、役、使、云々、見、書

紀、葛、城、者、葛、上、郡、高、宮、者、鄉、名、也、往、昔、神、淳、名、川、耳、天、皇、端、綴、、舊、都、也、綏、靖、天、皇、都、葛、城、號、  
 高、丘、宮、云々、天、皇、皇、后、磐、之、姬、命、者、武、內、宿、禰、孫、葛、城、襲、津、彥、之、女、也、生、於、高、宮、宅、書、紀、仁  
 德、天、皇、三、十、年、秋、九、月、乙、卯、朔、乙、丑、皇、后、遊、行、紀、國、中、越、、那、羅、山、望、葛、城、歌、之、曰、菟、蕪、泥、赴、  
 椰、莽、之、呂、餓、波、烏、瀾、椰、能、朋、利、和、餓、能、朋、例、麼、阿、烏、瑪、豫、辭、羅、羅、烏、輪、疑、烏、陀、氏、夜、莽、苦、烏、  
 輸、疑、和、餓、瀾、餓、朋、辭、區、珥、波、箇、豆、羅、紀、多、伽、瀾、椰、和、藝、弊、能、阿、多、利、云々、以、此、文、推、知、之、葛  
 城、高、宮、吾、家、之、邊、今、宮、戶、邑、者、都、之、轉、語、綏、靖、天、皇、舊、都、遺、名、也、亦、森、脇、邑、坐、葛、城、一、言、主  
 神、社、祭、高、宮、岡、下、云々、然、此、邊、凡、高、宮、之、鄉、也、又、蘇、我、祖、廟、號、高、丘、廟、綏、靖、都、曰、高、丘、宮、為、  
 同、所、事、可、推、知、と、い、へ、る、は、委、し、き、考、な、り、〇、法、美、郡、和、名、抄、因、幡、國、國、府、在、法、美、郡、ま、た  
 法、美、波、不、、郡、と、あり、宇、倍、神、社、大、名、神、、と、ある、是、也、永、萬、記、に、上、宮、と、ある、は、此、社、な、る、べ、し、  
 其、神、位、は、續、日、本、後、紀、嘉、祥、元、年、七、月、甲、申、因、幡、國、法、美、郡、无、位、宇、倍、神、奉、授、從、五、位、下、即  
 預、官、社、以、國、府、西、有、失、火、隨、風、飛、至、府、舍、將、燔、國、司、祈、請、登、時、風、輟、火、滅、靈、顯、明、白、也、三、代  
 實、錄、貞、觀、四、年、五、月、十、三、日、庚、辰、授、從、五、位、下、宇、倍、神、正、五、位、上、十、二、月、廿、二、日、丙、辰、正、五  
 位、上、宇、倍、神、授、從、四、位、下、十、年、閏、十、二、月、庚、戌、授、從、四、位、下、宇、倍、神、從、四、位、上、十、三、年、二、月  
 二、十、六、日、壬、寅、授、從、四、位、上、宇、倍、大、神、正、四、位、下、十、五、年、七、月、二、十、八、日、庚、寅、授、正、四、位、下  
 宇、倍、神、正、四、位、上、十、六、年、三、月、十、四、日、癸、酉、授、正、四、位、上、宇、倍、神、從、三、位、元、慶、二、年、十、一、月  
 十、三、日、甲、辰、授、從、三、位、宇、倍、神、正、三、位、と、み、え、た、る、か、如、し、さ、て、本、社、の、所、在、は、因、幡、志、に



宇倍山にあり、今訛て上野山と云、又名稻葉山とも云、山下の川を稻葉川と云ふ、稻葉郷にあれば也、神社の山腹に、一の平なる處あり、龜金山と號く、傳へて古宮といふ、即雙履を遺すとある處なるべし、因幡民談に、郡中稻葉郷宮下村の山上にあり、此社當國一宮にて、武内大臣を祭れり、一宮巡詣記に云、山をば宇倍と清て呼、諸神記に、宇倍社、武内宿禰云々、孝徳天皇大化四年造社、壇、この祭神は風土記の説に據れるものなるへし、されと未だ它書に確證を得ず、いさゝか疑なきにあらず、神名帳考證には一なりと民談に、當社世譜の一説に、因ていは、素戔嗚尊十五世孫、云々、日本武尊の征西に隨ひて、山陰道を平けむ爲、當國に下り、國の惡敵荒海と云ふ者を亡し、當國を鎮め、國中に子孫を遺し給ひしより、武内大臣を當社に祭り、其子孫祠官となりてより、以來、相續して今の國造まで傳來せり、今社中に殘る處の書記三卷あり、一卷は神代より相續の國造一家の系圖也、一卷は八幡宮の緣起なり、一卷は先代の國造宗世任官の繪旨也、此ほか別に傳來のものなし、中古に朝廷より伊福部の姓を賜はる、此事系圖にみえたり、此系圖は延曆中に作りたる由、序に見ゆ、とある、素戔嗚尊十五世孫の文義明瞭ならぬと、此神の裔孫某が、日本武尊に從て、本國の賊荒海を平け、其子孫此國に留りて、本社之神を齋き奉りしが、世々國造といひ、其國造に後伊福部姓を賜へりと云る趣なり、歷名土代に、大永七年正月二十日、因幡一宮神主伊福部宗世叙從

五位下とあれば、本社之神は、此伊福部氏の祖神にして、武内宿禰命にはあらざるべし、又國造といふによりて、考ふるに、國造本紀、稻葉國造志賀高穴穗朝御世彦坐王兒彦多都彦命、定賜國造とある彦坐王は、孝元天皇の皇子にして、彦多都彦命は、其王の天之御影神の女息長水依比賣に娶て、生坐る丹波比古多須美知能宇斯王と聞えたり、さて此彦坐王は、古事記段神に、日子坐王者、遣旦波國令殺玖賀耳之御笠とあり、其御子の名を、丹波比古多須美知能宇斯王由丹波道主とよすと稱へ奉り、稻葉國造に任されたるは、御父子相並びて、丹波稻葉の地方を平定給へる功業とし、事知るべし、然らば素戔嗚尊の裔孫某が、日本武尊に從て、荒海を平けたりと云ふ傳説は、彦多都彦命の御父に從て、此國を平定し事を謬りしものにはあらざるか、然らざれば、國造といふ事、更に由縁なし、

# 〇伯耆

粟嶋

伯耆國風土記曰、相見郡郡家西北、有餘戶里、有粟島、少日子命、蒨粟秀實離々、即載粟彈渡常世國、故云粟島也、釋日本紀

相見郡は和名鈔伯耆國會見安不郡會見郷あり郡家の西北餘戸里と云が古へはありしにや鈔には此地名みえず粟島未た考へす〇粟島伯耆志に粟島村土人或は畧してアジマと呼ぶ粟島は今社のある山なり上古は海中の孤島にて出雲に屬す故に出雲風土記意宇郡に粟島有椎松多年木小竹真崎木葛とみえたり何の頃當國に屬せしにや寶曆の頃までは此地に一川ありて參詣の人船にて渡りしか故に三文渡と呼びしが賃錢三文にて渡りしなり新田開發するに従ひ遂に陸地となりしと云りこの地方に餘戸里有て其海の島なりしなりかく出雲風土記には出雲とし伯耆風土記には伯耆とせるは伯耆風土記は稍後勘造せしなるべし今社の山を餘戸山とも呼び又濱に餘戸瀬と呼ぶ地もあるは其境内たりし故の名なり産土神粟島大明神祭神少彦名命合祭大己貴命粟島山の頂にあり一山皆社地にして東西四十四間南北八十間許樹木繁茂す〇少日子命神代卷に少彦名命戮力一心經營天下復爲顯見蒼生及畜産則定其療病之方又爲禳鳥獸昆蟲之災異則定其禁厭之法是以百姓至今咸蒙恩賴菅大己貴命謂少彦名命曰吾等所造之國豈謂善成之乎少彦名命對曰或有所成或有所不成是談也蓋有幽深之致焉とあるさし次に其後少彦名命行至熊野之御碕遂適於常世郷矣亦曰至淡島而緣粟莖者則彈渡而至常世郷矣とみえたるは全く此風土記とあへり粟島とは粟莖にのりて彈れ渡り給へるより負せし名なりさらば淡島は即粟島にて伯耆國なるにや伯耆志に書紀に熊野御碕は熊成峯とある同地にて出雲國意宇郡熊野大社ある處なりこれを考るに熊野は太古總て彼地より此地方までの總名なりしか故に此處をも熊野御碕と傳へたるものにて一傳は正しく此島をさし一傳は總名を呼びしなるべし然れば事蹟に於て差なし式に紀伊國名草郡加太神社ありて粟島大明神と稱す少彦名命なり〇蔣粟秀實離々とは少彦名命が自ら蔣生したる粟のいとよく實りし由也之によりて思ふに此神は唯醫藥の事に功業あるのみにあらず農業にも功ありし神とみえたり神代卷初大己貴神之平國也行到出雲國五十狹狹之小汀而且當飲食是時海上忽有人聲乃驚而求之都無所見頃時有一箇小男以白欬皮爲舟以鶴鷄羽爲衣隨潮水以浮到大己貴神即取置掌中而翫之則跳躍其類乃怪其物色遣使白於天神于時高皇產靈尊聞之而曰吾所産兒凡有一千五百座其中一兒最惡不順教養自指間漏墮者必彼矣宜愛而養之此即少彦名命是也ともあり

### 震動雞雉

伯耆國風土記云震動之時雞雉悚懼則鳴踰嶺谷即樹羽蹻踊也云々塵袋、塵添

震動とは雷鳴と地震とを云り、其は塵袋第三章鳥に、雷鳴地震とは雉なく事あり、其心如何、洪範五行云、正月雷微動而雉ナ、雷諸侯之象也、雉亦人君之類也、と云へり、これにて思へば、同類を感じてなく心なり、地震には必ずなく、是はをそれおとろく、伯耆國の風土記云、云々引て、雉雉やまとり、これらは、皆陽氣をうけたる鳥也、地震は陰陽ふさがる時、必ある事也、されば陽の精なるによりて、痛み驚く歟と云り、鳴の字の下に、山雉二字あり、本文にやまとり云々といへるによらば、ある方勝りて聞ゆ、

古風土記逸文考證卷四終

古風土記逸文考證卷五

常陸 栗田 寛著

〇出雲

八雲立

出雲國風土記曰、號出雲者、八束水臣津野命、詔八雲立、詔之、故云八雲立出雲、釋日

本國風土記の首に此文あり、出雲は古事記に其速須佐之男命、宮可造作之地、求出雲國爾到坐須賀地而詔之、吾來此地、我御心須賀須賀斯而、其地作宮坐、故其地者於今云須賀也、茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立、騰爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都伊豆毛、夜幣賀岐都麻基、徹爾夜幣賀岐都久流、會能夜幣賀岐袁、この傳に、夜久毛多都は彌雲起にて、彼雲の立騰るを打見給へる隨に、詔へる御詞なり、夜は彌にて、幾重も立雲なる意ぞ、伊豆毛夜幣賀岐、伊豆毛は出雲にて、伊傳久毛の傳久を約て、豆となれるなり、夜幣賀岐は彌重垣にて、幾重もあるを云、但し此は實の垣を云には非ず、八重雲の立出

るを垣とは云成給へるなり、雲霧は彼方此方を隔つること垣に似たり、さて此御歌より起りて、國名を出雲と負り、其枕詞となれるなり、都麻基微爾は、夫妻隠にして、夫婦隠る料にと云意なり、凡て都麻とは夫に對へて妻を云のみならず、妻に對へて夫をも云稱にて、夫婦の間を互に云へば、此は夫婦をかねて云るなり、夜幣賀岐都人流は、彌重垣造にて、此も實の垣を云に非ず、彼雲の垣を成と云ことなり、曾能夜幣賀岐袁、曾能は其なり、都麻基微爾の句を承て云、さて如此二度上詞を返して云は、古歌の常なり、中頃よりは此格なきを返、て今世の俗の謠歌には常多し、是歌謠の自然の勢にて、折返せば其情深くなることぞかし、終の袁、只助辭にて、余と云ひが如し、袁作ると上へ返る意に似たれど、古意は然に非ず、さて一首の意をつらねて云は、今吾須賀宮を造る時しも、八重雲の起よ、此立出る雲八重垣を成せり、吾夫妻隠らむ、此宮の料に雲も八重垣を作る也とよと作給へるなり、此餘の義あることなし、さて此風土記に云々とあるは、臣津野命は、此の御歌の詞に因て、後に詔へるなり、須佐之男命の八雲立、出雲とよみ賜へる、此國はと云意なり、味ひてよく文義をさて、臣津野命の如此詔へるによりて、遂に國名にはなれるなり、臣津野命は、須佐之男命の四世の御孫にて、次に出たり、さて諸國の例に依に、郷名を取て郡名とし、郡名を國名とせるが多ければ、此國も出雲郡出雲郷あれば、始は此郷より出たる國名なるべし、昔は彼臣津野

命の八雲立出雲國者と詔へるは、廣く一國を指てなれども、然詔へりしは、出雲郡出雲郷のあたりにての事なりし故に、先其處の名に負るが、後に大名にもなれるなり、彼文は意宇郡、條、臣津野命の出雲國を修理たまふ事を云る處に出たる、其修理たまへるさま、先、出雲郡のあたりより修理初めて、意宇郡の方にて修理終たまへる趣なるを、かの八雲立出雲國者と詔へるは、修理初めむとし賜ふときの言なれば、其詔ひし地は、必出雲郡なり、抑出雲てふ國名の事、初、須佐之男命の詠たまへりし御歌は、須賀宮にての事なるに、出雲と云郡郷は、遙に離りて、他處にあること、己も初、はいと疑はしかりしを、熟く細に考れば、右の如くにて、疑もなく明らかなるものなり、上〇八東水臣津野命の御名の意は、内山真龍が考に、八東は彌東にて、八東劍を云、水は身の假字、劍の實をミ共ヒ共云は、古語なり、玉銚のみちは銚の身とつけ、佐比持神は紐小刀を着たる故の名也、劍に依、御名にて、八東の身の大身主てふこと、おもはる、さて大身をオミと計も云は、古事記に、一言主大神を宇都志意美と書たる例、命は御言也、おみつぬの命は、すさのの命の亦名かと思ひまといやすし、別神なる事は、古事記曰、すさのの命の御末、深淵之水、夜禮花神、子淤美豆奴神と有、此神の御子は、赤衾伊努意保須美比古佐和氣命、勢風土記、出雲郡伊冬衣神、とあり、書紀には、葺根神と記し、須佐之男命の草薙劍を、五世孫天之葺根神を遣て天に奉らせ給事、書紀に見えた

り此劍を淤美豆努命の持傳給ひしを御子冬衣神によさし給ひて天に奉らせ給ふか二神共に劍によれる御名也さて國引給ひし神の御事を思ふに八雲立の御歌を詠給ふも新羅へ渡給ふも劍の大身を持給ふも須佐乃男命なれば國引給ひしは此神にて臣津野は亦の御名ならんと思へどさにはあらず別神なりと云るが如し國引の故事は出雲風土記意宇郡の首に所以號意宇者國引坐八東水臣津野命詔八雲立出雲國者狹布之稚國在哉初國小所作故將作縫詔而眞龍云國の狭いまだ成ったまへて云る也狹布は織巾のせばきを云陸奥の同じさて其小作れるな廣げ給はむとて遠き國の餘ある所なり考余志羅紀乃三埼矣國之餘有耶見者國之餘有詔而童女胸鈕所取而大魚之支太衡別而波多須支穂振別而三自之網打挂而霜黑葛開耶爾耶爾支乃御埼也歌多は久豆怒能斯路岐と云播磨風土記に榜余新羅國云々すたり童女の組は組の直く廣きを云萬葉集に胸別之廣香妹と云て首の廣きを稱れば處女の胸の廣き如くひろく平に直き組と云事ならむ大魚は鮪鯨の類支太は肥也古事記に意布余志斯昆都久阿麻とあり大魚を捕に口をつくなり大魚の肥をつく如くに衝と云文意は命の組をとらして新羅の埼を衝居分給ふ也穂振は居にて斬裂を云て三自之網は三經の網霜黑葛はくるといはむ爲の冠辭開耶爾耶爾は來るや來るやにたりはヨの轉にて喚出す詞也河船之は冠辭毛會呂は河舟の藻揚といふ義をとれとるは榜網もて發語會呂會呂と云に渡りて出來は新羅引と榜網の白きとを兼たる云打絶而

出雲國之塚有名佐比賣山是也亦持引綱者齒之長濱是也堅立加志者石見國與誤字多し下文に絶米を春くとつとる冠辭なるは終と此而堅立加志者石見國與は杖立るなカシフと云和名抄云杖柯加文德實錄仁壽三年六月紀云採集破船杖水造一船とあれば大木を用る也佐比賣山は石見阿波郡に屬て出雲と石見の界なりヒサメは界の義今俗三瓶山と云園長濱はいなさの小濱を傳ひ神門の海邊を石見の界近き所まで東に引延たる沙山なり上件の新羅の埼は支豆支の時亦北門佐伎之國矣國之餘有耶見者國之餘有詔而童女胸鈕所取而大魚之支太衡別而波多須支穂振別而三自之網打挂而霜黑葛開耶爾耶爾河船之毛會呂毛會呂爾國來引來縫國者白來多久豆乃打絶而狹田之國是也狹田國は秋鹿郡也佐太社亦北門良波之國矣國之餘有耶見者國之餘有詔而童女胸鈕所取而大魚之支太衡別而波多須支穂振別而三自之網打挂而霜黑葛開耶爾耶爾河船之毛會呂毛會呂爾國來引來縫國者白來多久網打絶而關見之國是也關見國は久良郡也島根に新庄見久良美谷あり夜見島根根地亦高志之都乃三埼矣風土記云與謝郡日登里此里有筒川村と云り今社の丹後國橋立の北なる國の餘も云が崎と云國之餘有耶見者國之餘有詔而童女胸鈕所取而大魚之支太衡別而波多須支穂振別而三自之網打挂而霜黑葛開耶爾耶爾河船之毛會呂毛會呂爾國來引來縫國者三穂埼也持引綱者

夜見島是也此而固堅立加志者在伯耆國大神岳是也三秘は開。美命坐故也。夜見島は、紗云、伯耆國弓濱と云り、ユミ、ヤミ、ヨミ、同音也、古事記月讀命を、紀に月弓、月夜見とも書たり、伯耆は、いざなみの神を、大山に齊奉て、母君國てふ事か、大神岳は、伯耆國會見郡なり、此岳は、文德實錄齊衡三年八月、大山神あり、今者國引訖詔而意宇社爾御杖衝立而加正五位下、と見え、式には、大神山社とあり、今者國引訖詔而意宇社爾御杖衝立而意惠登詔、故云意宇、意惠、意宇共に於煩字惡の異音也、神武紀故に、和魂波夜惠奴、推古時の聲なるへし、今の俗に、ア、とある是なり

### 黃泉之坂

出雲國風土記曰、出雲郡宇賀郷、自磯西方有窟戶、高廣各六尺許、窟內有穴、人不得入、不知深淺也、夢至此磯、窟之邊者必死、故俗人自古至今號云黃泉之坂、黃泉之穴也。釋曰、本紀

こも現行本にある、風土紀の文なり、釋記に古を在に作り、云を土に作るは誤れり、今現行本に據て之を改む、宇賀郡は此上文に宇賀郷、郡家、正北一十七里廿五步、所造天下大神命、誼坐神魂命、御子綾門日女命、爾時女神不肯逃隱之時、大神伺求給所、是則此郷、故云宇賀、また和名抄に宇賀郷とあり、○黃泉之坂は、真龍の考に、紀一書云、泉津平坂此云余母都比羅佐可とあり、蓋黃泉國は死たる人の去ところ、言の意は、夜

持モチの約りミなり、ヤミは體言、ヨミと動延れば、ヨモツとなる、夜食國をしらすを、月夜見命と云は思合てしらす、伊邪那美、神神避まし、を、伊邪那岐、神追行給し所を、古事記に追往黃泉國とも、追到黃泉比良坂之坂本とも、所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也、とも有、伊賦夜坂は國の東にて、意宇郡に揖屋村揖屋社も有、黃泉之穴は國の西北海邊に有て、揖屋とは異所なり、書紀一書云、伊特諾尊已到泉津平坂、故便以千人所引磐石塞其坂路、とみえ、又一書には、伊特諾尊欲見其妹、乃到殯殮之處、とある對見れば、實はをさめの處をいふなり、さて又ねの國とも云、書紀に、素戔嗚尊云々不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、とて、諸神逐降去給ふ、次の本文に、是時素戔嗚尊自天而降到於出雲云々、古事記にも、欲罷妣國根之堅洲國と有て、降り給し地は、降出雲國之肥河上云々とあり、出雲を黃泉國とも、根國とも云しは、伊邪那美神の神避給し國なれば、云るなるべし、或人曰、根國の根はかり字にて、峯國なり、泉津平坂に以千人所引之磐石塞其坂路、と有も、山國に由有とも云り、按根國とは、書紀にいさなみの尊の、吾當寢息、請勿視、又與津彥戶將臥ともあるは、死て寢息所としらる、神避給て後に、根國とは云なり、されば伊邪那美神の所には、黃泉と有て、素戔嗚尊の所には、根國とも、母の根國ともあり、又書紀に常遠適之於根國、又極遠之根國、又底根之國とも有によりて、地下の事といはむか、紀一書に殯殮之處ともあれば、

さる事なれど、是は文字に依ての事なれば、寢の詞にかなはず、黄泉の字をから國にて、地下の事に用たるは、左傳隱公元年傳曰、莊公誓姜氏曰、不及黄泉無相見也、注、地中之泉、故曰黄泉、又關地及泉、と見え、孟子曰、蚓上食槁壤、下飲黄泉、文選には、宿黄泉下なと云り、書紀曰、素戔鳴尊、遂就於根國矣、又居熊成峯、而遂入於根國者矣、と有は、神避給事と聞ゆ、古事記には、大穴牟遲神可參向須佐能男命所坐之根堅洲國、と有て、參到給へば、其女須勢理毘賣出見爲目合而相婚とある次に、大なむぢの命、負其妻須世理毗賣云々、逃出之時、すさのをの命追至黄泉比良坂、と有、此傳書紀根堅洲國は蓋片隅國、其界有て、大神は黄泉比良坂の外へ出給はず、又神避給とは、何の書にも見えずと云り、

楯縫郡

出雲國風土記曰、楯縫郡、所以號楯縫者、神魂命詔五十足、天日栖宮之縱橫御量、千尋栲繩持而百結、八十結結下而此、天御量持而所造天下大神之宮、造奉詔而御子天御鳥命、楯部爲而天降給之、爾時退下來坐而大神宮御裝束、楯造始給、

所是也、仍至今楯梓造而奉於皇神等、故云楯縫、釋曰、本紀

此文も現行本風土記に載り〇五十は、訂正本に百千の誤かといへり、天御鳥命、風土記解に云、一本御鳥命、一本御鳥命とあり、此風土記彼是見及本九を合せたる中に、此所鳥字書たるが三本あり、〇神魂命、真龍云、神魂は加微牟須比と訓、姓氏錄高彌牟須比と有に對、古事記に高御產巢日神產巢日と並び式神賀詞に、高天能神王高御魂神魂命、書記に皇產靈、此云美武須毘とあれど、神魂の訓はなし、按カミムスビと訓べきを、重言は略、短言は延る例は、姓氏錄右京神別上に、神御魂と有は、正しく左京神別下に、神須比と有は略、かの神は高祖神にて、神代は此神の詔をもて治り、日栖宮造の事も、高祖神の詔なる事、古事記、日本紀共に同じ、〇五十足、真龍云、五は云の詔に、さて十足は、登陀流と訓、記に大國主神の宮造を、如天神、御子之天津日繼所知之登陀流、天之御巢とあれば、高殿なり、杵築宮の昔は、殊に高かりしと聞に、登と多と通ひて、高足の意なるべし、應神段、歌に、ちばのかづぬを見れば、毛毛知陀流とある言は似たれど、これは見そなはしたるさまの、數有家の事にかゝれば、登陀流とは異なり、今は高足の意とす、しれがたき事なれば、猶よく考へむとあれど、訂正本の考によりて、百千足の訛りとすべきか、古事記、大穴牟遲命に、唯僕住所者、如天神、御子之天津日繼所知之登陀流、天之御巢而於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原水木多迦斯理而治賜者、僕

者於百不足八十垆手隱而侍とある傳に、登陀流天之御巢此は御厨の竈處の上の炊烟の發騰る處を云なり、其構は上代のは如何にありけん難けれど、御巢とあるに就て、推て心見にいはい、烟を出さむ爲に、竈所の上の屋をいさゝかばかり葺遣して、窓の如く開たる所ありしにや、さて其處は蘆菔の露たれば、簀なる故に、御簀とは云り、又天と云は、今世に竈上、炊烟のかゝる處を、阿麻と云ば、其にや、體源抄に、昔日吉行幸の時に、鞆鼓の筒を社頭にて失ひて、二十餘年を経たりける後に、大津の邊にてこれを求出したることを云る所に云、あまと云物にさし上てありければ、すゝばみたりけれども、いさゝか不損なりと云り、さて登陀流は、いとく心得がたきを、例の強ていは、富足の意ならむか、富は美なり、其故は先古も今も、人の家の富ることには、炊烟の繁く起由を云、貧きことには、炊烟の發ぬ由を云こと、下巻高津宮段に、於國中、烟不發、國皆貧窮云々、於國滿烟、故爲人民富などあるが如くなれば、炊烟の稠く發ことを祝て、即富足と云ならはしけむ、然れば此は炊烟の繁く立登る天之御巢と云ことならむか、上代には此炊烟の騰る處を、重くしける故に、然富足てふ祝言もあり、又今此にも其事を主と云るなるべし、明宮御宇天皇の御歌に、毛毛知陀流夜、邇波母美由とある知陀流は、此の登陀流と同くて、こは富を切て知と云ならん、意には然れば、繁く烟の發騰る百の家庭の所見由なり、又炊烟の繁く立登る處を、重くしける故に、然富足てふ祝言

同じ、又大殿祭祝詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津網根、波府虫能、禍無久、高天原波、青雲乃、竊久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍無久、とある血垂も同じ、但し此はやがて、彼烟の騰る處の名にして云るなれば、知陀理と訓べし、飛鳥乃禍とは、此血垂の處は、屋を葺遣して開たる故に、虚空高く飛鳥の或は、毒物にされ、何にされ、昨持來、又は、竈などにされ、竈上に墜しなどすることのあらむを云なるべし、師の祝詞考の、此血垂り、彼文をよく見よ、御殿の下方と、上方とを相對へてつたれる、天之文にて、底津磐根の上方、高天原云々、極とを對たれば、其次の下方と、網根に對へたる、天之文にて、底津磐根の上方、根なる處を云や、又書紀、神武卷に、細戈千足國とある千足も、同じことにて、炊烟の繁く起て、富足國なり、これらを思並べて考ふへし、さて今大國主神の、己命の御舎の構をかくの如く乞給ふは、專御膳の事につきてなる故に、其厨の構をしも乞たふふなり、然れば天津日繼所知とあるも、かの日給の稻以炊き料理、御膳を所聞食す、其御厨の如くにと云意につけること明けし、又其御厨の中にも、彼炊烟の騰る處を、重くする故に、分て天之御巢を云なり、さて殊に天神、御子之御巢の如くにと乞白したまふを思へば、其構の狀必凡人の家とは異なることあるなるべし、と云るにて、明らかかなればなり、〇縦横御量、眞龍云、縦横は地を築堅むるより、造り建るまでにかゝる詞也、御量は神魂命のみはかりにて、宮造動なく固め建る御量なり、式の大殿祭詞に、以天津御量、眞龍事問とあるも、高祖神の御量を以て、國つ神を問せ給なり、〇千



尋栲繩持而百結八十結結は、柱桁梁垂木迄各結固むる、古の家造のさまなり、大殿祭詞に、堀堅多留柱桁梁戸牖乃鎗動鳴事無久引結弊留葛目能緩比取計留草乃噪岐無久とあるに同じ、伴信友云、千尋栲繩持而云々は、宮造るべき地の縦横の地取を定め、一間毎に繩を結下、十間毎に青色赤色などの木綿織を裂て結び付て、町段を量るなり、件の栲繩もなほさる趣と聞えたり、然るに間竿を用るは、延縮の差なり、繩也、結爲に百八十結トハ、其栲繩チ數多ニ結ヒ續テ、境地ヲ經テ、千々ニ尋取タルノ用トスルヲ云、仍テ古ノ繩ニ或ハ數ク長キヲ以テ、其廣大ヲ示ス、上云ヘリ、蓋シル界ノ出、風土記ニ、五ノ高天日宮ノ之、縱横、御量、千尋栲繩持而、百結八十結、傾カズ、倒レサル、太古質朴ノ制、萬世造宮ノ法、ナルベシ、今ニ杵築杵築の宮造の事は、記云、云々、此の文上に引いたれば、其宮は、同記云、於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍而、水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、献天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鶴入海底、咋出底之波、運作天八十毘良迦而、鎌海布之柄、作燈白、以海尊之柄、作燈杵而、鑽出火云、是我所燈火者、於高天原者、神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之、八拳垂摩豆燒舉地下者、於底津石根、燒瀧而、栲繩之千尋、繩打延爲釣海人之口、大之尾翼、鰓佐和佐和、邇控依騰而、打竹之登遠、遠登遠、運献天之眞魚、咋也、とある、禱言まで傳はりたり、書記には、大國主神の御ため、高橋浮橋及鳥船まで造、備へ、後の祭祀の事も、穗日命に寄奉定給へど、神賀詞によれば、穗日命は、天にのぼり復命申給て、後は、國むけの御事も總ての事を、

夷鳥命のなし給しなり、〇天御鳥命、天訓阿麻神名式、出雲國阿麻能比奈登理神と有に依、御鳥は船に依ある御名なり、此神は穗日命の御子、天夷鳥命と同神なるべし、御子の上に穗日命の三字落たるか、然なくては神魂命の御子と聞ゆ、穗日命の御子は、諸記に一柱なるを、御名はさまゝに傳はりたり、意宇郡屋代郷の傳には、天乃夫比命、御伴天降來坐志伊支等之、遠神天津子命と有、古事記には、建比良鳥命、書紀には、大背飯三熊之大人式、遷却崇神祭詞に、健三熊之命、神賀詞には、天夷鳥命、崇神紀、武日照命、古事記に、下つ國を平給に天降坐し神の御名、天鳥船神は、二大神の生給ひし神の鳥船と有、神とは、穗日命の御子とはあらねど、神賀詞を合せ見れば、正しく穗日命の御子とおもはる、ヒナトリもフナトリと通ひ、比良鳥の良は、奈の誤か、鳥船は船鳥の誤かと思へど、姓氏録、山城神別に、日名鳥命、神名式に、比奈等理とあれば、フナトリと申も強言なるべし、さてかくさまゝに傳はりたる中に、古事記の鳥船神と、此記の御鳥命は、船の御功を負給、御名と聞ゆ、其故は、書紀曰、高皇產靈尊、勅大已貴神、云々、汝應住、天日隅宮者、今當供造、即以千尋栲繩結爲百八十紐、其造宮之制者、柱、則高、太、板、則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、とある、鳥船は、鳥の如く速行を名に負、御鳥とりの命の名の義も、船の美乎に依なるべし、さて前に申せし如

く、祝詞式、又此記の傳は、日柄宮の事を、穗日命の御子神の専ら取行ひ給へば、此鳥船をしも造り給ふを、やがて名に負給ひし物と思はる、船の美乎と云ところは、船先を云か、齊明紀童謠に、船の船軸相反事を、美鳥能陸陀鳥遷賦俱と云り、〇楯は、征戰具、倭名云、狹而長、曰步楯、和名夫太天、步兵所持也、といひ、字彙云、楯、所以蔽身扞目、記神武段に、鳥見彦と戰給時、取所入御船之楯而下立とも見え、古語拾遺によれば、楯矛は忌部氏の造ることなれど、御鳥命は宮造の總ての事を司とりて、裝束まで造り足はし給なり、されど此神の御手づから造り給ふにはあらで、手に業有て、それ造るは伴部なること、今の世に異なる事なし、前に引たる如く、紀一書に、供造百八十縫之白楯と有て、此楯を造り給ひしに依て、地の名に負、其所の人後まで楯矛を造るとなり、記傳云楯の名義は立なるべし、兵庫寮式に、凡踐祚大嘗會、新造神楯四枚、各長一丈二尺四寸、本四尺七寸、末、潤三尺九寸、載八竿、云々、其料黑牛皮八張、各長八尺、潤四尺四寸五分、中、潤厚二寸、丹波國楯縫氏造、載別三合云々、商布四段四尺、二丈六尺、云々、楯其料物委とありて、是にて古の楯のこと、大氏知らる、楯を造るをば、縫と云れば、皮を板の面に縫合せて張て、裏には布を張るなるべし、料の板は載せされども、厚二寸とあれば、必板に張れるなるべし、

### 楯縫郷

出雲國風土記曰、意宇郡楯縫郷、郡家東北三十二里一百八十步、布都怒志命之天石楯縫直給、故云楯縫、釋日紀

この文も現行本に於るなり、真龍曰、楯縫は今能義郡口縫郷也、鈔云、清井清瀬野外門生四村也、〇布都怒志命は、紀云、磐裂根裂、神之子磐筒、男磐筒、女所生之子經津主神とあり、是、神武甕槌神と二柱相並て、國平に天降給しこと、同紀に見え、古事記には、伊都之尾羽張神、子建御雷之男神とあり、〇楯は上にみゆ、天は貴て云、石は不變をもて稱言、紀伊國有馬村の楯が崎を神武紀に天磐楯とも書たり、〇縫、字、釋紀に脱たり、楯直を損量に作り、量を伊澤本に置とあれど、今は風土記一本及現行本によりて補訂せり、此神諸國を巡りまし、事は、書紀に、以岐神爲郷導、周流削平、また風土記、本山國郷云々、布都努志命之國廻、坐時、來此處、而詔是土者、不止、欲見詔、故云山國也、とある時に、此石楯を縫置給ひ、なるべし、

### 伊布夜社

出雲國風土記曰、意布郡伊布夜社、釋日紀

こも現行本にあり、伊布夜社は、神名式に揖夜神社、同社座、韓國伊太氏神社、書紀、齊明

紀に言屋社言屋此三とある是なり條と合セ考ふべしの本社は、大日貴命事代主命少彦名命を祭り、伊太弐神社には、素戔鳴尊五十猛命を祭ると云り、揖屋村にありて、揖夜大明神とまをすとぞ、三代實錄、貞觀九年五月二日庚子、從五位下揖夜神授從五位上、十三年十一月十日壬午、授從五位上揖屋神正五位下とあり、

### 〇播磨

#### 八十橋

播磨國風土記曰、賀古郡益氣里有石橋、傳云上古之時此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋本釋日

賀古郡の賀古は、印南の誤なるべし、近頃世に著れたる本國風土記にも、印南郡に收め、和名抄、印南郡にも益氣郷あればなり、〇此橋至天は、上古の時、八十人天上に往來し、橋なる故に、八十橋と云ふとなり、こは丹後の天梯立の條に、云るを考へて、當昔の古説なる事を明らむべし、播磨名迹志に、印南郡平庄益田村に八十岩橋と云がありて、山麓より絶頂に至るまで、自然の石階あり、また加古川の水派に八十川原と云もありと云り、この益田は古の益氣郷なりと云へば、八十岩橋とてあるも、必ず此の八

十橋なるべし、八十川原の名も、由縁ありて聞ゆるなり、神社考に、播磨國風土記云、八十橋者、陰陽二神及八十二神之降迹也、とあるも、同じ事なるべし、土人の説に、天浮橋石橋の中ほとに社あり、二神を祭ると云ふ、夫木集の歌に、大納言雪あれば天の羽衣白妙に、風さえわたる八十の岩橋、とよめるは、此故事を云るなり、

#### 駒手御井

播磨國風土記曰、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井上、朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠、造舟、其迅如飛、一櫂去、越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食、汲此井水、一旦不堪御食之時、故作歌而止、唱曰、住吉之大倉向而飛者、許曾速鳥云、日何速鳥釋日本

明石は、和名抄、播磨國明石志安加郡明石之安加郷とある是にて、兵部式に、播磨國驛馬明石三十疋とみえられたれば、此所に驛家ありしなり、〇駒手御井いまた考へず、〇難波高津宮は、仁徳天皇の朝なり、〇楠生於井上、印本に井上を吉の一字にあるは、誤れり、神代卷口訣に、此傳を載て、楠樹生其上、また續歌林良材には、本文を假字に改めて、明石

驛家に駒手の御井あり、井上に楠木有、また萬葉緯には井口とあるによりて考ふるに、吉は井上の二字を寫し誤れるものなる事著ければ、今は訂して引けり、駒手御井の上に生立たる楠樹ありとなり、〇朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根は、大楠樹の朝日夕日にわたれば、其樹の影の淡路島、また大倭島根を蔽ふばかりなりしと也、景行紀十八年秋七月辛卯朔甲午、到筑紫國御木居於高田行宮、時有一樹、長九百七十丈焉、百寮蹈其樹而往來、時人歌曰、阿佐志毛能、彌能佐鳥、魔幣菟者、彌伊和、哆羅秀暮、彌開能佐鳥、廢志、爰天皇問之曰、是何樹也、有一老夫曰、是樹者、歷木也、嘗未、區之先、當朝日輝、則隱杵島山、當夕日輝、則覆阿蘇山也、天皇曰、是樹者、神木、故是國宜號御木、國古事記仁德に、此御世、兎寸河之西有一高樹、其樹之影、當旦日者、速淡路島、當夕日者、越高安山、故切其樹、以作船、甚捷行之船也、時號其船、謂枯野、故以是船、旦夕酌淡道、島之寒泉、獻大御水也、とあるにいとよく似たり、古へはかゝる大木の諸國に多かりしなり、記傳三十七丁に、そもそも今世人の心には、いかに高くとも、然ばかりならん樹はあるべくもあらざるに、如此云るは、虚説の如く思ふべかめれど、然らず、今世にすら、思ひの外なる大木の深山、中などにはあること、此彼に聞り、况て上代には、さる大木のありしこと、此彼物にも見えたり、近江國栗太郡に語傳へて云く、古に栗の大木ありて、其の枝數十里にはびこれり、故栗本と云、今も地を堀れば、栗實又枝などあり、又すくも

と云て、里人の薪に用る物ありて、土中より堀出す、是も其栗の葉なりと云り、此類の語傳、なほ國々に往々あり、然れば上代には殊なる大木の處々に有しこと知るべし、とあるが如し、〇仍伐其楠云々、件の大楠木を伐りて、舟に造りけるに、其舟の迅き事飛ぶが如く、一楫にして七浪を去越ばかりなりしかば、舟名を速鳥といへりとなり、〇速鳥は、上に云るが如く、舟の甚捷きを稱て、名けたるなるべし、續紀十に、船名播磨速鳥に從五位下を授らる、由みえたり、此風土記の故事によりて名けしにやあらん、神代口訣に、仁德時、播磨明石驛家有一井、楠樹生其上、時人伐其樹造舟、其迅如飛、去越七浪、故名曰速鳥、と云るも、本文によりて云る文なり、舟に鳥を以て名くる事は、書紀神代卷に、鳥磐檉樟船と云もみえ、天鳩船と云もあり、萬葉集に、與鳥鳴云船ともあり、その行ことといと迅して足輕きを鳥にかたとりたるものとみえたり、さて船に名をつくる事は、應神紀に、五年冬十月、科伊豆國、令造船、長十丈、船既成之、試于海、便輕、泛疾行、如馳、故名其船曰枯野、文上に引る古事記の文、また續紀三に、船號佐伯、同廿四に、船名能登、續後紀六に、船號大平良など見え、義經記四に、月丸といふ大船に、五百人の勢をとりのせて云々ともあり、今世にも、某丸、某丸と云名どもの聞ゆるも、古の名遣なるべし、〇爲供御食は、オホミケツカヘマツルタメニと訓へし、汲此井水は、駒手御井の水を汲むを云、〇一旦不堪御食之時、一旦はアルヒと訓へし、不堪御食は、御食仕奉

るに得堪ざる由にて、舟の壞損はれし故なるべし、故作歌而止とは云るなり、堪の下に供或は汲字あり、御食の下に水の字ありしが脱たるなるへきか、〇住吉之大倉向而飛者許曾、速鳥云目、何速鳥とあれど、今に古本に從葉緯に閉この歌は此舟の一楫に七浪を越去はかり、いと捷行さすの飛ぶが如く、住吉の大倉に往來へば、速鳥と名に負しも、さる事なから、今大御食の時に得及はて、遅く滞りたらんには、何て速鳥とは云ふべきと嘲りし意なり、〇續歌林良材には、はりまの國、風土記云、明石の驛家に駒手の御井あり、井上に楠木有、其長百丈、切て舟に作る、舟足のはやき事、鳥の飛かことし、一旦明石の濱より發して、半時もいて住吉の岸にいたれり、時人早鳥と名づく、歌には、はく、住のえの、大くららむきて、をへはこそ、早鳥といへ、いつれ早鳥、上とあるも、本文を節畧て假字にかけるものと見えたり、

宇頭河

播磨國風土記曰、天日槍命從韓國度來、到於宇頭河底、而乞宿處於葦原、志舉乎命曰、汝爲國主、欲得吾所宿之處、志舉卽許海中、爾時客神以劍攪海水、而宿之、本紀

天日槍命、古事記には、天之日矛、古語拾遺には、天槍槍と書り、此名は皇國に參來て後に稱へたるなるべし、古事記應神段に、昔有新羅國主之子、名謂天之日矛、是人參渡來也、所以參渡來者、新羅國有一召名謂阿具奴摩、此召之邊、一賤女晝寢、於是日、耀如虹指其陰上、亦有一賤夫、思異其狀、恒伺其女人之行、故是女人自其晝寢時、妊身生赤玉爾其所伺賤夫、乞取其玉、恒裹著腰、此人營田於山谷之間、故耕人等之飲食、負一牛而入山谷之中、遇逢其國主之子、天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食、負牛入山谷、汝必殺食是牛、卽捕其人、將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛、唯送田人之食耳、然猶不赦爾、解其腰之玉、幣其國主之子、故赦其賤夫、將來其玉、置於床邊、卽化美麗娘子、仍婚爲嫡妻、爾其娘子、常設種々之珍味、恒食其夫、故其國主之子、心奢置妻、其女人言、凡吾者、非應爲汝妻之女、將行吾祖之國、卽竊乘小船、逃渡來留于難波、此者坐難波之比賣神也、於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還泊多遲摩國、卽留其國、而娶多遲摩之侯尾之女人、前津見生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲摩斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多遲摩比多訶、次清日子、柱此清日子娶當摩之咩斐生子、酢鹿之諸男、次妹菅籠由良度美、故上云多遲摩比多訶娶其姪由良度美生子、葛城之高額比賣命、此者息長帶比、故其天之日矛持渡來物者、玉津寶云而珠二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奧津鏡邊津鏡、并八種也、此者伊豆志之伊

八前大また書紀に一云初天日槍乘艇泊于播磨國在於宍粟邑時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨而問天日槍曰汝也誰人且何國人也天日槍對曰僕新羅國主之子也然聞日本國有聖皇則以己國授弟知古而歸化之仍貢獻物葉細珠足高珠鶴鹿々赤石珠出石刀子出石槍日鏡熊神籬鷹狹淺大刀并八物仍詔天日槍曰播磨國宍粟邑淡路島出淺邑是二邑汝任意居之時天日槍答之曰臣將住處若垂天恩聽臣情願地者臣親歷視諸國則合于臣心欲被給乃聽之於是天日槍自菟道河泝北入近江國吾名邑暫住復更自近江經若狹國西到但馬國則定住處也是以近江國境谷陶人則天日槍之從人也とあり記傳三十四左丁に昔とは此御代應神より前なるよし也其は何の御代と云ことは傳の詳ならざる故に泛く昔と云るなり然るを此處にしも記せることは異國の人々此彼と多く此御世に參來つることありしかば其因なるべし書紀には此事垂仁天皇三年に記されたれとも其は疑はし何と云に同九十年に常世國に遣し田道間守は天日矛の玄孫なり其間八十餘年にして成人れる玄孫のあらんは決てあるまじきにもあらねと他の例を合せて思ふになほ疑はし故思ふに此は同八十八年天日矛之曾孫清彥云々の事の末に昔云々として天日矛の渡參來し事を記されたる昔とはかの三年のことを指ても云べけれどなほ其御代より往昔の事と聞えたりされば日矛の來たりしは其御代より前の事なりけむをか

の清彥の事につきて一にまぎれて同御代の事とも語傳へしにやあらむ又津國風土記に比賣恭會社神の渡來座る事を此明宮の御世のこととして記せるもたがへりと云り播磨風土記には天日槍をば大日貴神同時の人として記せり其は宍粟郡比治里奪谷葦原志許乎命與天日槍命二神相奪此谷故曰奪谷また柏野里伊奈加川葦原志許乎命與天日槍命占國之時有嘶馬遇於此川故曰伊奈加川とみえたるが如し猶下文に云をも合せ考ふべし〇從韓國度來云々は新羅國より渡來りし由なり古語拾遺に新羅王子海檜槍古事記に新羅國主之子なとあるにて知るべし〇宇頭川は近頃世にあらはれたる本國風土記に楫保郡石海里宇須伎津右所以名宇須伎者大帶日賣將平韓國度行之時御船宿於宇頭川之泊自此泊度行於伊都之時忽遭逆風不得進行而從船越々御船々猶亦不得進乃追發百姓令引御船於是有一女人爲資上己之負子而墜於江故號宇須伎新羅伊宇頭川所以名宇頭川者宇須伎津西方有絞水之淵故號宇頭川即是大帶日賣命宿船之泊とある所とみゆ絞水は盤瀨川名也に泗瀨瀨水水をウツマク狀ウツマクウツマクとみえ萬葉十五五に過大島鳴門而經再宿之後追作歌巨禮也已能名爾於布奈流門能宇頭之保爾多麻毛可流登布安麻乎保也盤瀨湖の發と聞ゆ底はソコの義にはあらで字書底下也とあるが如く宇頭川の川下に來りまにや〇葦原志舉乎命古事記には葦原色許男神とあり記傳に色許は醜と書て志許米志許米伎など云る如く多くは惡み書て云言なれども此の御名

は勇猛を美て云り、さて其も人の畏み懼る、方より云れば、彼醜女など、云もてゆ  
 けば、同意に歸めり、後世の言に、勇猛人を鬼神の如しと云るに同じ、又思ふに、今語に  
 らむ、志許夫都さて葦原としも云は、天下を宇志波伎坐せればなり、と云り、〇汝爲  
 國主は、上に云る如く、葦原志舉乎命は、此國の主とある神なれば、吾宿るべきを得ま  
 ほしと命が天日槍乞るなるべし、而るに志舉乎命、外國人の此國土に處る事を異しく思  
 ひて、殊更に海中に住ふべく許し給ひしと見ゆ、〇爾時客神以劔攪海水而宿之、客神  
 は上の國主と云ふに對て、外國人なる故に云り、天日槍命もいとく、世に傑れたる  
 神なりし故に、海中に住むへしと云る言のまに、其佩る劔を以て、海水を攪みた  
 して、神異を示し、即其處に宿りしなり、神しく奇きさま想像へし、〇風土記上文のさ  
 し次に、主神即長客神之盛行、而先欲占國、巡上到於粒丘、而食之、於此自口落粒、故号粒  
 丘、其丘小石皆能似粒、又以杖刺地、即從杖處寒泉涌出、遂通南北、北寒南溫、水白とある  
 をもて、天日槍命の威力のたゞならぬ程を知るべし、若然らざらむには、此國をうし  
 はき坐る志舉乎命の、客神の盛行を畏て先、國を占めむと欲すへきよし由なきなり、

黑葛

又曰、天日槍命之黑葛、皆落於但馬國、故占但馬伊都志地、而

在之、釋日  
本紀

この文あまり略きて、義理明らかならず、故、全本風土記によりて考ふるに、宍禾郡御  
 方里、上下、所以號御形者、葦原志許乎命、與天日槍命、到故黑土志爾、嵩各以黑葛三條、著  
 足、投之、爾時葦原志許乎命之黑葛一條、落但馬氣多郡、一條落夜夫郡、一條落此村、故曰  
 三條、天日槍命之黑葛、皆落於但馬國、故占但馬伊都志地、而在之、とあるにてよく聞え  
 たり、志舉乎命と天日槍命と互に國を占る時に、黑葛を足に繫て投たるに、志舉乎命  
 の黑葛は、但馬氣多郡と本國夜夫郡と、宍禾郡御形里に落ち、天日槍命の黑葛は、みな  
 但馬國に落たりし故に、伊豆志を占て鎮り坐きとなり、〇占但馬伊都志地、而在之は、  
 上の宇頭河の條に引る古事記書紀の文に、天日槍命の子孫あるをみて知るへし、ま  
 た其國に入前大神を祭れる事は、古事記に天之日矛持渡來物者玉津寶云、而珠二貫  
 又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奥津鏡、邊津鏡、并八種也、此者伊豆志之  
 みえ、傳に玉津寶とは貴く美き寶と云ことにて、八種を總て云るなり、珠二貫は珠の  
 數は多きを緒に貫たる二なり、二連と云むが如し、振浪比禮は、浪を振と云意にて、浪  
 を起すを云、切浪比禮は、切は絶にて、浪を絶止る比禮なり、振風比禮は、風を起す比禮  
 なり、風の吹をも振、と云、萬葉二十丁八に、朝羽振風社、依米とあり、凡て古は布久と布流  
 を通はし云ること多し、切風比禮は、風を止る比禮なり、和名抄に、和名加佐木里、と

て此四種の比禮を用る法は各此を出して振れば忽に浪又風の起りもし止もするなりかの海神の火遠理命に授奉し鹽盈珠鹽乾珠と同じこゝるばへなり奥津鏡邊津鏡は如何なる由を以てかく名けたるか未思ひ得ず師は海中より出たる寶鏡なるべしと云れたりき又四種の比禮に准へて思へば天日矛遠き海上を経て来る道なりし故に凡て此八種皆其備にて海上にして用ふべき徳用ある物にて此二鏡も然る故に奥邊の名は負るにもやあらむかの二貫の珠も然にもやあらむ書紀に出たる鶴鹿鹿赤石玉と云名も窺明し玉にて闇中にひそかに物を照し見る由にやと思ふに准へて思へばなり書紀には垂仁三年春三月新羅王子天日槍來歸焉將來物羽太玉一箇足高玉一箇鶴鹿鹿赤石玉一箇出石小刀一口出石棒一枝日鏡一面熊神籬一具并七物則藏于但馬國常爲神物也また八十八年秋七月詔群卿曰朕聞新羅王子天日槍初來之時將來寶物今在但馬元爲國人見貴則爲神寶也朕欲見其寶物即日遣使者詔天日槍之曾孫清彥而令獻於是清彥被勅乃自捧神寶而獻之羽太玉一箇足高玉一箇鶴鹿鹿赤石玉一箇日鏡一面熊神籬一具唯有小刀一名曰出石則清彥忽以爲非獻刀子仍匿袍中而自佩之天皇未知匿小刀之情欲寵清彥而召之賜酒於御所時刀子從袍中出而顯之天皇見之親問清彥曰爾袍中刀子者何刀子也爰清彥知不得匿刀子而呈言所獻神寶之類也則天皇謂清彥曰其神寶之豈得離類乎乃出而獻焉

皆藏於神府然後開寶府而視之小刀自失則使問清彥曰爾所獻刀子忽失矣若至汝所乎清彥答曰昨夕刀子自然至於臣家乃明且失焉天皇則惶之且更勿竟是後出石刀子自然至于淡路嶋其島人謂神而爲刀子立祠是於今所祠也とあり羽太足高などは、せり、出石は地名を以て呼るなり注然るに右の神寶と此記の八種とは數も合ず名も皆異にして物も多同じからず三年の下の一傳なるは其文上數は八種なれども其も皆此と異なり故つらく考るに此に擧たる八種と書紀なるとは皆別物なるべしさるは初新羅より持渡來たる寶物は種々多く有けむ中に此の八種はあるが中に重く際殊なる物どもなりける故に殊に出石大神と齋祀りて其社の御靈實に坐々せば倭へ召て見賜ふべき限にはあらずさればかの清彥が獻りしは此八種の餘の寶物にぞありけむかしなは然思はるゝ故はかの京へ召たりし寶物は皆藏於神府とあれば倭に留まりて但馬には還らずこれ出石大神の御靈實には非りし一の證なり其物どもは石上の神庫などにぞ納まりつらむ又かの出石小刀は淡路島にして神と祠るとあれば是又出石御靈實の屬に非るとを知るべし淡路に此神は物に見えずたゞ和名抄津名郡に都志と云郷名のあるは若出石の由にもやあらむさて彼一傳の方には彼寶物どもを貢獻物とありこれ又出石御靈實に非る一の證なりさて又書紀には出石大神の事は凡て見えずかの出石小刀を淡路に祠れる事



すら記されたるほどなれば、彼寶物ども若出石大神ならむには、必其由記されずばあるべからず、記されざるは、彼社の御靈實に非るが故なり、かくて一傳の方の數の此記と同くて、八種なるはいさゝかまきらはしけれど、其は彼出石大神と祠れる寶の數八種と云傳へて、其數を具へて語り傳へたるにてもあるへし、伊豆志之八前大神、出石は、和名抄に、但馬國出石志伊豆郡出石郷とある是なり、名義は此地の山より異き石の出ると云ば、其由なるべし、其山は石山と云て高き山なる、其傍に大きな洞あ形おのづからに、皆方にして石匠の作りなしたらむが如し、大小長短厚薄きかはりはあれども、悉く方にして、圓なるは一もまじらず、色は海風色して肌こまやかなり、此石常に其あたりの里々數はりかきりなく取用せざれば、出石と云は、此石より起れ、取れども、其あたりの里々數はりかきりなく取用せざれば、出石と云は、此石より起れ、本名とぞ聞えたる、然るに、其あたりの里々數はりかきりなく取用せざれば、出石と云は、此石より起れ、處に由、御野郡ありて、其あたりの里々數はりかきりなく取用せざれば、出石と云は、此石より起れ、し、大神は神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社八座神並名是なり、續後紀十五に、承和十二年七月、但馬國出石郡无位出石神奉授、從五位下、依國司等解狀也、三代實錄十五に、貞觀十年十二月、授但馬國從五位上、出石神正五位下、廿五に、同十六年三月、授但馬國正五位下、出石神正五位上、日本紀略に、貞元元年二月二十五日、諸卿定申、但馬國音仍不入云、とあり、古語拾遺に、卷向玉城朝云々、此御世新羅王子海檜槍來歸、今在但馬國出石郡、爲大社也、とあるは、いかが、此大社は式にも八座とありて、此の八種の寶物を祀れること、慥なるを、海檜槍を祠れる如く云るは、誤なるべし、其は式に同郡に御出石神社名神大とある是也、天、日矛を祠れる社ならむ、其を大社と思混へたるにや、又或説に、此大社を彦火火出見尊を祭ると云も心得ず、又或人出石大社に、今は八種の神寶一種も傳はらずと云と云り、實に然るにや、其はこゝばくの世々を経し間に、燒亡などし給ひしことやありけむ、はた國の亂には、ふれ亡などやし給ひけむ、又思ふに、此は即此社の神體に坐て、人の見奉るべき物には、あらねば、其とは知らずて、八種は別に有べき物と心得て、別には無きを、然云にもやあらん、なほよく尋ぬべし、源重之集に、ちはやふる出石の宮の神の駒、ゆめな乗、そや祟りもぞする、

爾保都比賣命御教

播磨國風土記曰、息長帶日女命欲平新羅國、下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命、着國造石坂比賣命、教曰、好治奉我前者、我爾出善驗、而比比良木八尋、梓根底不附國、越賣眉引國、玉匣賀賀益國、苦尻有寶白衾、新羅國矣、以丹浪而將平伏賜、如此教賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆梓、

建神舟之艦舳、又染御舟裳及御軍之着衣、又攪濁海水渡賜之時、底潛魚及高飛鳥等不往來、不遮前、如是而平伏新羅已訖、還上乃鎮奉其神於紀伊國管川藤代之峯、釋日本紀

息長帶比賣命は古事記を考ふるに、開化天皇の皇子日子坐王の子山代之大筒木眞若王の子迦邇米雷王あり、此王娶丹波之遠津臣之女名高材比賣生子息長宿禰王、此王娶葛城之高額比賣生子息長帶比賣命とあれば、開化天皇の五世孫にあたり、然るを書紀には氣長足姬尊、稚日本根子彦太日々天皇之曾孫氣長宿禰王之女也、母曰葛城高額媛とありて、記の文と合はす、また此さし次に、足仲彥天皇二年、立爲皇后、幼而聰明、淑智容貌壯麗、父王異焉、ともみえ、三代實錄十七に、大帶日姬とあり、此息長帶比賣命は仲哀天皇の皇后とおはしまして、韓國を平服はし給ひき、〇欲平新羅國下坐之時、禱於衆神は、神功紀に、九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫櫛日宮時、皇后傷天皇不從神、教而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國、是以命群臣及百寮以解罪、改過、更造齋宮、於小山田邑、三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武內宿禰、令撫琴、喚中臣鳥賊津使主爲審神者、因以千緡高緡置琴頭、而請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神名、撞賢木

嚴之御魂、天疎向津媛命焉、亦問之、除是神有神乎、答曰、幡菰穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居神之有也、問亦有耶、答曰、於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代主神有之也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、於是審神者曰、今不答而更後有言乎、則對曰、於日向國橘小門之水底所居而水葉稚之出居神名、表箇男、中箇男、底箇男、神有之也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、遂不言、且有神矣、時得神語、隨教而祭、然後遣吉備臣祖鴨別、令擊熊襲國、未經浹辰而自服焉、云々、夏四月云々、既而皇后則識神教有驗、更祭祝神祇、躬欲西征、爰定神田而佃之時、引灘河水欲潤神田、掘溝及于迹、驚岡大磐塞之、不得穿溝、皇后召武內宿禰、捧劔鏡、令禱祈神祇、而求通溝、則當時雷電霹靂、裂其磐、令通水、故時人號其溝曰裂田溝也、云々、秋九月庚午朔己卯、令諸國集船、船練兵甲、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣、軍衆自聚云々、既而神有誨曰、和魂服、玉身而守壽命、荒魂爲先鋒、而導師船、即得神教、而拜禮之、因以依網吾彥男垂見爲祭神主于時也、適當皇后之開胎、皇后則取石挿腰、而祈之曰、事竟還日產于茲土、其石今在于伊都縣道邊、既而則攝荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎮とある時の事なり、此時に播磨の國に下り給ひて、又た衆神を祭られしとみゆ、其事は史にもれたり、されど、播磨風土記に、飾磨郡因達里々々、右稱因達者、息長帶比賣命欲平韓國渡坐之時、坐于此、今私に補ひたるなり、御船前伊太代之神在於此、處故因神名以爲里名、又た揖保郡大田里、言舉皇、右所以

稱言舉阜者大帶日賣命之時行軍之日御於此阜而敎令軍中曰此御軍者感慙勿爲言  
 舉故號曰言舉前コトアケノキまた讚容郡中川里苦編首等遠祖大仲子息長帶日賣命度行於韓國  
 之時船宿淡路石屋之爾時風雨大起百姓悉濡于時大中子以苦作屋天皇勅云此爲國  
 富即賜姓爲苦編首仍居此處故川號仲川里故の誤りにやなどみえたるにて此國  
 にも久しく坐しこと知られたり○國堅大神は他書に見あたらねど伊弉諾尊を稱  
 へ奉れる御名なるべく思はる其は古事記に天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美  
 命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也諸書伊弉冉尊曰有神豐  
 原千五百秋瑞秘之地宜汝往脩之とある詔命のまゝに大八洲國を生なしまた山川草木の諸神を生  
 成し給へる功業のいともいとも大なりしによれり書紀にも伊弉諾尊功既至矣德  
 亦大矣於是登天報命仍留宅於日之少宮矣とみえたり猶次々に證し云を見るべし  
 ○爾保都比賣命は丹生告門に伊佐奈支伊佐奈美乃命乃御兒天乃御蔭日乃御蔭丹  
 生津比咩乃大御神また丹生祝天平十二年籍文に紀伊國伊都郡天降坐伊佐奈岐命  
 御兒丹生津比咩また雜筆要集に丹生大明神者云々天照大神之小妹施靈威於斯處  
 とあるによりて伊邪那岐命の御子たる事を喻るべし爾保を丹生と云ふは音通に  
 よれるなり○着國造石坂比賣命教曰は此婦人に神託して教し給へるなり着を本  
 書に者と作るは誤れり今古本及伊澤本に就て訂せり國造は播磨國造と聞ゆれど

石坂比賣命は他書に見あたらす國造本紀に針間國造志賀高穴穗朝稻背入彦命孫  
 伊許自別命定賜國造また針間鴨國造志賀高穴穗御世上毛野同祖御穗別命兒市入  
 別命定賜國造また明石國造輕島豐明朝御世大倭直同祖八代足尼兒都彌自足尼定  
 賜國造とありて三族あれば何れの國造の族とも決めかたし○好治奉我前者古事  
 記少名毘古神常世國に度りませる時の事を於是大國主神愁而告吾獨何能得作此  
 國孰神與吾能相作此國耶是時有光海依來之神其神言能治我前者吾能共與  
 相作成若不然者國難成爾大國主神曰然者治奉之狀奈何答言吾者伊都岐奉于  
 倭之青垣東山上此者坐御諸山上神也この傳に凡て古言に神に前と云ること多し  
 天照大御神の詔に如拜吾前伊都伎奉また思金神者取持前事爲政水垣宮段に天皇  
 の大御夢に大物主神の詔に令祭我御前者神氣不起云々此にならひて何れ同段に  
 於御諸山拜祭意富美和之大御前とみえ龍田風神祭祝詞に龍田能立野乃小野余吾  
 宮波定奉互吾前乎稱辭竟奉者云々など見ゆ此中にたゞ事もなく其神の御前と心  
 得てあるべきもあれども又常に云前の意にてはいさゝか通え難きもあり故思ふ  
 に前は座と同くて本其神の御座位を指て云言なり右に引る是なり前さて御座位を  
 指て云がやがて其神を指て云なれば治御前とは即治我と云ことなり右に引る文  
 どもを考へて知へし中昔の言にも貴人なましては意麻閉と云り今世にも御前さ  
 と云是におなじ又中ごろ婦人の名に某前御前と云聞ゆ

て又墨江之三前大神伊豆志之八前大神などあるも三座八座と云と同く座とは其神の座所を以て其神の員を申すなり人など昔の物語文などに所二人二所乃、稱徳紀詔に二そは神のみにも非ず孝徳紀の詔に神名王名逐自心之所歸、妄付前々處々、とありて注に前々猶謂人々也、とあれば人にも云しなりまた治とは凡て物を弄措ず收擧て狀に従て其がうへを宜く物するを云、其中に僕住所者云々而於高天原冰木多迦斯理而治賜者云々とあると此は同くて宮を造營て齋祠を治と云なり又因治養其御子之縁云々玉垣宮段に若此御子矣天皇之御子所思看者可治賜この二の治は同く養育を云るなり高津宮段に因大后之強不治賜八田若郎女とあるは大御心の隨に召入て寵給ふことを得爲たまはぬを不治賜といへり續紀の詔に欸將仕奉人者其仕奉禮良牟狀隨品品讚賜上賜治將賜物會止詔とあるを始にて冠位上賜治賜布など多くあるは官位を授進たまふを治給ふと云なり右のさまざざ事は異なれども意は皆同じ其餘國を治む病を治む亂を治むなども皆同意なりと云る如く此も我前とは爾保都比賣命のうへを申せるにて我をよく打棄おかずして嚴かに齋祀り給は云々と云るなり〇比比良木八尋梓根底不附國この比比良木八尋梓根は古事記倭建命東征の條に給比比羅木之八尋矛續紀二に大寶二年正月造宮職獻杠谷樹長八尋俗曰比比良木また同年夏四月秦忌寸廣庭獻杠谷樹八尋梓根遣使者奉于伊勢大神宮とあるなとみな同物なり和名抄に黄芩和名比々良木楊氏漢語抄云杠谷樹一云巴戟天和名上同とみえ字鏡に巴戟天比々良木杠谷樹上同とあり記傳に云梓を梓根とも云るは古物の名に根てふ言を添て云る例多し梓も古書にキの借字に多く用ひたれば泥は添たる言なり屋根岩根嶋根なども同じ書紀神武卷に劍根と云あり此は人名なれば根は名のうへに添たるかはた劍を劍根とも云しか知らずさて上代の矛は鋒刃ある物のみに非ず木のかぎりなるもありし此比々羅木の矛も然り若鋒刃ありて其柄の比々羅木ならんには柄八に梓削と云工も見え柄といはてた者ならは梓柄削と云るは木の鋒なれば也又古書どもに鋒字を多く木偏に易て梓と作るも木矛の多かりし故と思はるされば古の木矛は今世に棒と云物の類にぞありけむ但し鋒刃のあるも木のかぎりなるも其形はさまざまありつと思しくて廣矛など云名も見えたり近世に夜理と云八尋と云は甚長き由なり上底不附國は心得かたけれど強て思ふに新羅は皇國と甚く隔らぬ國なる由にて底依不附國と云るならむ其は記傳十二に常世國とは如此名けたる國の一あるには非ずたゞ何方にまれ此皇國を遙に隔り離れてたやすく往還がたき處を泛く云名なり常世は借名義は底依國にてたゞ絶遠き國なるよしなり古に會許を登許と通はし云ること又會許とは下のみに非ず四方上下何方にまれ遠く

尋梓根遣使者奉于伊勢大神宮とあるなとみな同物なり和名抄に黄芩和名比々良木楊氏漢語抄云杠谷樹一云巴戟天和名上同とみえ字鏡に巴戟天比々良木杠谷樹上同とあり記傳に云梓を梓根とも云るは古物の名に根てふ言を添て云る例多し梓も古書にキの借字に多く用ひたれば泥は添たる言なり屋根岩根嶋根なども同じ書紀神武卷に劍根と云あり此は人名なれば根は名のうへに添たるかはた劍を劍根とも云しか知らずさて上代の矛は鋒刃ある物のみに非ず木のかぎりなるもありし此比々羅木の矛も然り若鋒刃ありて其柄の比々羅木ならんには柄八に梓削と云工も見え柄といはてた者ならは梓柄削と云るは木の鋒なれば也又古書どもに鋒字を多く木偏に易て梓と作るも木矛の多かりし故と思はるされば古の木矛は今世に棒と云物の類にぞありけむ但し鋒刃のあるも木のかぎりなるも其形はさまざまありつと思しくて廣矛など云名も見えたり近世に夜理と云八尋と云は甚長き由なり上底不附國は心得かたけれど強て思ふに新羅は皇國と甚く隔らぬ國なる由にて底依不附國と云るならむ其は記傳十二に常世國とは如此名けたる國の一あるには非ずたゞ何方にまれ此皇國を遙に隔り離れてたやすく往還がたき處を泛く云名なり常世は借名義は底依國にてたゞ絶遠き國なるよしなり古に會許を登許と通はし云ること又會許とは下のみに非ず四方上下何方にまれ遠く

ゆき至て、極まる處を云事、又萬葉に天雲乃遠隔乃極遠難跡袋など云る會伎閉も同  
 言なりとあるに因て、さもやと思はるればなり、なほよく考へ決むへし、〇越賣眉引  
 國は、下に引る仲哀紀に、如美女之隊有向津國ともみえ、萬葉六に如眉雲居余所見阿  
 波乃山ともある如く、此方より遙々と見放たるさまを云りと聞ゆ、〇玉匣賀賀益國  
 玉匣を印本には玉甲とあれど、今は伊澤本によれり、玉匣は玉もてうるはしく飾れ  
 る櫛笥にて、光耀くと云爲の冠辭と聞ゆ、また玉甲にてタマヨロフにて聞ゆ、其は  
 肥前風土記、基肄郡長岡神社の祭に、景行天皇の御甲鏡の事を、御具甲鏡光明異常と  
 いふ事もあればなり、賀賀益は即耀くなり、神功紀一書に、筒男神の神教を載て、於是  
 神託皇后以誨之曰、今御孫尊所望之國、譬如鹿角以無實國也、其今御孫尊所御之船及  
 穴戸直踐立所貢之水田名大田、爲幣能祭我者、則如美女之隊而金銀多之、眼炎國以授  
 御孫尊とある眼炎國に同じく、金銀の多きを云るなるへし、〇苦尻有寶白倉新羅  
 國、苦を一本に苦とあり、されど苦尻にても、苦尻にても、其義詳かならず、本居内遠は  
 たり例の強て思ふに、苦尻ならむ歟、罪人の苦以て尻を叩るさまを以て高と云語に  
 かゝれるにはあらざる歟、いかにとなれば、正徳太子傳曆に、敏達四年乙未春正月皇  
 子第中、有諸少王子、口闕叫之聲、皇子聞之、設答追召諸王子等、皆悚逃竄、而太子脫衣獨  
 進、皇子問之、兄弟不和、諸少兒等輒以口闕、今欲答誨、皆悉隱避、而汝何獨進、太子合掌對

皇子并妃低首啓曰、不得立階於天而升、不得穿穴於地而隱、故自進受答、といふ事も  
 あればなり、猶後によく考へし、かくて後かにかくに考ふるに、苦は薦の誤、尻は枕の  
 誤にて、薦枕の高とつゝける事、常陸風土記に、薦枕多珂之國とあるもの證とすへし、  
 〇白倉新羅國は、仲哀紀に八年秋九月乙亥朔己卯、詔群臣以議討熊襲時、有神託皇后  
 而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是齊之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女  
 之隊、有向津國、眼炎之金銀彩色、多在其國、是謂考倉新羅國焉、若能祭吾者、則會不血  
 及其國、必自服矣、復熊襲爲服、の神教と同一趣なり、とみえ、萬葉卷十五にもたくふ  
 すま新羅國とつゝけあり、卷十四に多久夫須麻之良夜麻、可是能云々、これらは考布  
 の衾の白きとつゝけたり、考は木綿なるが故に、集中に白たへといふ所に白考と書  
 るもあり、古事記に多久豆怒能斯路伎多佗牟岐云々、萬葉卷三に考角乃新羅國從な  
 どあるも、考綱の白とかゝれるにて異なる事なし、〇以丹浪而將平伏賜は、爾保都比  
 賣命の神意にて、丹浪をもて新羅を平伏げ給はむと思ほしめせる由にて、是までの  
 文即神の御教なり、さていかなる由縁ありて、かく詔給へるにや、神の御心なれば、凡  
 人の測りしるべきにあらず、かゝる神聖のある事と思ひてあるべきものぞ、〇如此  
 教賜於此出賜赤土は、上件の如く御教しありけるに、異しくも神の御しわざにて、播  
 磨國に赤土を出し賜へりとなり、平田篤胤が説に、丹生都比賣命名義丹生は、埴生の

波の省かりたるにて、埴生とは埴なる地を云ふ言なれば、此も土を掌給ふ由の御名なり、さて埴とは和名抄に云、黄土而細蜜と有て、黄なるが本にて、世にも眞土といふ土なるを、其波を省きて、邇と云ひ、其名を移しては赤をも青をも細密なるをば總て云り、赤土青土など古さて色のくさくさ、多かる中に、赤色をば上代より殊に愛たりし故に、赤土の殊更に賞られて、遂に波邇また邇てふ名は、赤土に主と云言となりて、丹塗、矢など實の波邇は波邇の中の黄なる一種の如く成にたり、斯て此御名の邇に丹字を書るも赤きを主と爲たるよりの事なり、また爾保都比賣神と申す保は、生の轉れるにて、別なる意なし、此神を埴安現賣神の一名とと云る如く、赤土を掌り給ふ由と聞ゆれば、丹浪はニナミ、赤土はハニと訓べきなり、〇天之逆杵は天逆手などの例によらば、サカホコと訓へき歟、されと逆杵書に見あたらす、神名秘書に五十鈴宮天志天投降居比志天之逆太刀逆杵金鈴等是也と云ふ事はあれど、疑はしければとらず、逆は邇の誤にて、邇杵ならむか、釋紀の印本にトホコと訓たるは俗訓なれば取かたし、記傳四五丁に天沼矛書紀に天之瓊矛と書て瓊此云努書紀にて是を登宮許と訓來れるは云に足らぬ俗とあれば、沼は借字にて玉なり、玉を沼と云るは、書紀に瓊響瓊々、此云奴儺等母々由羅爾とある奴儺等は即瓊の音なり、瓊を書紀に常に邇と訓めばそれを通音に奴とも云しなるべし、矛は和名抄に楊雄方言云、戟或謂之于或謂之戈、和名保古、また釋名云、手戟、曰矛、人

所持也、字亦作鉞、和名天保古、上代には殊に常に用ひし兵器にて、古書に多く見えたり、日矛茅之類、廣矛八尋沼矛は玉杵と云如く、玉以て飾れる矛なるべし、古はかゝる物にも玉をかざれる常の事なり、さて萬の物に天之某と、天てふ言を上に加へ、ことは、御孫命の天降坐し時、大御身に服御物、また御從の神等のとりに、天に持し、物など、凡て天より降、來し物多し、其時に此國の物と別ちて、天物をば天之某々と呼しなり、さて後には此國にて作る物も、彼、天物の制まにならへるをば然云けらし、さて又轉ては何となく唯美稱て云りと思はるゝもあるなり、〇神舟は、神功紀に住吉神の御誨言を擧て、和魂、服王身而守壽命、荒魂、爲先鋒而導師、船云々、既而擣荒魂、爲軍、先鋒、とみえ、攝津風土記、美奴賣の條に擧たる神船、また上に引る、本國風因達里の條なる伊太代之神の御船に坐し事などを合せて先鋒の船々に神等を請奉りし事を知るべし、船舳は、和名抄に、兼名苑注云、船後頭謂之舳、音盧、楊氏曰、舟後、刺催、處也、和語云、度毛、また船前、頭謂之舳、和名問、楊氏漢語抄云、舟頭、制水、處也、とあるが如く、舟の前を舳と云ひ、後を舳とは云なり、〇御舟は此にては皇后の乘御の舟を云り、神功紀に請和魂、住吉神爲王船、鎮とみえたる御舟なり、宇佐八幡宮縁起に此文を引たるに、は、舟を丹とあり、丹裳ならば、皇后の服し給へる丹き裳なるべし、裳は俗に云ふ慕などの如きものにや、〇御軍之着衣は、軍人どもの身に着せる衣にて、其着衣は即甲冑

を云りと聞ゆ、和名鈔唐韵云、鏡和名與呂比甲也、說文云、冑和名加布度、首鏡也、とわれば、二を合せて與呂比と訓へきなり、逆梓以下の諸物に赤土を塗り給へとなり、〇又攪濁海水渡賜は、其赤土もて海水に攪みたして、海原を渡り給へと誨し給へるなり、此下に而渡賜の三字脱たるか、然らざれば文義聞えがたし、〇而渡賜之時、底潜魚及高飛鳥等不往來、不遮前は、神誨の如くにして、渡給ふ時に、底潜る魚も、高飛鳥ども、みな往來ふ事もなく、御前に遮らずてありしは、彼心なき鳥魚にいたるまで、悉く神の意に従ひ奉りし由なり、さて底潜魚は仁德紀の歌に、みなそこふ淤瀬のをとめ、繼體紀にみなしたふ紆鳴も上に出てなげく、古事記にみなそゝぐおみのをとめ云々、水底經、水下歷、同言にて、魚底にあそぶさまを云へる如く、底潜魚も水底に潜居る魚を云事なり、高飛鳥は、古事記に多加由久夜波夜夫佐和氣乃云々、萬葉四に高飛鳥爾毛欲毛、同十五に安麻等夫也可里乎都可比爾云々などもよめれば、總て鳥に高ゆくとも、高とふとも云るなるべし、此も天を掠めて高く飛鳥を云るなり、不往來不遮前は、常陸風土記久慈郡なる賀毘禮之高峯に坐す、立速男命の神異なる事を云る條下に、其社以石爲垣、中種屬甚多、並品寶弓梓釜器之類、皆成石存之、凡諸鳥經過者、盡急飛避、無當峰上、と云るに同じ意ばへなり、上件に云へる神誨の趣は、古事記訶志比宮段に、神教ありける、爾建内宿禰云々、爾具請之、今如此言教之大神者、欲知其御名、即答

詔、是天照大神之御心者、亦底筒男中筒男上筒男、三柱大神者也、今寔思求其國者、於天神地祇、亦山神及河海之諸神、悉奉幣帛、我之御魂坐于船上、而冥木、灰、納、瓢、亦著及比羅傳、多作、皆皆散浮大海、以可度、故備如教、覺、整、軍、雙、船、度、幸、之時、海原之魚、不問大小、悉負御舟而渡、爾順風大起、御船從浪、故其御船之波瀾、押騰新羅之國、既到半國、於是其國主畏惶、奏言、自今以後、隨天皇命、而爲御馬、甘、每、年、雙、船、不、乾、船、腹、不、乾、船、腹、共、與、天、地、無、退、仕、奉、故、是、以、新、羅、國、者、定、御、馬、甘、百、濟、國、者、定、渡、屯、家、爾、以、其、御、杖、衝、立、新、羅、國、主、之、門、即、以、墨、江、大、神、之、荒、御、魂、爲、國、守、神、而、祭、鎮、還、渡、也、又、た、同、時、の、事、を、神、功、紀、に、仲、皇、九、冬、十、月、己、亥、朔、辛、丑、從、和、珥、津、發、之、時、飛、廉、起、風、陽、侯、舉、波、海、中、大、魚、悉、浮、挾、船、則、大、風、順、吹、帆、船、隨、波、不、勞、楫、使、到、新、羅、時、隨、船、潮、浪、遠、逮、國、中、即、知、天、神、地、祇、悉、助、歎、新、羅、王、於、是、戰、々、栗、々、厝、身、無、所、則、集、諸、人、曰、新、羅、之、建、國、以、來、未、嘗、聞、海、水、凌、國、若、天、運、盡、國、爲、海、乎、是、言、未、訖、之、間、船、師、滿、海、旌、旗、耀、日、鼓、吹、起、聲、山、川、悉、振、新、羅、王、遙、望、以、爲、非、常、之、兵、將、滅、己、國、譬、焉、失、心、乃、今、醒、之、曰、吾、聞、東、方、有、神、國、謂、日、本、亦、有、聖、王、謂、天、皇、必、其、國、之、神、兵、也、豈、可、舉、兵、以、距、乎、即、素、旆、而、自、服、素、組、以、面、縛、封、圖、籍、降、於、王、船、之、前、因、以、叩、頭、之、曰、從、今、以、後、長、與、乾、坤、伏、爲、伺、部、其、不、乾、船、楫、而、春、秋、獻、馬、梳、及、馬、鞭、復、不、煩、海、遠、以、每、年、貢、男、女、之、調、則、重、誓、之、曰、非、東、日、更、出、西、且、阿、利、那、禮、河、還、以、逆、流、及、河、石、昇、爲、星、辰、而、殊、闕、春、秋、之、朝、怠、廢、梳、鞭、之、貢、天、神、地、祇、共、討、焉、云、々、即、以、皇、后、所、杖、矛、

樹於新羅王門爲後葉之印故其子今猶樹于新羅王之門也とあるによく符合へり抑  
 かく高飛鳥も水潜る魚も御軍を助け奉れる事はあやしとも怪しく奇しとも奇し  
 きはいかなる故ぞと思ふに皇后の御政のいといと荷簡にして己かさかしらを交  
 へ給はず悉く天神地祇たちの御心を心とし給ひしかば皇國にありとある人ども  
 は云も更なり心なき魚鳥までもたすけ奉りしなるべし穴くしきかも神の御心い  
 と尊きかも皇后の神算〇如是而平伏新羅已訖還上はかく神誨の如くものしつゝ  
 新羅を御馬甘と服順はしめて後京都に還り上り坐しゝなり〇乃鎮奉其神於紀伊  
 國管川藤代之峯は丹生都姫の神教によりて韓國を平げ給ひし故に其神を紀伊藤  
 代之峰に鎮祭りしとなり管川藤代之峰加納諸平云管川は今筒香と訛りて天野あ  
 たりとの總ての庄名也藤代峰は富貴筒香大和等の界の高峰を云りと里人云り今は  
 水呑峰とも子粒が嶽とも云へど古名藤代なりと云り後此峯より今地には遷奉れ  
 るなり彼山は海部藤代より山つゝきなれど甚く隔れり丹生大明神告門に懸幕毛  
 恐支皇大御神乎歳中用月乎撰比月中用日乎撰定氏銀金花佐支開吉日時乎撰定氏  
 當年二月秋御門十奉仕申久高天原爾神積坐天石倉押放天石門忍開給比天乃八重  
 雲乎伊豆乃道別道別給天豐葦原乃美豆穗乃國爾美豆毛給天國郡波佐波爾在  
 紀伊國伊都郡奄太村乃石口爾天降坐て三谷村酒殿神社是今の慈尊院村の舊説の  
 此説あり崇神天皇の御世あり大御名乎申波恐之不申波恐支伊佐奈支伊佐奈美乃命

乃御兒天乃御蔭日乃御蔭丹生津比咩乃大御神止大御名乎顯給比川上水分乃峯爾  
 上坐天國加加志給比下坐天十市乃郡口爾忌杖刺給比五百乃天皇御門代下坐天巨  
 勢丹生忌杖刺給比巨勢丹生杖は大和志に高市郡越村とあり同郡丹生谷と云是なり  
 と祭殿祭器を作る時其の紀伊を齋風土紀伊に覺和の御手印縁起の限りを忌杖  
 と云祭殿祭器を作る時其の紀伊を齋風土紀伊に覺和の御手印縁起の限りを忌杖  
 杖者御祭已前四方杖立其杖内人々居外紀州荒市也云此説は齊記の爲八  
 環め汚穢不淨を忌嫌ふの杖なり聞ならく紀州荒市也云此説は齊記の爲八  
 幡三船の御祭の時死に人あれに忌松の所に祭竹を立其竹と云其竹を立伊國入湯  
 其あたりになる村に死に人あれに忌松の所に祭竹を立其竹と云其竹を立伊國入湯  
 川祭也此地に丹生祝詞にて熱社あり八月神座の祭なりヨミサシの祭と云ふ神に立  
 る忌杖さし事なるべしと下坐天宇知郡布々支丹生爾忌杖刺給比下坐天伊都郡町梨乃  
 御門代二十四坪同三坪員八坪御田作給天下坐天波多倍家多村乃字堪梨云坪二十五坪  
 二段同五坪并天沼田云段二十五坪七十一坪二坪同里三坪四坪八坪七坪二坪四坪同  
 天忌垣豆爾御確作其田稻乎大飯大酒作樂豐明奉仕天上坐天伊勢津美爾大坐支丹  
 生大和字知郡に布々支村なし紀伊伊都郡に富貴村あり意ふに此村昔は宇智郡に  
 屬せしならん但字知郡丹原村に丹生川神社あり丹原生子の二村にて祭ると云忌  
 垣豆の氏神に垣内村是なり八幡を祭るとぞ上坐天巨佐布所爾忌杖刺給比下坐天  
 小都知之峯爾太坐上坐天天野原忌杖刺給比下坐天長谷原爾忌杖刺給比下坐天神  
 野麻爾爾忌杖刺給比下坐天那賀郡松門所爾太坐下坐天巨佐布所爾忌杖刺給比下坐天神



田あり、今に至るまで不淨の爲に、此名を禁ず、俗に小粒の場といふ所あり、安梨、夏瀬、丹生、忌杖、刺給比下坐、天日高郡、江川、丹生、忌杖、刺給比返坐、天那賀郡、赤穂山乃布氣云所爾太坐、伴此犬口、代赤穂村、布氣、淡路、國三、段、郡白犬、一、遷幸、天、名、手、村、丹生、屋乃所、爾夜、殿大坐、口道、餘、梨、千、代、奉、給、御、門、代、遷、幸、天、伊、都、郡、佐、夜、久、乃、宮、爾、太、坐、然、而、則、澁、田、村、乃、御、門、代、御、田、六、廿、四、圖、一、里、七、坪、一、町、八、坪、一、町、九、坪、作、給、天、神、賀、奈、淵、所、爾、樂、豐、明、奉、給、也、則、天、野、原、爾、上、坐、皇、御、孫、乃、命、乃、字、間、湛、乃、任、爾、於、土、波、下、爾、掘、返、下、土、波、於、掘、返、大、宮、柱、太、知、立、奉、給、比、高、天、乃、原、爾、知、木、高、知、奉、朝、日、奈、須、耀、宮、夕、日、奈、須、光、留、宮、爾、世、長、杵、爾、常、世、乃、宮、爾、靜、坐、止、申、皇、御、孫、乃、大、御、神、爾、依、奉、給、大、御、門、代、大、飯、大、酒、黑、黃、千、取、白、黃、千、取、御、贄、千、稻、引、並、天、奉、止、申、須、所、奉、仕、大、飯、大、酒、者、伏、香、不、爲、取、昨、見、不、爲、清、淨、奉、仕、止、申、須、皇、御、孫、命、乃、依、奉、給、大、飯、止、田、長、御、世、爾、濟、奉、仕、支、馬、爪、至、限、鹽、未、至、限、の、誤、り、は、沫、天、雲、乃、可、皿、立、限、依、奉、給、也、遠、爾、乎、波、千、尋、田、久、繩、乎、以、天、懸、依、給、比、荒、爾、乎、波、大、御、佩、以、天、平、給、比、白、雲、乃、退、居、青、雲、乃、棚、引、限、物、代、乎、依、奉、給、也、曳、立、者、天、止、等、久、打、積、者、國、止、等、久、谷、古、久、乃、佐、渡、限、物、代、乎、依、奉、給、止、申、須、品、田、天、皇、依、奉、給、神、塚、丹、生、川、西、至、星、川、井、神、勾、南、至、阿、と、ある、に、よ、り、て、所、々、に、忌、杖、を、立、て、神、界、を、定、め、給、ひ、し、か、ど、終、に、天、野、原、に、鎮、坐、し、給、へ、る、事、を、知、る、へ、し、附、考、に、い、へ、ば、此、に、は、神、祇、志、料、神、名、帳、紀、伊、國、伊、都、郡、丹、生、都、比、女、神、次、新、嘗、大、月、と、あり、上、に、引、る、告、門、の、文、に、天、武、天、皇、神、封、二

戸、光仁天皇弓刀、淳和天皇宮作料物を奉ることみえ、三代實錄貞觀元年正月七日甲申、從五位下勳八等丹生都比賣從四位下、元慶七年十二月廿八日庚申、從四位下勳八等丹生比賣神從四位上、とあり、神階の事も附考に、今高野山鎮守の神として、鳥居額に正一位勳八等丹生大明神とある社是にて、其社人數人あり、總神主を丹生祝といふ、天道根命の神孫にて、其家に古系譜を藏り、延曆十九年のほどに書るものとみゆ、其附考に考へおけるをみて、さて告門に那賀郡赤穂山乃布氣と云處に、此神をす由みゆ、播磨風土記に、此神の事を傳へたるに、同國に赤穂郡あるを思ふに、赤穂の地に由ありて、紀伊にも播磨にも祀られ給へる故、播磨にて神の御誨ありしにやあらん、なほよく考へ定むべきなり、

香山里

播磨風土記云、香山里、本名鹿、土下上、所以號鹿來墓者、伊和、大神占國之時、鹿來立於山岑、是處似墓、故號鹿來墓、後至道、守臣爲宰之時、乃改名爲香山、家内谷卽是香山之谷、形如垣、廻、故號家内谷、云々、仙覺萬、葉鈔


この文、今ある風土記の揖保郡條下にあり、香山里、倭名鈔に揖保郡香山也古郷とあり、播磨國圖、また名勝志を考ふるに、揖東郡香山村と云ふある是なり、〇香山里本名鹿來墓とあり、鹿來はカコとも訓るれど、カクと訓べし、其は古事記に天迦久神とあるを、舊事記に天迦具神と作き、また天迦久弓、天迦久矢を、鹿兒弓、鹿兒矢と云ひ、香山を香語山とも云る如く、鹿來墓と云ひし處を、後に香山里と云りしなり、〇伊和大神の占國と云事既にいへり、〇道守臣、姓氏錄に道守朝臣、開化天皇皇子武豐葉、類別命之後也、また道守臣、同上とあり、此國の宰たりし道守臣は誰といへる人にか、未だ考へず、〇家内谷は地圖を考ふるに、香山の西北に家氏村と云ふあり、此家氏村即古への家内谷と聞えたり、

神阜之形覆

播磨風土記云、出雲國阿菩大神、聞大和國畝火香山、耳梨三山相鬪、此欲諫止、上來之時、到於此處、乃聞鬪止、覆其所乘之船而坐之、故號神阜、阜形似覆葉仙覺萬

阿菩大神は、出雲の神と聞ゆれど、它書に見わたらず、大神とあるを思ふに、若くば大

穴牟遲神にはあらざる歟、考ふべし、〇畝火香山、耳梨三山相鬪、この三山は、伴信友云、大和國十市郡なる香山と耳梨山、高市郡なる畝火山なり、この三の山ともに孤立山にて、遠山の周れる平坦なる國中に、圓器の三脚の在狀の如く、三方にありて、其間おのゝおほよそ二十町ばかり隔てたり、しか同じさまにて在る山なるによりて、すべては三山といへるなり、此山々の事は、古書どもに見え、今もかくれなき名所なり、相鬪は畝火山を得むとて、高山と耳梨山と相戦し時といふ意なり、相とは萬葉の歌に、此歌は下相諍競伎とよませ給へる相これにて、互に相向て力をもて勝むとするをいふ言なり、〇到於此處は、信友が説に、萬葉注釋の伊奈美國波良の注に、此文を引たるを思へば、記の本書には、印南郡の條にありし文にて、此處とあるは、即伊奈美なることを知るべし、上といへるは誤れり、近世現れたる風土記には、揖保郡越部里狭野村の下に神阜云々とて、此文あれば、此處とは揖保郡にして、印南郡にあらざる事を知るべし、〇此欲諫止の欲を、本書に諷とあり、また歌とあるは誤なる事著ければ、現今の風土記によりて訂せり、〇號神阜、阜形似覆とある神阜を、本書に神集と書き、阜形を之形、また集形とある之、また集も誤なれば、現行本と萬葉緯によりて改めつ、而るを伴信友か此文を故號神集、舟形似覆の誤りなりとして、字を改めて云らく、其據は播磨人の談に云く、己が國印南郡生石村石寶殿の山の後の西の嶺なるカヅ

ミと呼ぶ處にいひしらず舊びたる石船あり其形おほかた  かくの如し凡長九尺許横四尺許厚一尺四五寸もありぬべし兩端に珎二つあり形にあはせて中を凹く淺く彫たるものゝ如く見ゆと云へりこれ阿菩大神の覆其所乘之船而坐之といへる船なる事著し其在處をカヅミといへるは神集りの約れるにて其は阿菩神の率て來ませる神も他神も集り給ひたる由にて地名に呼傳へたるなるべければ神阜を神集と訂して今の地名にも合へばカヅミとよめりさて其處に在る舟なるが故に神集船と號び來れるなりいまその生石の山の東の麓遠からぬほどに神爪村といふがありとぞ其はひかしは此わたりかけて神集といへるが一村の名に遺りてカヅメと訛り呼ことゝなれるにてもと同じ由縁の地名なるべきこと決し以上と云るも誤れりさるは生石村の石寶殿と世に傳ふるものは現行本風土記揖保郡大國里宇天皇御所以號大國者百姓之家多居此故曰大國此里有山名曰伊保山所以者帶中日子命乎坐於神而息長帶日女命率石作連大來大字下文に補ふ而求讀伎國羽若石也自彼度賜未定御廬之時大來見顯故曰美保山山西有原名曰池之原原中有池故曰池之原原南有作石形如屋長二丈廣一丈五尺高亦如之名曰大石と云る大石は即生石なれば信友か生石村云といへる説の非なる事知るへし和漢三才圖會に靜窟在生石村祭大已貴少彦名稱生石子明神神殿號石寶殿其高二丈六尺經營奇とある

もこれなりさて此を靜窟と云るは萬葉集生石村主が靜窟の歌あるに附會せるの誤りにて取るに足らず此事は伴蒿蹊の閑田耕筆にも記して石寶殿の圖もありしかと覺ゆ見合せて考ふへし〇この風土記の文を萬葉鈔に引きたるは萬葉集卷一に中大兄宇天皇御三山御歌一首高山波雲根火雄男志等耳梨與相諍競伎神代從如此尔有良之古昔母然爾有許會虛蟬毛孺乎相格良思吉又た反歌に高山與耳梨山與相之時立見爾來之伊奈美國波良とある御歌を解釋ためなり伴信友云高山は香山と書ると同例にてカグヤマと訓べし上の四句は高山は畝火を愛しと耳梨と合圖ひきなりさるは古諺に高山の男神の畝火山の女神を愛しみて妻とせむとして耳梨山と戦ひ争ひたる事ありきとのたまへるなり但し御歌にも風土記にも三山の名こそはあれ神とはいはされどその山山をうしはき坐る女男の神ありて其神々の猛びによりて其山々の甚しく鳴響動きなどして奇靈き事どもありけるによりて山名を呼て語り傳へたりしものなるべしさて其神々の男女の別は此御歌にて推はからるゝなりなほこまかに考るに耳梨は前に雲根火に媾て在つるに高山も雲根火を愛しみて得むとせるに情を通はしけるによりて相諍競事となれるなるべしさて又二句の畝火を男志は愛字をよめるこれにて深くあはれとおもふ言なり允恭紀に新羅人恒愛京城傍耳成山畝傍山とある愛字を古訓にラシムとよめ

るもおのづから此御歌詞に似たるよみざまなるがおかしきこゝちさへして聞ゆ、また土佐日記にをしと思ふ、人やとまると、芦嶋のうちむれてこそ、我は來にけれ、とよめるをしも愛しなり、さて又長歌の高山波云々相諍競伎まては、三山の古諺を言舉して、それにそへて情を述べたまひしなり、又此反歌は、長歌によみのこし給へる古諺をうちかへしのためひて、それにそへて、御情をのへたまへるなり、さて此三山の古諺は、御歌に神代從如此爾有良之とよみ給ひたれば、神代の事として語り傳へたる古事なり、さてまた御歌に立見爾來之伊奈美國波良とよませ給へるは、風土記にみえたる阿菩大神の出雲を發て、播磨の伊奈美まて來まして、云々といへる古事を、ことそきて發て關に來し伊奈美國ばらとよみながし給へるなり、其は額田、姫王との御中に係りたる由ありて、よませ給へるにて、御歌さまはいひしらずめでたし、さてその姫王との御中の事は、この下にいふを此に運して、したの御意をおしはかり奉るへし、さてこれまでに、御歌と風土記とを相併せて三山の古事の趣はとゝのひてきこえたり、さてまたたちかへりていふ、長歌の五句よりはじめて、神代從如此爾有良之云々とよみ結め給へるは、上に高山波云々とその古諺を言舉し給ひて、神代より如此る妻争せる事は有けり、古昔も然あればこそ、今の世の人も妻戀に相争ふなれ、とのたまへる御意なり、さてしかよませ給へる長歌反歌をあはせて、まことの

底の御意を推量りたてまつるに、そのかみ御弟大海人皇子の天武天皇の皇子はやくに坐ましける時はやくより、窃に婚しておはしませる額田、姫王を、御兄として又窃にめし給へるによりて、よませ給へる御歌なり、そもこの姫王は既に大海人皇子に婚されて、皇女皇女市をさへに生し給ひたりし御中なりければ、御兄、皇子にめされて在つゝも、まかすがに互におもひはなれ難く、まぬひに御ことかよはしなど、またまひけるにあはせて、またには御兄弟の御間の親睦からざることを、御兄皇子の御こゝろやましく、かつはつゝましくおもほしこめ給へるあり、三山の古諺に喩て、その御懷を長歌に述べ給ひ、反歌にもまた其古諺に喩て、いかでむかしの阿菩、神のごとき人の出來て、御中とりもちて、和平し得させよかし、と遣るかたなき御懷を述べたまへるなるべし、そへ歌といふは、寄歌にて、その的す事を願にいはず、他事に寄へて底の意を述るがことき體なるをいへり、此三山の御歌も、いはゆる風歌の體とやまをすべからんといへるよき考なり、

### 萩原里

播磨風土記云、萩原里、土中々、有井、所以名萩原者、息長帶日賣命、韓國還上之時、御船宿於此村、一夜之間、生萩根高一丈

許仍名萩原、即關御井、故云針間井仙覺萬

此文現行本風土記に、揖保郡にあり、御園帳に、揖西郡萩原村とある是なり、今は字のまゝに、ハギ原と唱ふとみえたり、名蹟志に、揖東郡浦上庄はい原也とあり、萩原里の萩原は、ハリハラと訓へし、萩は草花にいふ萩にはあらず、榛の木を云りと聞ゆ、然らざれば、下文に萩根高一丈とあるにも、針間井と云にも合はさればなり、さて萩を榛と云由は、谷川士清云、はぎ日本紀には榛、字藜、字などをを用て、はりともかはぎとも訓せり、藜も榛に同じ、潘岳詩に、荆棗成榛といへは、はりは針の義なるべし、よて萬葉に針原とも書せり、はぎははりの木の略なるべし、かはぎといふは木萩の義、今きはぎといへり、萬葉集に、真榛といへる物にして、顯昭の大萩といへるも同じなどあるにて知るべし、E〇土中々下の中字、本書になきを現行本の風土記に據りて補へつ、〇息長帯姫命の韓國より還り坐す時に、此萩原里に御船はて給ひしか、其一夜の間に、榛の根高さ一丈許もあらむと思ふほどの木生たりければ、即其地を榛原と號けたりとなり、〇針間井、その榛の木の生し處に、新に井を開し故に、針間井とは名けたり、針間は榛木のある間にと云義にやあらむ、こゝに國名の始めとは云はされとも、云針間井とあるは、何とかや國名も是より出たりけに聞ゆ、若然らば榛木に由れる名なり、と記傳に見えたる説の如くなるべし、

韓荷嶋

播磨風土記云、韓荷嶋、韓人破船所漂之物、漂就於此島、故云

韓荷嶋仙覺萬

この文現行本風土記に、揖保郡浦上里の條下にあり、韓荷島は萬葉集六に、玉藻刈辛荷乃島とみえ、播磨名跡志に、揖西郡韓荷島とあるこれなり、韓人の漂ひし船の破れたるが、其破れし船の種々の物具が漂ひ就し島なるを以て、名に負しとみゆ、

船引山鵲鳥

播磨國風土記見、佐用郡船引山云フ、此山有鵲鳥、世俗云韓

國鳥、栖枯木穴、春見之、夏不見云リ塵添

佐用郡は、和名鈔郡名の條に、佐用與とあり、播磨風土記に、讃容郡所以云、讃容者、大神妹、妹二柱、各競占國之時、妹玉津日女命、捕臥生鹿、割其腹、而種稻、其血仍一夜之間、生苗、即令取殖、爾大神勅云、汝妹者、五月夜殖哉、即去他處、號五月夜、郡神名、贊用郡比賣命、今有讃容町田也、とみえたる是なり、〇船引山も、風土記に、此文の上に、船引山、近江天皇

之世道守臣爲此國之宰造官船於此山令引下故曰船引とありて有鵲鳥を住鵲に作り世俗を一に作り木の下に之字あり春見之を春時見に作れり名蹟志に佐用郡船曳庄三日月の社などある船曳は此山のある所なるべし〇鵲鳥は和名抄に鵲本草云鵲加佐々岐とみえ本草和名に雄鵲和名加佐々岐とあり歌に鵲のわたせる橋などよめるも同じものと聞ゆ狩谷望之が和名抄箋注に鵲を今俗呼高麗鳥と云るは此の韓國鳥といふにいとよく似たる事なり

鵲住山

播州記、揖保郡鵲住山アリ、昔鳥多栖此山故云爾塵添 塵

播州記は風土記にはあらじと思はるれど尾張風土記の文を尾州記と云ひ常陸風土記を常陸國記などあるにて風土記の文なること著きを嘉永五年に世にあらはれたる播磨風土記に本文の事あるにても思ひ明らかし〇揖保郡揖を本書に指と作るは誤りなる事著ければ和名抄に據りて訂せり抄に揖保保伊比播磨風土記に揖保郡事明下とみえて揖保里中土所以稱粒者此里依於粒山故因山爲名粒丘所以號粒丘天日槍命從韓國度來到於宇頭川底而乞宿處於葦原志舉乎命曰汝爲國主欲得吾所宿之處志舉即許海中爾時客神以劍攪海水而宿之主神即畏客神之盛行而先

欲占國巡上到於粒丘而檢之於此自口落粒故號粒丘其丘小石比能似粒とあるにて粒によれる名義なる事を知るべし〇また風土記に鵲住山所以號鵲住者昔鵲住多此山故因爲名とあり之によりて考ふるに本文には鵲住山の下に所以號鵲住者の六字を略き鵲を鳥に訛り因爲名を云爾に作れるが異なるのみ但し此に住多とあるは顛倒なる事本文にて明かなり〇鵲住山は播磨名蹟志に揖西郡庵村鵲栖山郡中一の嶮山にて尖り山とも又は窟とも云窟穴に十疊ばかりも敷くべきなり今も鵲巢をかくる也と云るが如し

〇美作

國守

美作國云々舊記曰和銅六年甲寅四月依備前守百濟南曲介堅身等解割備前六郡始置美作國云云但風土記以上毛野堅身便爲國守伊呂波 類抄

美作は和名抄に美作美高 佐加また美作國國府在苦東郡行程上七日下午四日とあり名義

は齋藤彦麻呂が考に、美和坂にはあらざるか、此國はもと備前國より分れたり、苦東郡に美和郷あり、神名式に備前國邑久郡美和神社あり、かゝれば古は彼方此方おしなへて、美和と云けむを、分國の時、美和郷は分れたる境なるへければ、名に負て美和境と云るかとおれといかゝあらむ、なほ證を得て考ふべし、〇和銅六年甲寅は、續日本紀に和銅六年四月、割備前國置美作國、また和名抄に、和銅六年割備前國六郡置此國とあり、此六郡は英多、勝田、苦田、久米、大庭、真島を云り、しかるを抄に管七とあるは、苦田を後に二郡に分ちて、苦東、苦西としたるによりて也、甲寅は癸丑の誤りなるべし、〇備前守百濟南曲は、續日本紀、和銅元年三月丙午、從四位下百濟王南典爲備前守とみえ、下文<sup>卷六</sup>十五<sup>丁</sup>にも南典とあれば、南曲は南典なるへくや、介堅身は下文によるに、上毛野の三字を脱せしなるへし、此人備前守たりし事、史に漏たれと、續日本紀大寶四年正月甲午、授无位上毛野朝臣堅身正七位下とあり、さて堅身は、和銅六年に、美作國を置れざりし以前は、備前介にてありしか、國を置るゝに及て、美作國守に任せたりとみゆ、

勝間田池

美作風土記曰、日本武尊落入櫛於池、給、因號勝間田池云々、

詞林採  
葉抄一

勝間田池は、和名抄に美作國郡名勝田<sup>萬加豆</sup>とある處の池とみえたり、勝間田は、櫛箇の事にや、仙覺萬葉抄にたまかつまといふは、たましくしげといふ詞なりとて、阿波國風土記なる勝間井の文を引り、合せ考ふべし、勝間まことに櫛箇ならむには、本文の櫛字の下に、箇の字を脱せるにやあらん、

〇備中

二萬郷

臣去寬平五年任備中介、彼國下道郡有邇磨郷、爰見彼國風土記、齊明天皇六年、大唐將軍蘇定方率新羅軍、伐百濟、百濟遣使乞救、天皇行幸筑紫、將出救兵、時天智天皇爲皇太子攝政、從行路宿下道郡、見一郷戶邑甚盛、天皇下詔試徵此郷軍士、即得勝兵二萬人、天皇大悅、名此邑曰二萬郷、後改曰邇磨、

其後天皇崩於筑紫行宮終不遣此軍善清行文粹所載三

備中は和名抄に備中吉備乃美國下道美之毛豆郡とあり古事記國生の段に吉備兒島  
 みえ吉備は後に備前備中備後とある三國是にて仁德紀に吉備中國とある即備中  
 なり國造本紀に吉備中縣國造瑞籬朝御世神魂命十世孫明石彦定賜國造また下道  
 國造輕島豐明朝御世元封兄彦命亦名稻速別定賜國造などあり〇遷磨郷は和名抄  
 に遷磨郡とみえ順禮記に二萬村に貳萬場と云ありて今も二萬村ある是なり周防  
 内侍の歌に君が代は二萬の里人數をひて絶すそなる御つき物かな金葉集部賀に  
 後冷泉の御時の大嘗會の主基方備中國二萬郷をよめる藤原家隆朝臣みつさも  
 はこふよほろを敷ふればにまの里人數をひにけりなどみえたるは此風土記の故  
 事をよめりしなり〇齊明天皇六年云々は齊明紀六年九月己亥朔癸卯百濟遣達率  
 沙彌覺從等來奏曰今年七月新羅恃力作勢不親於隣引構唐人傾覆百濟君臣總俘略  
 無唯類於是西部恩率鬼室福信赫然發憤據任射岐山達率餘自信據中部久麻怒利城  
 各營一所誘聚散卒兵器盡前役故以格戰新羅軍破百濟奪其兵既而百濟兵翻銳唐人  
 不敢入福信等遂鳩集同國共保王城云々冬十月百濟佐平鬼室福信遣佐平貴智等來  
 獻唐俘一百餘人云々又乞師請救并乞王子余豐璋曰唐人率我整賊來誘搖我疆場覆  
 我社稷俘我君臣而百濟國遙賴天皇護念更鳩集以成邦方今謹願迎百濟國遣侍天朝

王子豐璋將爲國主云々詔曰乞師請救聞之古昔扶危繼絕著自恒典百濟國窮來歸我  
 以本邦喪亂靡依靡告枕戈嘗膽心存拯救遠來表啓志有難奪可分命將軍百道俱前雲  
 會雷動俱集沙喙窮其鯨鯢緋彼倒懸云々十二月丁卯朔庚寅天皇幸于難波宮天皇方  
 隨福信所乞之意思幸筑紫將遣救軍而初幸斯備諸軍器是歲欲爲百濟將伐新羅乃勅  
 駿河國造船已訖挽至麻績郊之時其船夜中無故艫相反衆知終敗云々七年春正月  
 丁酉朔壬寅御船西征始就于海路甲辰御船到于大伯海云々庚戌御船泊于伊豫熱田  
 津石湯行宮三月庚申御船還至于娜大津居于磐瀨行宮天皇改此名曰長津云々五月  
 癸卯天皇遷居于朝倉橘廣庭宮云々秩七月丁巳天皇崩于朝倉宮云々天智紀同七月  
 皇太子素服稱制是月蘇將軍與突厥王子突茲加力等水陸二路至于高麗城下皇太子  
 遷居于長津宮猶聽水表之軍政八月遣前將軍大華下阿曇比羅夫連云々等救於百濟  
 仍送兵仗五穀云々とあるは此時の事なり〇得勝兵二萬人は古への語り傳へにか  
 く云るにて實に二萬人ありし事とも思はれずいかにとなれば戸令に凡戸以五十  
 戸爲里義解に戸一家爲一戸也また謂若滿六十戸者割十戸立一里置長一人其不滿  
 十家者隸入大村不須別置也とあるに慶雲三年の格戸内八丁以上を大戸とし六丁  
 以上を上戸とし四丁を中戸とし二丁を下戸とすと云るを合せ考へ平均一戸二十  
 人と定めて五十戸に正丁千人あらんには多きに過る事はありとも少しとは云ふ



べからず、たとへ令前後の制差別ありとも、一郷に二萬人の勝兵を得る事いと疑はしきに似たり、かつ名此邑曰二萬郷、後改曰通磨と本文にあれと、通磨と云ふか本名なりしより、二萬といひ、二萬と云ふより二萬兵士を得たりと云る語り詞なるべし、もし然らずは和名抄石見國通磨郡も、二萬の兵士出せる地と云ふべき歟、その國に仁間と云津ある事、細川幽齋九州道記にみえ、今も仁萬村といふもあり、考へ合すべし。

新造御宅 賀夜郡

備中國風土記云、賀夜郡松岡、去岡東南維二里、驛路有、今新造御宅、奈良朝廷以天平六年甲戌、國司從五位下勳十二等石川朝臣賀美、郡司大領從六位上勳十二等下道朝臣人主、少領從七位下勳十二等、藺臣五百國等、時造始云々、仙覺萬葉抄

賀夜郡は和名鈔に、備中國國府在賀夜郡と見え、古へは加夜國と云て、加夜國造の治めし處なり、國造本紀に、加夜國造、輕島豐明朝御世、上道國造同祖、元封中彦命、改定賜國造とあり、應神紀に香夜臣あり、舒明紀に蚊屋采女なとみえたる、皆此地名を負

り、〇松岡大嘗會和歌集に、後冷泉院永承元年十一月十五日、主基方備中國木工頭兼文章博士讚岐權介藤原朝臣家經、晚冬松岡多雪邊客翫看、去ろたへに見えのみわたる松岡や、千とせ雪つひまゐるしなるらんとある地なれど、今詳ならず、〇去字古寫本また萬葉緯に書とあるは誤なるべし、驛路の下有今二字よみ難し、錯誤あるべし、〇新造御宅とある御宅は官所にして、古事記段行に、定倭屯家書紀垂仁卷二に興屯倉于來目邑屯倉此云彌夜氣とあり、記傳に名義は御宅なり、家を夜氣とも夜加とも云例、朝廷も大家なり、又書紀に舍屋宅屋などヤカスと訓るも家栖なり、家持と云人の名もあり、されば美夜氣は意富夜氣と云と同じ意はへなる名にて、もと官所の事なりと云るが如し、但し屯倉屯家も御宅も共に其名は同じけれども、其實少か異なり、其由古への屯倉は、國々處々に散けありしものを云ひ、此なる御宅は諸國の郡毎に置れしものにて、後に所謂郡家なれば也、延暦大神宮儀式に、初神郡度會多氣飯野三箇郡、本記行事、右從經向、珠城朝廷以來、至于難波長柄、豐前宮御宇、天萬豐日天皇御世、有爾鳥墓、村造神序、爲雜神政所仕奉、而難波、朝廷天下立評給時、以十郷分度會、乃山田、原立屯倉、新家、連阿人多督領、磯連牟良助督仕奉、以十郷分、竹村立屯倉、麻績、連廣背督領、磯部、真夜手助督仕奉、同朝廷御時、初大神宮司所稱神序司、中臣香積、連須氣仕奉、是人時、度會山田、原造御厨、改神序、止云名、號御厨、即號

大神宮司支近江大津朝廷天命開別天皇御代仁以甲子年小乙中久米勝麻呂仁多氣郡四箇郷申割立飯野高宮村屯倉且評督領仕奉支即爲公郡之右元三箇郡攝一處太神宮仕奉支所割分由顯如件とある度會山田原の屯倉をた竹村屯倉をた飯野高宮村屯倉はみな郡家の事なるにて知るべし。○奈良朝廷は聖武天皇の大御世を云り石川朝臣賀美は續紀天平三年正月丙子正六位上石川朝臣賀美に従五位下を賜ふ事みえ下道朝臣人主は史にみえされど下道國造下道臣の同族にて國造の裔なる故に大領に任されりしなり。齒臣五百國も史にみえされと應神紀二十二年九月天皇便自淡路轉以幸吉備遊于小豆島庚寅亦移居於葉田蘆守宮時御友別參赴之則以其兄弟子孫爲膳夫而奉饗焉天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀而有悅情因以割吉備國封其子等也云々即以苑縣封兄浦凝別是苑丘之始祖也とある丘字を直字なりとも臣字なりとも云ひて何れとも決め難けれど萬葉集六また二に苑臣生羽女あるを思ふに苑丘はかならず苑臣にて苑縣の地名を負る氏なる事あるく苑縣は和名抄備中下道郡曾能郷みえ今も園村と云あり是也されは齒臣は上道國造下道國造の同族にてありければ五百國も大領に任されしならん事なほ下道人主に同じかるへしさて此天平六年始て賀夜郡の郡家を置れし由と聞ゆされと和名抄による時は此郡に國府あれば國府を定めて國廳を設けられし事を云るにもやあらん

宮瀬川 賀夜郡

風土記云賀夜郡伊勢御神社東有河名宮瀬川河西者吉備建日子命之宮造此三世王宮之故仍名宮瀬諸社帳頭注諸神記

伊勢御神社の神字神名帳頭注になきを根元記によれり此宮の祠官堀安道が説に賀陽郡福井村に神明神社あり祭神天照大御神にて倭姫世記に御開城入彦五十瓊殖天皇云々五十四年遷吉備名方濱宮四年奉齋云々とある故蹟を尋るに永仁六年模寫服部郷古圖に宮妹川あり又本社近傍田島の字に神明原齋宮齋御子などの名あるによらは本社即名方濱宮なるへしと云り此名方濱の説はいかなれと伊勢御神社は極めて神明神社なるへし。○宮瀬川は永仁六年服部郷の古圖に宮妹川とあり神明社に近しこは和名抄に賀陽郡庭妹爾比郷とある同地なるへしこの訓の爾比は爾波の誤りなるへし爾波世美夜世や、近きを以て通し呼るにや東大寺正倉院文書天平十一年の文に賀夜郡庭瀨郷三宅里みえ元祿十四年改帳にも庭瀨村とあり屋代弘賢が書るものにニハセと云ふよしみえたり。○吉備建日子命之宮造は吉備建日子命の宮を造れるとの義にや文字整はす考べしさて吉備建日子命は

古事記孝靈段に、故此大吉備津日子命者、吉備上道次若日子、建吉備津日子命者、吉備下道臣之とみえ、書紀孝靈卷に、妃倭國香媛生倭迹々日百襲姬命、五十狹芹彥命、又名吉備津彥命云々、亦妃緇某弟生彥狹島命、又名吉備武彥命武彥命とみえて、大吉備津日子命と若日子建吉備津日子命といつれをさしても申せるにか、分難きに似れと、大吉備津日子命、また五十狹芹彥命、又名吉備津彥命におはします事、前後の文義を考へわたり、明らかなり、さて此命の神社は、賀夜郡吉備津彥神社大神とみえ、今宮内村吉備中山に鎮座にて、御墓は中山の南頂にあり、周四百二十八丈餘、高二丈二尺餘、其形茶臼の如くなるを以て茶臼山と云り、〇三世王宮、上に云る如く吉備津宮、祭神は大吉備津彥命にして、孝靈天皇皇子にませは、三世王とは云ひかたきを、三世王と云るは、姓氏録に、下道朝臣、吉備朝臣同祖、武彥命之孫吉備武彥命之後也、また廬原公、笠朝臣同祖武彥命之後也、孫吉備建彥命景行天皇御世被遣東方代毛人及鬼神到于阿倍廬原國復命之日、以廬原國給之、また眞髮部、武彥命男吉備武彥命之後也、とありて、武彥命之孫とも男ともあり、孫と云るによらば、三世王と云るにかなへるか如くなれと、大吉備津日子と若日子建吉備津日子と、御名の似たるより、二世三世の混ひたらむも知りかたければ、この三世王を誤りとは決め云ふべきにあらず、されと三世王宮といふ事、何とかや疑はしき心地す、本文の意味は、三世王の爲に造れる神宮のある處に河

あるを以て、宮瀬と号けたりと云ふなるへけれと、聞えかたき文なり、誤脱あるにや、

〇備後

蘇民將來

備後國風土記曰、疫隅國社、昔北海坐志、武塔神、南海神之女子乎、與波比爾、出坐爾、日暮、彼所爾、蘇民將來、巨且將來、二人、在支、兄蘇民將來、甚貧窮、弟巨且將來、富饒、屋倉一百在支、爰仁、武塔神借宿處、惜而不借、兄蘇民將來、借奉留、即以粟柄爲座、以粟飯等饗奉留、饗奉既畢、出坐後爾、經年率八柱子、還來天、詔久、我將奉之爲報答、曰、汝子孫其家爾、在哉、止問給、蘇民將來答申久、己女子與斯婦侍止、申須、即詔久、以茅輪令着於腰上、隨詔令着、即夜爾、蘇民與女人二人乎、置天、皆悉許呂

志保呂保志天、即時仁詔久、吾者速須佐能雄能神也、後世仁疫氣在者、汝蘇民將來之子孫止云、天、以茅輪着腰上、詔隨詔令着、即家在入者將免止、詔日本紀

疫隅國社、疫隅はエノクマと訓へし、小田縣式内社注進狀に、延喜式神名帳備後國深津郡須佐能袁神社は、品治郡戸手村字江熊と稱す、素戔鳴神社例祭六月十四日より十六日まで云々、風土記に疫隅社とあるこれなり、又當社再興記に、天文十年備後國深津郡江熊とあり、疫隅と通ず、土俗昔より江熊郷と云ふとみえ、黒河春村も、疫隅社を濱佐能袁能神社なるよし云り従ふべし、しかるを鴨祐之が大八洲記に、疫隅は惠蘇郡なりとして、改疫隅爲惠蘇、所謂郡里等名、取嘉名、或着好字此也、と云へるはいかか、和名抄に惠蘇郡惠蘇郷もあれど、エトエと假字違へれば信がたし、二十二社注式には、疫隅國社の四字なし、福山志料に、本社之謄銘を載て云、備後國深津郡江熊牛頭天王社再興之事、依瑞想天文九年四月十日始新、同二十日成就鐘鐺之事、同年八月十七日形作、同月二十七日成就於長者原鐺之、于時天文十年八月朔日願主長岡五郎左衛門正重とあり、また同書に、疫隅社は柄の祇園なる事明けしと云ふはあやまれり、〇昔北海坐志、志を注式に之と作り、いづれにてもあるべし、武塔神は古書にみえ

ず、皇國の神名にあらざるを、世にタケアラノキなどよめるは杜撰なり、この名は安居院神道集に、武答天神王、秘密心點如意藏王陀羅尼經云、爾時世尊重說偈言、武答天神王、本是觀自在、過去無數劫、作佛亦以久、尊號正法明、住於利生門、利益衆生故、假名武塔神、衆生男盡體、天王願當盡、一聞武塔名、能除衆惡病、即是五濁世、能施无畏者、とあるによりて、構造名なるべし、〇蘇民將來も、巨旦將來も、武塔天神などの名に附て廣めかしく、造設し名稱にて、風土記を献る時より、既くかくさきに故事を語り傳へしものと見えたり、〇南海神之女子は、釋紀に、先師申云、如此國記者、武塔天神者、素戔鳴尊少將井者、號本御前、奇稻田姬歟、南海神之女子、今御前歟、とあるのほか、所見なければ、いづれの神の御女にや考ふべきよしなし、注式に南海の下乃字を小書して、神之二字なし、〇與波比は、古事記八千矛神の歌に、佐用婆比とあり、記傳に、用婆比は、萬葉に結婚と書り、靈異記には、伉儷與波不ともあり、言の意は呼より出たるならむ、今世の語に婦をよぶと云も此なりと云り、女子乎以下の文を、注式には爾加與比天彼爾と作り、〇出坐、日暮、云々、出坐釋記にはなきを、古事記裏書に據て補ひ、多利二字は注式によれり、彼所、云々、巨旦將來、この爾字は注式により、巨旦四字は本書になきを下文に據て補ふ、〇兄蘇民將來の下、注式に止云の二字あり、弟巨旦將來、巨旦二字、注式による、また此下にも止云の二字あり、〇屋倉を注式に、屋倉に作り、宿處の下に

仁字あり、いづれにても聞ゆ、留字は注式によれり、〇以粟柄爲座、座を注式に席とも作り、柄は借字にて粟莖なり、以粟飯等饗奉、留蘇民將來は上に云る如く甚貧窮なる故に、神を坐せ奉る薦席もなく、美稻もあらずし故に、粟莖を座としてませ奉り、粟飯を炊きて御饗しけるとみえたり、粟飯の事は、世諺問答に祇園會、此祭の日、四條京極にて粟の御飯を奉るは、蘇民將來の由緒ありと承る之に同じ、とあるは、此故事を傳へしものなるべけれど、祇園神を素戔鳴尊と云る事は、古書に絶てなき事なるを、今の世の人みなさる事と思ひ居るは、古をしらぬ後の世人の心なり、〇饗奉既畢、出坐後、用經年率八柱子還來、天詔久、我將奉之爲報答、奉之二字よみかたし、萬葉緯汝子孫其家、用在哉、止問給、其家、用三、注式に止、また、この八柱子は、下文に吾者速須佐能雄神也とあるによらば、五男三女を合せてかく云るに似たり、其は古事記御誓段に、天照大御神、先乞度速須佐之男命所佩十拳劍云々、於吹乘氣吹之狹霧所成神御名、多紀理毘賣命云々、次市寸島比賣命云々、次多岐都比賣命、速須佐之男命、乞度天照大御神所纏左御美豆良八尺勾璉之五百津之美須麻流珠而云々、於吹乘氣吹之狹霧所成神御名、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命云々、天之菩卑能命云々、天津彥根命云々、活津日子根命云々、熊野久須毘命とある是なり、〇蘇民將來、將來二字注答申久、已女子與斯婦侍、留申、須〇與斯の二字、注式になし、婦下本、書に止、字あるは注式によれり、即詔久以茅

輪令着於腰上、隨詔令着、上字の輪、下字の仁、若與とあり、又令を天爲輪とあり、即夜、用蘇民與女人二人、乎置、天皆悉許呂志保呂保志、天伎、〇與、注式に作、下、久、字、あり、二人、即時、仁詔久、吾者速須佐能雄能神也、四本、書、古、事、仁、二、字、な、き、注、式、に、從、ふ、速、須、佐、能、後、世、仁、疫、氣、在、者、書、に、疫、を、疾、と、書、る、は、あ、し、汝、蘇、民、將、來、之、子、孫、止、云、天、以、茅、輪、着、腰、上、隨、詔、令、着、即、家、在、人、者、將、免、止、詔、伎、〇、上、字、書、る、は、誤、れ、り、今、伊、澤、本、釋、日、本、紀、に、よ、り、て、訂、せ、り、この故事を公事根源に、昔武塔天神南海の女子をよはひにし出ます時に、日暮て路のはとりにやとをかり給ふに、かの所に蘇民將來巨且將來と云二人の物あり、兄弟にてありしか、兄はましく弟はとめり、こゝに天神やとを弟の將來にかり給ふに、ゆるし奉らず、兄の蘇民にかり給ふに、則かし奉る、粟がらを座として、粟の飯を奉る、其後八年をへて、武塔天神八はしらの御子を引くして、かの兄の蘇民が家にいたり給て、一夜の宿をかしつる事を悦ばせ給て、恩を報ぜんとして、蘇民に茅輪をつくべしとの給ふ、その夜より疫癘天下におこりて、人民死する事敷をしらず、その時たゞ蘇民ばかり残りける、後は、武塔天神我は速須佐能雄能神也とのたまふ、今より後、疫癘天下におこらん時は、蘇民將來の子孫也といひて、茅輪をかけは、この災難をのかれんとのたまひけるにや、とありて、其さし次に、祇園縁起にのせて云く、天竺より北に國あり、九相となつく、其國の中に園あり、吉祥といふ、其園の中に城あり、城に王あり、

牛頭天皇となつ、又武塔天神ともいふ、沙漏羅龍王の女を后として、八王子をうめり、八萬四千六百五十四神眷屬ありといへり、と見ゆる如く、祇園の神はもと皇國の神にはあるべからずと思はる、由あり、まづ諸神記に、昔常住寺、十禪師圓如大法師依神託、貞觀十八年奉移山城國愛宕郡八坂郷樹下、其後昭宣公感威驗、境運臺宇、建立精舍、圓融院、天延二三、被下官符、以愛宕郡觀慶寺感神院爲延曆寺別院事、天祿三、以祇園社爲日吉末社、祇園牛頭天皇、初垂跡於播磨明石浦、移廣峯、其後移北白川、東光寺、其後陽成院御宇、移感神院、託宣曰、我天竺祇園精舍守護神、云々、故號祇園社とある文中に、建立精舍、また天竺祇園精舍守護神などみえたるにても、天竺の神なる事を知るへし、又根源にも、祭神を吉祥女、また牛頭天皇、武塔天神とあるも疑はしく、二十二社注式に、承平五年六月十三日、官符之應、以觀慶寺爲定額寺事、字記在山城國愛宕郡八坂郷地、云々、神殿五間、檜皮葺一字、天神婆利女、八王子云々、とあり、扶桑略記、延久二年、感神院燒亡の事を云る條に、十一月十八日、乙巳、以官使檢錄感神院八王子四體、並蛇毒氣神、大將軍御體、燒失實否、とある、婆利女、蛇毒氣、大將軍なども、皇國の神名にあらざるを思ふへし、尾張の天野信景の牛頭天王辨に、牛頭天王承平官符稱天神乃武塔陰陽家爲天道、出佛說秘密心點如意藏王陀羅尼經、凡天王有十種、反身曰武塔天神、曰牛頭天王、云々、曰蛇毒氣神、云々、曰疫病神王、以牛頭天王爲疫天刑星秘密議軌有牛頭

天王、縛擊病鬼、祓除疫難之事、妙香乃天部也、釋曰、云々、八王子、三女、祇園、陰陽家配、八將神也、秘密心點經所謂八部菩薩是也、法花經亦有八菩薩、法花懺法、八王行鬼王、云々、淨度經云、八王子八節日也、云々、今祇園八王子神與一基也、神家爲五男三女神、不令合之、諸神根元抄曰、昔常住寺圓如法師依神託、貞觀十八年奉遷山城國愛宕八坂郷樹下、其後昭宣公感威驗、境運基宇、建精舍、云々、按謂之精舍、則當時專不爲神社乎、云々、夫牛頭天王之祠、延喜以前建之者多矣、所謂廣峯、州、祇園、津島、尾大寶牛頭、江、近等也、然式撰之日、不載之於神名帳也、若祭素戔鳴尊、則朝家豈除之乎、且祇園社無神階者、蓋不我國神故乎、云々、牛頭天王祭本爲釋氏之修法也、後世配素戔尊爲神社、故禮典列二十二社焉、云々、とあるは、いはれたる説なり、但し上に引る佛經は必ず後入の傳托なるべし、さて祇園の神は、播磨の廣嶺より遷し奉れる事は、廿一社記、また廿二社本縁などにみえて、もと牛頭天王と申せる神にて、皇國の神にはあらざる事、上に粗云るが如くなるを、圓融院天皇の時より、祭祀に預り、白河院天皇の時、祇園女御の歸依によりて、天皇本社を興隆し、行幸もあり、院中より十列の馬を奉る事もありしより、やゝに御さかりになりて、祇園御靈會皇家の禮典となるに至れり、かかるに合せて、牛頭天王、婆利女、少將、并蛇毒氣神などのみいはんも、似つかはしからざるより、信景の説の如く、素戔鳴尊を本社に配祭りしものなるへし、素戔鳴尊を配せ祭りし事は、此風土記に素戔鳴尊の事を、武塔神として語り傳へしらへに、疫病を

守護る事あるによれるものとみえたり、かくて思ふに、上に引る經文に云る如き説の、既くより世に行はれけるを以て、風土記を書る時にも素戔鳴尊を彼武塔神に、五男三女を八王子に附會したるが本にて、諸國に祇園とて祭れるは、いづれも牛頭天王蛇毒氣神など云ふまかしくしき神なるを忘れ果て、いづしか巫祝神道者の俗説に惑はされ、彼此混淆して、いつこの祇園も素戔鳴尊なりと心得たるはあさましき事なから、それ即しかあるへき神の御慮にやあらん、さはいへ祇園社のさかりなりしによりて、諸國の正しく素戔鳴尊を祭れる神社の、却て祇園社となれるもあるべけれど、其は各地の事實をよく考へて辨ふべきなり、○以茅輪令着於腰上は、公事根源に、大祓は百官一同にあつまりて、祓をするなり、又けふは家々に輪をこゆる事あり、みな月のなこしのはらへする人は、ちとせのいのちのふといふなり、此歌をとふるるとそ申つたへ侍る、とみえ、院中年中行事に、六月晦日入夜御盃事あり、云々、此時輪に入事あり、茅かやにて調ふる上に、めさるゝ時は、中臈侍内取之なり、次に別當より以下藏人取之、輪に入やうの事、右の手に麻の葉を長一尺計に二三本紙につゝみ持て、左の足より入、右より出る、以上三度なり、此時歌あり、思ふ事みなつきねとてあさのはを、さりにさりてそはらへつるかな、また内々行事に、院の廳より大輪麻葉に七五三をつけ上る、麻の葉を御持、此輪を御くゞり遊し候とあり、新千載集に、年なみの

半を今夜こゆる輪に、すかぬきかけて七十八へぬ、園大曆に、延久二年六月云々、抑六月祓之事不及出座、如形修之、菅貫計也、云々、宣胤郷記に、六月祓菅貫輪亂後畧之などあるをもて思ふに、茅輪は茅草をもちひ、菅貫輪は菅をもて輪につくりて人のくゞり通るべくものせしなるべし、さて此なるは、其茅輪を腰に着しめたる也、茅輪を腰に着て、疫癘を免れ、また茅輪菅貫輪をこえて、罪咎をはらふは、上代より神等の定めたまへる事にし侍れば、いかなる理にてさる事ありと云ふ事は、凡人の測知るべき限りにあらず、因に云、寸箴地理に、日の神の御時、素戔鳴尊葦原中國を逐降され給ふ時に、霖雨のころにて、青草を篋笠として、宿を所々にて乞給へどもかさず、備前の國石之上箴之川上に降玉ひて、脚摩乳か許にとゞまらせ給ひ、爰にて八岐の大蛇を斬給ひ、奇稻田姫を妃として、とゞまらせ給ひし、云々、素戔鳴尊大蛇を殺し給ひし勇猛に恐て、國民従ひ奉れば、夫より備後國に至て、その所々を治め、あしき神を征伐し給ひけるに、備後國にて御軍破れし事のありしにや、其難を避て巨旦將來の許によりて宿をかり給へとも、惜みてかし奉らず、其兄なる蘇民將來を頼み給ひけるに、其家至て貧しけれども、かひくしく宿を奉りて、粟柄を敷て座とし、粟飯をもて饗として、一夜を明し給ひぬ、さて蘇民將來か家を出て、南海西海に越き給ひ、國々を治めて、新羅國會戸茂利の地まで至り給ふ、云々、二十一年を経て、後に再び備後國か許にか

へり給ひ、巨旦將來その外國中の惡神を打て、其國を治め給ひし、かゝる功業年を経て終りぬれば、出雲の清地に宮居し給ひて、八雲九つの神詠ありし事にてはありし、按に霖の時にて、青草を篋笠として下り給とか、賤夫の形にやつして、敵國へ忍ひ入て、惡神を討給ふ御謀なるへし、太古の謀は、かゝる習にてありし、人の世となりても、筑紫の熊襲を日本武尊の殺し給ふに、酒宴の時童女の形となり給ふも、又同じ類なるへし、さて備前國簸之川上にて、大蛇を斬給ひしと云は誤なりとて、福山志料に云るは、出雲風土記、鳥上山、郡家東南卅五里、室原山、郡家東南卅六里、鈔云、室原者備後油來村與横田郷八川村堺、山名也、横田川源出郡家、東南三十六里、室原山、北流、此則斐伊大川上、横田郷、通<sub>中</sub>道、通伯耆日野郡界、阿志毘縁山卅五里、通備後國惠宗郡界、遊託山卅七里、<sub>遊託は遊記にて</sub>通惠宗郡界比市山五十三里、鈔云、遊託山跨備後國乙原村、惠宗郡比市山五十三里者、今八里卅町、上阿位村、吞谷村、跨備後高野山、三刀屋川出、郡家正東多加山、北流入、斐伊川、鈔二水源、多加山、備雲二國之堺、云々、須佐川源於郡家正南六十八里、琴引山、北流、此所謂神門川上也、鈔云、此川出來島郷小田村深山、備後惠蘇郡界、由來村、云々、下流入、斐伊川也、出雲大川條、鈔云、此川或曰簸川、或曰肥川、曰斐伊川、云云、凡斐伊川上と云所、此に出すのみならず、斬蛇の地は横田郷といへば、備後油來村と同所なり、此間みな深山、虚谷、平地、田圃の境、尺寸を争ふに同じからず、况や神代は

封境いまだ定まらず、それと詳かにしるへからざるは論なきをや、今時横田は出雲、油來は備後、鳥上は伯耆とわかれたれとも、大抵山勢水脈同郷の如し、ざるを吉備神部許は簸之川上これなりとあれば、これ備後なる事疑なし、藝備古跡志に、比和村に伊弉冉神社あり、舊事記に伊弉冉尊者、葬於出雲與伯耆之堺、比婆山、といへるは此なり、此山北は出雲、南は比和、東は伯州なりと云、比和今は市聚ある處の一村をさせとも、油來あたり數村を比和庄といへば、さもあるへし、伯州に日野有り、備後に比婆比市山あり、出雲に斐川上なといへば、三國接せし所、すへて比と云處にはあらずや、出雲と隣接する備後にて、簸川上は備後より出る事、出雲風土記にも歴々たりと云るは、此に由縁ある事なれば、書をへて参考に備ふるなり、



古風土記逸文考證卷五終

古風土記逸文考證卷六

常陸 栗田 寛著

〇紀 伊

手束弓

顯昭云、たつかとは、考紀伊國風土記云、弓のとつかをおほきにするなり、それは紀伊國の雄山のせきもりがもつ弓なり、とぞいへる、袖中鈔 卷五

手束弓は、手束杖の類にて、手に握り持つ由にて、萬葉集の歌に、梓弓アサキユミ手握持テニキリモチとあるが如く、他に意義あるべしとも思はれざるを、此風土記にとつかをおほきにするを云り、とみえ、和訓栞に、手束弓は握の所を巻たる弓なりといへれば、手束を此國紀伊にては、とつかとも云りしにや、然らば手束もとつかも一つ物の如くなれと、紀伊續風土記に、手束弓は弓の總名、とつかは取柄にて、弓の握皮なり、握皮を取柄といへるは、傍

抄及西三條裝束抄にみゆ、雄山の關守が持弓は、握皮を幾重も巻て、普通の弓に異なる製法なるを以て、取柄を大きにするとは云るなるべし、と云り、さもあるべし、〇紀伊國の雄山は、古事記神武に、彦五瀬命の事を、到紀國男之水門而詔負賤奴之手乎死ヲタケヒシテカカガリシヌカレノミナトヲノヒナト、ソイフ爲男建而崩、故號其水門謂男水門也、陵即在紀伊國之窰山也、とある男水門の近きわたりなるべし、記傳に男水門、神名帳に和泉國日根郡男神社、二和名抄に同郡呼喚乎郷あり、今に男里村と云あり、男神社も即此村にあり、和泉志に、一座彦五瀬命、今稱濱天神、といへり、是なり、日根郡は和泉郡の南なれば、此も路次よく合へり、但紀國とあるは傳の誤ならんか、又は古は紀國との界まで男郷にて、猶古へは此郷紀國に屬りしも知がたし、或説に雄山と云處あり、昔は日根郡なりしを、今は紀國に屬りといひ、又今名草郡若山に、雄町と云あり、窰山を間三里許ありと云り、此等も由わけには聞ゆめれど、たしかに古書に見えされば取がたし、と疑はれたれど、或説に雄山と云處かならず同地なるべし、さて此地に關を置て關守をもすゑたるが、其關守のもてる弓を名けて手束弓とは云るよし云れといひ、かゝあらん、續風土記に雄山の關は、名草郡山口庄にありしと云ふ、其舊地に接して、那賀郡山崎庄尻村あり、村中に弓を作るを業とする者ありて、紀の關守か手束弓の遺流を傳ふ、其村上古に歸化せし高麗人の居地とおほしければ、關守が弓といへるも、高麗國の法を以て作りしなるべし、故に古風土記に其製の異なる

よしを記し、ならん、今其本弱切結に燒印を以て、雁の形を畫けり、因て世俗雁金弓といふ、按するに中古の書に、或女弓を形見に残し、白鳥に化して、雄山の關邊に至りしより、其關を白鳥の關と云し趣に記せり、然らば彼雁金弓は形見に残し、弓の故事に因て、もと白鳥の形を畫きたるを、後世形の雁に似たるより、雁金弓とは云誤れるなるべし、又萬葉集に木國之昔弓キノクニノムカシノユミ雄とあるも、此關守の弓術に長じたるを稱せるならんといへるは、いとおもしろく聞ゆ、

あさもよひ

萬葉抄云、あさもよひとは、人のいひかしくを云なり、見風

土記、袖中抄

あさもよひは、あさもよしにや、萬葉卷一に、大寶元年調朝毛吉木人トモシキ亦打山、卷四に、神龜元年笠麻裳吉木道尔アサモシキ入立真土山、卷七に、古歌集麻毛吉木川、邊之妹與背之山、卷九に、朝裳吉木方往君我アサモシキなつ、けよめり、冠辭考に、こは淺葱てふ色の事なるを、上に淺といひて葱とつ、けしならんか、いにしへは葱の類ひをことにめて、神武の大みうたに、粟田阿波布爾波賀アサモシキ美良比登母登、應神の大御歌に、伊邪古孺母怒イサノコノメ毘流都美ヒルツメ邇比流都美邇和賀由久美知能、また倭建命の御をし遣の蒜といひ、仁賢紀に秋葱と

もいひ、その外此物かた〜に見ゆ、さて衣の色の淺黄てふは、もとは淺葱にて、葱の萌出る色のよにうるはしきよりいへる名ぞ、と或人のいひつる、さる心なるべきにや、さて毛與志の毛と志は、たゞ助辭のみ、與は呼出す辭也、その例は古事記に皇計天歌、於岐每慕與阿甫瀨能於岐、每は女の名也、置目萬葉一に、籠毛與、美籠母乳、布久志毛與、美夫君志持、籠與布久志與也、美籠は眞、これらに毛與の辭は見ゆ、志の助辭を末におくは、いと多きが中に、集中に縦哉てふ語を、與志惠夜志、今者てふ語を、今志者志などいふが如く、古へはかく助辭多くいへりし也、とみえ、和訓栞に、あさもよし、萬葉集に、木人木川、また木上宮、城於道などに冠らしめたり、木は紀伊をいひ、城於は大和の地名也、例皆よしとよめり、よひと讀たるは、中頃より訛りたる也、と云るか如し、〇いひかしくは、飯炊くよしと聞ゆ、仙覺抄卷二に、あさもよひと云を、ふるくは炊朝飯義なり、と釋せり、しかれどもこれはかならずしも飯をかしく義にはあらざるにや、もよひと云ことはによりて、朝飯のよしにいひなせるなるべし、只寒天にはいつも爐邊をはなれがたく、大切なるなかに、炊火こと、朝にはことにすぐれたれば、あさもよひきとつゝくることは、あしたにもえてよき木といへるにても、と云はもゆることば也、よもぎをもぐさといふがごとし、木人とは樵夫を云といへり、とあるは古説なれど、未たしき繆説なり、續風土記に、袖中抄萬葉五卷抄の序を引て曰、此の序文、藤永三

人麻呂勅文、近世長流の著せる、燭謹按、此集古語雖質、比與幽微、字々感人、句々變體、今推作者之本意、令知者知之、不知者不知之、爰師說不傳、訓釋無書、案牘之間、甚難得心、柿本朝臣人麻呂歌集云、天平勝寶五年春二月、於左大臣橘卿之東家集、宴飲諸卿大夫等、于時主人大臣問曰、古歌云、安佐母余比、紀能勢伎母利我、多豆加由美、由流須等伎奈久、安我母弊流伎美、其情奈何者、式部卿石川說云、安佐母余比、所以然、古俗語稱朝炊飯、謂之安佐母余比也、紀薪也、以燎之炊飯、因是將曰、紀伊國發言、以爲安佐母余比耳、云々、爰知古歌難義、先賢發疑、況後代恩更、無由據勘、今仗古事記、古語拾遺、舊事記、大倭本記等、聊合首尾、願以會釋、云々、此石川卿の答、即風土記と同意の説と聞ゆれば、疑ふらくは、風土記に因て答へしならん、古俗語に朝炊飯謂之安佐母余比、安佐は朝の義、母余比は朝飯を炊く仕度する義にて、催の毛與と同意なるべし、此詞萬葉集中の歌に多く、皆阿佐母與志と冠らせたるは、朝催爲の義にて、與比の比の略かれるなるべしとみゆ。

○淡路

鹿子湊

淡路國風土記云、應神天皇廿年秋八月、天皇淡路島遊獵時、海上大鹿浮來、則人也、天皇召左右、詔問答曰、我是日向國諸縣郡牛也、角鹿皮着、而年老、雖不與仕、尚以莫忘天恩、仍我女髮長姬貢也、仍令榜御舟矣、因之此港曰鹿子港、由阿詞林采葉鈔

應神天皇廿年秋八月は、書紀應神卷に、十三年九月の條にみえたり、其は十一年、是歲有人、奏之曰、日向國有嬖子、名髮長媛、即諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悅之、心裏欲覓とありて、十三年春三月、天皇遣專使、以徵髮長媛、秋九月中、髮長媛至、日向便安置於桑津、邑爰皇子大鷦鷯尊、及見髮長媛、感其形之美麗、常有戀情、於是天皇知大鷦鷯尊感髮長媛、而欲配、是以天皇宴於後宮之日、始喚髮長媛、因以上坐於宴席、時鷦鷯尊以指髮長媛、乃歌之曰、云々、於是大鷦鷯尊蒙御歌、便知得賜髮長媛、而大悅之、報歌曰、云々、とある本注に、一日、日向諸縣君牛、仕於朝廷、年既老、壽之不能仕、仍致仕、退於

本土、則貢上、已女髮長媛、始至播磨時、天皇幸淡路島、而遊獵之、於是天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨、鹿子水門、天皇謂左右曰、其何鹿也、泛巨海多來、爰左右共視而奇、則遣使、令察使者至、見皆人也、唯以着角鹿皮、爲衣服、耳、問曰、誰人也、對曰、諸縣君牛、是年者之雖致仕、不得忘朝、故以已女髮長媛、而貢上矣、天皇悅之、即喚令從御船、是以時人、號其着岸之處、曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也、とある是なり、此十三年を本文に廿年と作るは、疑はしく思はるゝによりて、之を考ふるに、同卷二十二年春三月、甲申朔、戊子、天皇幸難波、居於大隅宮、丁酉、登高臺、而遠望、時妃兄媛侍之、望西、以大歎、於是天皇問兄媛曰、何爾歎之甚也、對曰、近日妾有戀父母之情、便因西望、而自歎矣、冀、蜺還之、得省親、歟、爰天皇愛兄媛篤溫清之情、則謂之曰、爾不視二親、既經多年、還欲定省於理、灼然、則聽之、仍喚淡路、御原之海人八十人、爲水手、送于吉備、夏四月、兄媛自大津發船而往之、天皇居高臺、望兄媛之船、以歌曰、云々、秋九月、辛巳朔、丙戌、天皇狩于淡路島、是島者、橫海在難波之西、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草蔚蔚、長瀾潺潺、溪亦麋鹿、鳧雁、多在其島、故乘輿屢遊之、天皇便自淡路、轉以幸吉備、遊于小豆島、とみえたる文に、天皇狩于淡路島とある、即上の一日に、天皇幸淡路島と云る同時の事にて、實はこの二十二年なるを、書紀に十三年の事と誤りしには、あらじか、十三年二十二年共に淡路の行幸を、秋九月とし、風土記にも秋八月とあるいと由あり、若この愚考の如くならば、風土記の

廿年は、二字を脱せるものとすへきなり、〇海上大鹿浮來は、書紀本注に數十麋鹿浮海來之、また其何麋鹿とあるものなるが、麋鹿をオホシカと訓み、本文に大鹿と書るを以て、實に角ある大鹿の皮を衣ける事知るへし、〇則人也、天皇召左右詔問、答曰、我是日向國諸縣郡牛也、角鹿皮着而、とありて、文理聞えがたきは、極めて闕脱錯亂ある故なるへし、故書紀によりて思ふに、天皇召左右詔問曰、其何大鹿也、遣使令察、則人也、唯角鹿皮着而爲衣服耳、問曰、誰人、答曰、我是日向國諸縣君牛也、など文を補ひ、錯亂を正すへきなり、本文諸縣郡とある郡は、君の字なりしを、轉寫の時誤りて右旁に邑を加へたりしものなる事著し、諸縣は和名抄に、日向國諸縣加多郡とある是也、諸縣君は景行紀十八年に諸縣君泉媛あり、〇年老雖不與仕、この與は奉の誤寫にて、まの草體をちと見わやまりしにやあらん、〇髮長媛、髮長を本書に長髮と作るは倒置なれば、書紀によりて訂せり、古事記應神に、天皇聞看日向國諸縣君之女名髮長比賣、其顔容麗美、將使而喚上之時、其太子大雀命、見其嬖子泊于難波津、而感其姿容之端正、即詔告建內宿禰大臣、是日向喚上之髮長比賣者、請自天皇之大御所、而令賜於吾爾建內宿禰大臣、請大命者、天皇即以髮長比賣賜于其御子、所賜狀者、天皇聞看豐明之日、於髮長比賣、令握大御酒、柏賜其太子、爾御歌曰、云々とあり、〇仍令榜御舟は、諸縣君牛に御舟を榜しめ給ひし由にて、書紀に數十水手に榜しめたるとは少か異なり、〇因之此港

曰鹿子湊は、鹿子の皮着たる者の御舟を榜仕奉れる所なるに仍て名けしとなり、

# 〇阿波

## 宮號

阿波國風土記、或云、大倭志紀彌豆垣宮、大八島國所治、天皇、或云、檜前伊富利朝廷、或云、難波高津宮、大八島國所治、天皇、或云、野乃宮、大八島國所知、天皇、仙覺萬葉抄

大倭は大和國なり、志紀は和名抄大和國城上之岐乃郡城下之岐乃郡とある是なり、彌豆垣宮は、古事記に水垣宮とみえ、書紀に遷都於磯城、是謂瑞垣宮、とありて、崇神天皇の大宮の名なり、記傳に凡て水垣と云はみつゝしき垣を美稱たる稱なるを、宮號とせられたるなり、此宮は在三輪村東南、志紀御縣神社西、と大和志に云り、いかさまにも此あたりにならざりけむ、〇難波高津宮は、仁德天皇の宮號なり、古事記に難波之高津宮、書紀に都難波、是謂高津宮、とあり、難波はもと浪速國と云しを、後には難波と訛れる事、神武卷に戊午年春二月丁酉朔、丁未、皇師遂東舳舻相接、方到難波之碕、會

有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛とあるが如し、記傳に難波は攝津國西生郡又東生郡の西邊までかけての大名にて、古書どもに多くみえたり、萬葉三に久方乃天之探女之石船乃泊師高津者、淺爾家留香裳とあり、難波の地形、今も北は大坂より南へ住吉のあたりまで長くつゞきたる岸ありて、岸より東は高、古は此岸まで潮來り、古へに島と云る處々、今はみな陸地ついでける、潮來りざり、萬葉にや、船着て難波津は岸の上なりけむ故、高津とは云なるべし、宮は或人今の大坂の内なりと云り、〇檜前伊富利野乃宮は、宣化天皇の宮號なり、古事記に檜前之廬入野宮、書紀に遷都于檜廬入野、因爲宮號也、とみえ、三代實錄十二に檜廬入野宮、また威奈大村卿の墓誌に、檜前五百野宮とも書り、檜前は和名抄に大和國高市郡檜前郷、久末とある是なり、記傳に、此天皇を欽明紀細注に、檜高田天皇とあれば、是皇子の時の御名と聞ゆれば、本より檜廬に住居坐りしなり、と云るが如し、〇大八島國所治天皇、大八島は、古事記の段に、生子淡道之穗之狹別島、淡路の次生伊豫之二名島、伊豫、土佐、次生隱伎之三子島、隱岐の次生筑紫島、今の西海道、次生伊伎島、今の次生津島、對馬の次生佐度島、今の次生大倭豐秋津島、陸山陰、内、東、南海、東山、北、故因此八島、先所生謂大八島國とある是なり、所治は志呂志賣志々と訓へき事、記傳に凡て古の天皇の御事を申すに、古は某宮治天下天皇と申せり、書紀天武卷に孝德天皇を難波宮治天下天皇、天智天皇を

於近江宮治天下天皇などある類なり、又某宮御宇天皇と書る御宇も、阿米能志多志呂志賣志々と訓ことなり、と云るが如し、此に大八島國所治天皇とあるも、上に治天下天皇とあるにかはりたる事なし、なほ常陸の大八洲照臨天皇とある條下に云る事をも合せ考ふべし、

### 中湖

なかのみなと、は、阿波國にみなとあり、中湖といふは、牟夜戸與咲湖の中にあるが故に、中湖爲名、見阿波國風土記、

仙覺萬葉抄

なかのみなと、萬葉二に、神乃御面跡、次來中乃水門、從船浮而とある是にて、地圖を考ふるに、大鳴門小鳴門の西、板東郡につきたる處に島あり、其海濱に牟夜と云わり、また其島の中らに牟夜の里とあるは、即この牟夜なるべし、牟夜戸は海濱にあるを以て戸と云るか、咲湖は詳ならず、地圖にも所見なし、咲を印本には美とあれど、寫本には咲とあり、何れよしとも決め難けれど、今姑く寫本に従ふ、なほよく地志などに就て考ふべき事なり、後に友人阿波國人小杉楳邨の説をきくに、牟夜戸と云は、今も大

鳴門の正南四五十町許の海面、阿波國板野郡岡崎湊より、淡路國三原郡福良浦に通航するを、撫養渡海といひ、此渡口を撫養口とも、咲の湊といふも、今同郡の正東海畔に大黒崎、小黒崎、林崎、岡崎、磯崎などいふ村名連接して、いづれも船泊る所なり、中のみなと、云も、なほ黒崎岡崎など海村より東北に臨める小鳴門と云海上よりさし入る入海を、古來中水門といへるなどにて、風土記の文は解得らるゝに似たれど、古今沿革のさまをいはずれば詳かならず、まづ牟夜と云は、板野郡の正東に位して、淡路にむかへる一島の今は大島田、中島田、小島田、宝、牟夜、高島、土佐泊の數村あり、この名なり、この島の東面、即ち大鳴門より四五十町許の正南の海上、鳴門といふすを横きりて、淡路へわたるなり、これを撫養の渡海といふ、撫養口は、こされば此一島の海面なるが故に、この渡を牟夜門といふ、さて此島の東北淡路國三原郡に臨む事、纒三十四五町の間を大鳴門といひて、神代卷一書に、乃往見粟門、云々、潮既太急、とある處なり、また土佐日記、承平五年正月三十日の條に、夜なかり船を出して阿波のみとをわたる、といひしも牟夜門なり、先聖實地を知らず、漫りに鳴門とせしは非なり、鳴またむやといふも古き稱なる事、月詣和歌集、小侍從集にも、むやのはまぐりなどよみ、永祿中にかきし阿波國城將記に、土佐泊城主森志摩守を撫養殿とも、その城を撫養城ともあるにて知るべし、又さきのみなどは、上にも略いへるが如く、大黒崎、林崎、岡崎、磯崎

などいふ船つき其處なりといふべけれども、むかし長元年中藤原基房朝臣、再び阿波守になりてくだられし時、木津神の浦に浪のたつを見て、木つかみの浦に年へてよる浪も、同じ所にかへるなりけり、と所感を歌はれし歌、後拾遺集、羈旅部に見えたり、今木津村といひて、其舊跡なりと云る所まで、此岡崎林崎などいふ海畔より、正西三十餘町を距りて、此間に民居沃田鹽濱もうちまじりて、當昔のものとはさらには思はれねど、其北に當れる黒崎など云處は、山に傍ひたる海岸にして、古今の沿革あるべき地形にあらざれば、是より推及して考ふるに、林崎岡崎なども、其名は風土記にいはゆる崎の部内にして、今の黒崎の山根續き齋田南濱などいふ山根の村落、むかし崎といひし地なる事、この齋田の山根を岩崎といへると、かの黒崎といふ地名とを以て知らるゝなり、また中のみなどは、牟夜島と崎との中間、南山嶺續きりにとほりて、小鳴門より差入れる入海を、古も今も中水門とよべるが如し、湖の字を填たるは、今の大島田より、土佐泊の數村連接の一島、牟夜とこの小鳴門よりさしいる海の正西に在る崎、齋田南濱の舊地といふ地との中間、おのづから入海のかたちをなせりしかば、古人この字を用ゐしならん歟といへり、これにて此風土記の地勢いとよく知られたり、また笈埃隨筆に云、鳴門阿波の國なり、淡路とむかひたる海わづかに廿餘町なり、潮汐の奔涌、鳴動我國の第一の迅潮なり、滿るときは、南方の大洋

より込入て、北方播磨海に入、出島に國主の潮見亭あり、海邊小島大岩多く石を疊む、浦邊に七八軒の漁村あり、潮時にあらざれば、尋常の海面にして、漁舟そこ爰に漁りす、斯て潮盈へき時來れば、だんくになみ騒ぎ、水沸出で、渺々たる南海の潮一同にはせ入り、俄に水渦卷沸返て、見る中に南方五六尺うつ高くなり、海底鳴動して雷の如く、兩岸これがために打碎るかとなん、恐敷けしき坤軸も動搖するかとすさまじ、只二十町ばかりの間に、雙方大岩つき出で、せまく石川のごときあり、爰にして潮勢奔騰して、南のかた六七尺高くなつて、真逆に北へおち下る事瀧に似たり、底より沸潮さし入、潮と戦て岩石碎るばかりに轟けり、まことにきしにまさりて、恐ろしくすさまじき潮勢、たとふべきものなし、潮頂上に湛へぬれば、鳴音もいつしかしづまり、海上もよのつねのごとくなり、また引汐八時は、中國の海に湛へし潮、又北より南海へおつる事、さし潮のごとしといへども、その海底の鳴る事は、少し指入潮頃の猛威はなけれども、引おとす事の迅速なるは、また變らず烈し、その潮のとき、のりかゝりたる船は、いかにしても引れゆく所へおつる潮なれば、北風に帆を十分に保ちながら、潮に引もどされ手に居へたる如く引、此とき南より吹風なれば、一向に矢のごとくにして、楫もさかず、却て船覆るなり、ゆへに帆をもたせて、あとすさりに潮に引なり、たとへいかなる船なりとも、少しも潮先にあらそふ事なりがたし、これより阿淡のあひだ數里を経て、小鳴戸といふを経て、中國に潮行なり、

### 奈汰浦

風土記云、奈汰浦、奈汰、云事者、其浦、波之音、無止時、依而奈汰、云、海邊者、波立者、奈汰等云、〇仙覺萬葉鈔

奈汰浦、印本には浦字なきを、古寫本にはあり、今之に従ふ、萬葉三に留火之明大門爾入日哉、榜將別家當不見、とある仙覺抄に、明大門とかきて、あかしのなだと和する也、なだはなといふはなみ也、たと云はたかき義なり、海面渺々として波たかき所也、なたとは、はりまなだといへるこゝろなるべし、とみえ、和訓栞になだは洋をいふ、仙覺説に波高の義と云り、されど神代にはいふ名門の轉せるなるべし、灘の字をよむはあし、伊勢物語になだの鹽やきとよめるは、葦屋のなだなり、此所より出る舟をなだ舟といふ、もとは鹽濱のみならず、大船のよりし湊なれば、此名のこれりと云り、奈汰は今も那賀郡の海上を上なだといひ、海部郡の海上を下なだと云ふ、又海部郡中北にある海上を上なだ、南にある海上を下なだともいふなり、と小杉氏云り、

### 勝間井

阿波國風土記云、勝間井、冷水出于此焉、所以名勝間井者、昔



倭建天皇命乃依大御櫛笥之忌而勝間栗人者櫛笥者勝穿

井故爲名也仙覺萬

勝間井は阿波郡勝命村の隣邑大俣村にあり、當國人野口年長がかける粟の落穂と云ものに、亡友七條清川は名東郡觀音寺村に、元暦二年源判官勝浦より讃岐國へ赴給ひし時、此所にて馬の口洗ひし冷水也とて、今も義經の馬の舌洗の水といふあるを、それといへど、餘に據もなければおのれは諸はず、勝間井は他に必あるべく思ひしを、安政元年の春、慶長二年の分限帳に所付あるを得たり、其中赤堀某の知行、四百六拾貳石三斗の内三拾六石、阿波郡勝間井とあるは、決めて其處なるべしと思へども、何村ならん知れざりしを、勝命村に勝間井といふ地ありとききて、中川眞幸をたのみて遣りしに、やがて其所に至り見もし聞もしつるに、勝命村の西に勝間井といふ字あり、されど、そこに冷水はなし、隣村大俣村の南にスケノカタと云所に、二坪許深き三尺五寸計の冷水あり、此水二段ばかりの田にかゝれり、此所勝命村より六町許あり、これなん勝間井の冷水なるべし、といひおこしける、此時の嬉しさ譬ふべきものなし、云々、又思ふに、昔は大俣村かけて勝間井といひしを、後に勝命村といひ、その西方を大俣村と名付しも知るべからず、とありと粟の落穂にみえたり、〇倭建天

皇、日本武尊は、天皇の御位には即給はされど、天皇と申奉れる例あり、常陸風土記に、或曰、倭武天皇巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毗那良珠、命新令堀井云々、また信太郎條下に、倭武天皇巡幸海邊、行至乘濱、また茨城郡桑原岳の下に、昔倭武天皇、停留岳上進奉御膳云々、行方郡の條に、所以稱行方郡者、倭武天皇巡狩天下、征平海北、當是經過此國、即頓幸槻野之清泉云々、また同郡當麻郷の下に、倭武天皇巡行過于此郷云々、また相鹿大生里の條に、倭武天皇坐相麻丘前宮云々、又倭武天皇之后大橋比賣命云々、また久慈郡助川驛家の下に、昔號遇鹿、倭武天皇至於此時、皇后參遇、因名矣云々、多珂郡道前里飽田村の下に、倭武天皇爲巡東陸、頓宿此野云々、などの類なほあるべし、此は其國人の樸實なる心に、いまだ天皇の御位には即給はされども、崇め奉り稱へ奉りて、天皇と白しけるまゝに、風土記に記ししものなるべし、〇依大御櫛笥之忌は、萬葉十二に、玉勝間相登云者、誰有香、相有時、左倍面隱爲とある歌を、仙覺が抄に、たまかつまといふは、たましくしげといふ詞なり、云々、風土記のされば、いまの歌には、あはんとといふは、といひいでんための諷詞に、たまかつまとをける也、云々、たまかつまとよめる歌、この卷に三しゆある也、たまかつま、あべしまやまの、ゆふつゆに、たひねはえずや、ながきこのよを、とよめるも、あべしまやまの、あくの字、あくといふこと、ろなれば、つゝけよめり、たまかつま、しまくま山の、ゆふぐれに、ひとりかきみが、やまぢ

こゆらん、とよめるは、しまくまやまといへるしまくといひいでんための諷詞にを  
 けり、しまくまといふに、しげくまといふ心こもるべし、たまくしげはしげくまき  
 たるものなれば、よそへつゝくる也、とあれど、しげくまくもの也、と云るは諾ひがた  
 し、冠辭考に、萬葉卷八に玉匣葦木乃河乎云々、こはくしげを開といひかけたり、さて  
 玉匣は、卷四に珠篋有玉櫛乃とよめる如く、櫛をいゝはこ也、且けとは總てうつは  
 物をいへり、卷二に玉匣覆乎安美開而行者君名者雖有吾名之惜毛、こは匣の蓋は開  
 るも、覆ふもたやすき物なれば、おほふを易しとして、開るといひなして、さて一二句  
 は序なり、また玉匣將見圓山乃云々、こは玉くしげの身とうけたり、蓋懸子身など常  
 にいふがごとし、卷七に三櫛上二上山母云々、この三は例の眞に通ひて眞くしげ也、  
 卷三に秋津羽之袖振妹乎珠匣奥爾念乎、見賜吾君、こは蓋懸子の下は深ければ、奥と  
 ほいひつゝけたり、又たの條、卷十二に玉勝間相登云々、また玉勝間安倍島山  
 之云々、このかたまは、大かたのにはあらず、蓋と身とある合せ篋なり、故に女に逢に  
 いひかけたり、安倍とつゝけしも、阿倍と合と音の通へば、右と同じ意なり、上に擧た  
 る卷四に珠篋なる玉櫛てふ篋の字を、今本にくしけとよみしは義訓也、こをばたま  
 がたまなるともよむべし、然ればいづれにても蓋と身と合する篋の事なりけり、同  
 卷に玉勝間島熊山之夕晚云々、こは、大目魚籠はめのあられければ、透間とつゝけたる

云々、〇寛按に、こは玉籠の目のすき間なくし、ま勝間は古事記に、造无間勝間云々神  
 代紀取其竹作大目魚籠又無目堅間ともあり、此勝間堅間など書たるは借字にて、籠  
 と書たるはまこと也、且今本に玉かつまといふも、韻は通へど、猶紀によりてかたま  
 と訓へし、且籠に玉てふ語をそへたるは、其形のまろき籠を云ふならん、何にてもま  
 ろに圓なる物をば、今もまた某といふなり、とあるによりて、大御櫛筒はオホミカタ  
 マと訓へし、忌の字よみがたし、大御櫛筒之忌と云ふべき由なし、忌はもしくは忘の  
 字をあやまれるにて、倭建命の御櫛を入る、篋を忘れ給ひしを、其處なる井に落し  
 入などしけむを、其井を穿て取出したるにか、いまだ考へ得ず、〇勝間栗人は史にみ  
 えされど、勝間は姓にて、栗人は名なり、此姓大御櫛筒の事につきて、井を穿れるより、  
 其地名にも氏にも負りしなるべし、續日本紀寶龜三年二月癸酉、先是從五位上掃守  
 王男小月王、賜姓勝間田、流信濃國、至是復屬籍、とある勝間田は似たる氏なれど、同姓  
 にはあらず、萬葉緯に栗人者の下櫛筒者勝間云也と注文あり、この文なくては聞え  
 ず、故今之を補ひつ、又粟を粟と作り、日本紀通證に引たる文には、勝間井冷水、倭建命  
 乃大御櫛筒忘依而勝間云、栗人者櫛筒云勝間也、とあるは、異本ありて引しなるべし、  
 此文に忘とあるは當れり、

アマノリト山

阿波國ノ風土記ノ如クハ、空ヨリ降リタル山ノ大キナルハ、阿波國ニ降リタルチアマノリト山ト云、其山ノクダケテ大和ニフリツキタルチ、アマノカク山ト云トナン申仙覺

萬葉鈔

大和風土記には、天より天香山の天降りつきし事を傳へ、伊豫風土記には、天山ある事を傳へたり、大和伊豫二國の風土記に云ふ處よく符合へり、此國なるは少しく異なれど、かゝる説もありしなるべし、○アマノリト山は、楳邨の説に、今麻殖郡山崎村と瀬詰村との堺、忌部山の裾續きに小き丸山ありて、ノリト山と呼べり、其山容いと新らしく見ゆ、土俗傳へて昔大神宮にのりとを奉りし所なりと云、かたがた風土記の舊蹟とは思はれず、按ふに此ノリト山は、伊豫國の故事をこゝにも誤り傳へしにあらぬか、なほよく探りて後に決むべしと云り、

〇讚岐

阿波島

讚岐國屋島北去百步許有島、名曰阿波島仙覺萬葉鈔

この文、本書に風土記とはなけれど、風土記なるべく思はるれば、此に載しつ、○屋島は、天智卷に、築讚吉國山田郡屋島城とみえ、平家物語にも、屋島壇浦などありて、名高き處なり、和漢三才圖會に、以島形似屋名之とある是なり、○阿波島は、屋島北去百歩とあれば、屋島の北なる事著けれど、地圖を考ふるに、阿波島といふはみえず、

〇伊豫

大山積神

伊豫國風土記曰、乎知郡御島坐神、御名大山積神、一名和多志大神也、是神者所顯難波、高津宮御宇、天皇御世、此神自百濟國度來坐、而津國御島坐云云、謂御島者津國御島名也、釋曰

紀本

乎知郡は、和名抄、伊豫國智國府云々越智郡とみえ、國造本紀に、小市國造、輕島豐明朝御世、物部連同祖大新川命孫子致命定賜國造とありて、古へ小市國と云しを、後には乎知郡となり、又越智とも書りしなり、玄かるを本書に乎知を宇和とあるは、本國に宇和郡と云もあるをもて誤れるものなれば、之を訂せり、○御島坐神御名大山積神一名和多志、大神は、神名式に、伊豫國越智郡大山積神社大神續日本紀に、天平神護二年四月甲辰、伊豫國越智郡大山積神授從四位下、充神戶五烟、新抄格勅符にも、大山積神五戸、天平神護二年五月三日符とあるは是也、續後紀に、承和四年八月戊戌、預名神三代實錄に、貞觀二年閏十月十六日壬戌、進從四位上大山積神階、加從三位、八年閏三月七日壬子、加正三位、十二年八月廿八日戊申、授從二位、十七年三月廿九日壬子、授正二位とみえ、祭神は本文にあるが如く、大山積神にませり、この神の事は、古事記に、伊那那岐神の御子に山神名大山津見神とます神なるが、一名を和多志大神と申すとなり、和多志を萬葉緯には和多布とあり、和多志とは、下文に百濟より度來坐せる由か、然らば和多理大神とこそ云ふべきなれ、和多志とは云ふべからず、和多布とあるによらば、常陸風土記に、新治國造毘那羅珠命を、國造本紀に、毘奈良布命とあるに同じく、布と珠と通音にて、和多須神にや、和多須神は、神名式隱岐國知夫郡由良比女神

社和多神大元名とあれど、此元名以下六字は、同郡海神社二座の下にあるべき注の混ひたるものなり、其は本國神名帳に、由良姫大明神と和田酒明神と二つあるにて著し、さて袖中抄に、貫之の歌として、ゆく今日もかへらむ時も玉梓の、ちふりの神を祈れとぞ思ふ、顯昭云、ちふりの神とはみちふりの神と云ふにや、海路にもよめり、わたつみの千ふりの神に手向する、ぬさのおひ風やまづ吹なむ、此二首はともに貫之詠之、隱岐國にこそ、知夫利崎といふ所に、わたすの宮と云神はおはすなれ、舟いだすとては、その神に奉幣してわたりを祈るとぞ申す、それを本體にて海をもくがをも、みちを祈る神をば、ちふりの神となづけたるにや、とあるが如く、大山積神は海神にはまされど、其神社は越智郡の海中なる大三島の宮浦村に鎮りますを以て、海路をゆくもの、彼智夫利の神の例によりて、その平安を祈りける故に、和多志神とも和多須神とも云るには、はらざる歟、よく考ふべし、十訓抄に、能因入道承俗名伊豫守實綱に伴ひて彼國に下りけるに、夏初日久しくてりて、民の歎淺からざりけるに、神は和歌にめで給物なり、試によみて三島に奉るべき由を、國司頻にすゝめければ、天河苗代水にせき下せ、天降ります神ならば神と讀るを、みてくらに書て、社司をして申上させたりければ、炎旱の天候にくもりて、大なる雨降りて、枯たる稻葉をしなへて緑にかへりけり、この事金葉集卷十に、範國朝臣に、くさりければ、なほはむるもせりけるに、正月より三四月まで、いかに雨のふらざりければ、なほはむるもせりけるに、正

に祈りまはさざりて、祈申はざりければ、能因歌よみて、一宮にまいたせ、天降ます神の  
 と申ければ、まいりて、祈申はざりければ、能因歌よみて、一宮にまいたせ、天降ます神の  
 夜やまらずと家集にみえたりとあり、又昔佐理郷大貳任はて、上られける道にて、伊  
 豫國三島明神の託宣ありて、彼社の額を書したりけるも、めでたかりけりとみゆ、佐  
 理郷の事は、東齊隨筆に、參議佐理、太宰秩滿、歸路、歷伊豫三島、風浪惡不能發船、夢三島  
 神告曰、乞書額、覺乃書、應時海上穩、榜曰、日本總鎮守大山積大明神、とある是なり、〇是  
 神者所顯難波高津宮御宇天皇御世は、難波高津宮の御世に、この大山積神の現身の  
 顯れ給へる由なり、是神者所顯云々御世とある書法は、古事記仲哀に、住吉大神の御  
 事を、此時其三柱大神之御名者顯也とあるに同じきを以て、住吉大神は、御名の顯れ  
 給へるにて、現身の顯れたるにはあらざるを、一言主神なるは、大御身の正しく顯れ  
 給へる事を以て知るへし、其は一時天皇雄略登幸葛城山之時、百官人等悉給著紅紐之  
 青摺衣服、彼時有其自所向之山尾、登山上人、既等天皇之鹵簿、亦其裝束之狀、及人衆相  
 似不傾爾、爾天皇望令問曰、於茲倭國除吾亦無王、今誰人如此、而行即答曰、之狀亦如  
 天皇之命、於是天皇大忿而矢刺百官人等、悉矢刺爾、其人等亦皆矢刺、故天皇亦問  
 曰、然告其名、爾各告名而彈矢、於是答曰、吾先見問故、吾先為名告、吾者雖惡事而一言、雖  
 善事而一言、言離之神、葛城之一言主之大神者也、天皇於是惶畏而白恐我大神有宇都  
 志意美者不覺白而大御刀及弓矢始而脫、百官人等所服之衣服、以拜獻爾、其一言主大

神手打受其捧物、故天皇之還幸時、其大神滿山末、於長谷山口送奉、故是一言主之大神  
 者、彼時所顯也、とある記傳に、彼時所顯也とは、上に宇都志意美とみえ、書紀に此大神  
 御みづから現人之神と詔へる雄略紀の同如く、現御身の顯れて見え賜へるを云な  
 るべし、又宇都志意美坐むとは覺らざりきと、天皇の申給へるさや、御名又御社など  
 はもとよりありしさまの詔ひさまなり、と云はれたるが如く、記に一言主大神者、彼  
 時所顯也とみえ、本書に是神者所顯云々天皇御世とある文の同じきにて、も知らる  
 くなり、又大山祇神の御名は、神代卷上にもみえ、下卷にも木花之開耶姬の皇孫に答  
 へ奉れる語に、妾是天神、女娶大山祇神所生兒也とも、又一書に、皇孫因謂大山祇神曰、  
 吾見汝之女子、欲以為妻、於是大山祇神乃使二女持百机飲食奉進、ともありて、世に名  
 も高かりし神にませば、人皇の世になりては、此神を祭れる神社もありけむと推測  
 らるれば、此神の御名は既く著れ給へるを、仁德天皇の御世に至りて、現御身の所顯  
 まし、事のいとく、奇しき故に、風土記にも如此記されしものとみえたり、さて此  
 神自百濟國度來坐而津國御島坐、とあるを、ふと見ては、韓國より此時始て渡來させ  
 る神にて、神代に所謂大山祇神にはあらじ歟とも思はるれど、神世の時にあたりて、  
 素盞鳴尊其子五十猛命を率て、新羅國に幸行て、皇國に還り來ませる大已貴神少彥  
 名神の海外に往給ひて、文德天皇の朝に常陸に還來ませる例もあれば、大山祇神も、

天神の詔をうけ給はりなどして、百濟國に往坐しけるが、神功既終て、此時に還坐ける事を、自百濟國度來坐云々と書るも、書紀一書に、素盞鳴尊帥其子五十猛神降到於新羅國居會尸茂梨之處乃與言曰此地吾不欲居遂以植土作舟乘之東渡到出雲國簸川上所在鳥上之峯とある例に同じければ、海外の國に往て還來る事を、古へはなへて度來とも、東渡なども云りしものなるべし、凡て古への天神地祇だちの御所業は、いとく廣く大きく、天地を包容るばかりの事にて、一國に拘り一業にのみ勉むるが如き、小かなるわざには坐さざるを、凡人は、己が小さき智もて神の御上を測りて、さばかり大なる神功ある事をば、つゆしらでである故に、書籍にのみよりて、大山積大神の海外の國をも經綸たる事はあるべからず、百濟國を見巡らし給へる事はなしなど云ひし思ひもしつゝ、たましくかゝる神徳をあらはすべくも思ひたらずして、かへりて疑ふなるは、いかなる痴心ぞもや、〇津國御島は、攝津國に在て、書紀雄略卷に、三島郡とみゆ、後に二郡に分れて、島上島下といふ是なり、古事記に三島とあり、三島之藍御陵は、諸陵式に、島上郡にありとみえ、萬葉七に、三島江之玉江、十一に三島江之入江、などよめり、古事記神武に、更求爲大后之美人時、大久米命曰、此間有媛女是謂神御子、其所以謂神御子者、三島浪咋之女王勢夜陀多良比賣、其容姿麗美、故美和之、大物主神、見感而云々、即娶其美人生子、名謂富登多々良伊須々岐比賣命、云々、書紀神

武卷に、庚申年秋八月癸丑朔、戊辰、天皇當立正妃、改廣求華胄、時有人奏之曰、事代主神共三島溝楸耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛踏鞞五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、とありて、大物主命と事代主命と一婦人に娶て生る女子の如く聞ゆれど、然らざる事は別に論あり、唯この三島溝楸耳は出自詳かならねど、恐らくは大山津見神の子なるべし、いかにとなれば、此神の三島に由縁ある事はいふも更なり、延喜神名式に島下郡三島嶋神社みえ、今は島上郡三島江村にありと、攝津志にありて、祭神は鴨御祖大神なる由、攝陽群談にあれど、社傳には祭神大山祇神相殿事代主神といひ、伊豫と伊豆とに三島ありて、三島神社もまじ、其祭神はいづれも大山積神なるに、伊豆三島神社は、賀茂郡にあり、伊豫の大三島は、越智郡にありて、同郡に鴨部郷あるなど、大山積神と事代主神と、姻戚の親あるに因ての事なるべく思はるればなり、〇謂御島者、津國御島名也、御島は、伊豫大山積神社の鎮座、即大三島と、三島宮浦村といふにありて、三島明神と云ふ、是にて此なる御島の名は、此神の始て現御身を顯はし給へる攝津國三島の名によりて、伊豫國なる鎮座の地名をも御島と云由なり、此島は大神の鎮座す處なれば、大御島とも稱へまつりしとみゆ、さて攝津の三島と伊與伊豆を合せて、三つの三島といふ事、諸書にみえたり、しかるに伊與の小市國造は、上に本紀を引て云る如く、物部連の族なるに、伊豆國造も物部連祖天稚杵命八世孫若建命と

みえ、此伊豆は飛鳥朝御世天武九年駿河を割て置れしよしあり、その珠流河國造は、物部連祖大新川命兒片堅石命を國造とする由みえ、駿河國に富士神社ありて、其祭神を木花之開耶姫と、大山祇命を祭れる由云傳へ、同國神名帳に其御子神十八座ますに、伊豆國內神名帳にも、三島神の御子神十八座おはすなど、いとく由縁ありて聞ゆるが上に、伊與にては、此大山積神を越智氏の氏神の如く云傳ひて、崇め奉るも、必ず故ある事なるべし、

天山

伊豫國風土記曰、伊豫郡自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭在天加具山、自天天降時二分而以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山本也、其御影敬禮奉久米寺、

釋曰  
本紀

伊豫郡は、和名抄に、伊豫國伊豫郡とあるに是にて、古事記國生に、生伊與二名島此島身一而有面四云々、また伊余とも書り、國造本紀に伊余國造あり、記傳に二名は本より大名なるべし、此名義は名は借字にて、二並なり、書紀應神卷の大御歌に、阿波旋辭

摩イ異イ柳ヤ敷フ多タ那ナ羅ラ弭ヒ阿ア豆ツ枳キ辭シ摩マ異イ柳ヤ敷フ多タ那ナ羅ラ弭ヒ豫ヨ呂ロ辭シ枳キ辭シ摩マ之シ魔マこれは淡道と小豆島と並べるをよみ給へるにて、此の二名の島のことにはあらねど、二並てふ言の證なり、さて此島は飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別と大宜都比賣と又並べるを二並と云か、又伊豫をも本よりの大名とせば、彌の意にて、いよいよ彼御歌の語の如く、彌二並島なるべし、伊豫國は伊豫郡より出たる名なるべし、云々、名義思ひ得ず、とあれど、飯依比古の名によれるにはあらざる歟、内山真龍は出湯の義なり、温泉郡に出湯ありと云り、猶よく考ふべし、〇天山、和名抄に、久米郡天山郷あり、愛媛面影と云書に、天山、天山郷に特立して、よの山と同じからず、形容大和國天香山に似たり、此山あるによりて郷名に負るなるべし、此山今は久米郡にあり、風土記に伊與郡といへるは、昔は此邊まで伊與郡なりし事知るべし、とあれど、地圖を考ふるに、伊與郡の東北に天山郷あれば、風土記の文は郡内伊の事を云るにはあらで、其郡家の東北なる天山と云がある由、大簡オホシラカに云るなるべし、かゝればもとより、久米郡なりけむも知るべからず、〇所名天山由者云々は、上世に天神たちの天より天香山を二つに分けて降し給ひける、其一つは、大和の天香山にて、其一つは、此伊與の天山なりと云り、〇因謂天山本也とは、上に云るが如き縁れによりて、天山とは云りとの事也、さて本也とは、その事の本縁といはむが如し、書紀には多く是其縁也と記し、舊事記天神本

紀に十種神寶の事を天神祖の教に謂一二三四五六七八九十而布瑠部由良由良止布瑠部如此爲之者死人反生矣是則所謂布瑠之言本矣と見え又次に載る風土記の文にも因謂熊野本也とも因謂伊社邇波本也ともある皆同義なり○其御影敬禮奉久米寺はいかなる意にや解がたきを強て思ふに其御影とは件の天山を神とも神と敬ひ奉るが故に其山を御影即神靈として久米寺を建て仕奉れるにやあらむ古人の撲直なる心には神も佛も分ためなく同じく敬ひたりけん趣さもやと想像らるなりこの寺字を等とあれど今は伊澤本によりて訂せり

熊野峯

伊豫國風土記曰野間郡熊野峯所名熊野由者昔時熊野止云船設此至今石成在因謂熊野本也本紀

神代卷疏大永六七年の清原頼賢のト部家の説を聞きしてに伊豫風土記云昔野間郡有一船名曰熊野後化爲石とあり此文神代卷口訣にあると全く同じ本文を節畧して書るものとみえたり○野間郡は國造本紀に怒麻國造あり古へは怒麻國と云ひしを後に郡とせしなり神名式に野間郡野間神社みえ和名抄に野間乃今郡とありて又郡號の條には濃滿郡とあり○熊野峯愛媛面影に按今野麻郡に熊野と云ふ所

ある事をさかず云々と見えたり○熊野止云船設此至今石成在は神代卷疏に有一船名曰熊野後化爲石とあるに同じ但本文に設此とあり熊野と云舟を造りて此地に置れしが後に石に化れるなるべし神代卷下に事代主神の事を或曰遊鳥爲樂故以熊野諸手船船名天載使者稻背船名天應遣之而致高皇產靈勅於事代主神云々とある熊野諸手船に由ありげなり此熊野と云ふ舟によりて熊野地名は起れると云るなり

溫泉

伊豫國風土記曰湯郡大穴持命見悔恥而宿奈毗古那命欲活而大分速見湯自下樋持度來以宿奈毗古那命而漬浴者シシガホドニイキタチシ整間有活起居然詠曰眞整寢哉踐健跡處今在湯中石上也凡湯之貴奇不神世時耳於今世染疹痲萬生爲除病存身要藥也スリナリ天皇等於湯幸行降坐五度也以大帶日子天皇與大后八坂入ヤサカ姫命二軀爲一度也以帶中日子天皇與大后息長帶オホキナサキ姫命二軀爲一度也以上宮聖德皇子爲一度及侍高麗惠總ヒメノコトフタハシラ



僧葛城臣等也、于時立湯岡、側碑文記云、法興六年十月歲在丙辰、我法王大王與惠總法師及葛城臣、逍遙夷與村、正觀神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首、惟夫日月照於上而不私神井、出於下無不給、萬機所以妙應、百姓所以潛扇、若乃照給無偏私、何異于壽國、隨華臺而開合、沐神井而瘳疹、詎升于落花池而化溺、窺望山岳之巖嶠、反冀子平之能往、椿樹相蔭而穹隆、實相五百之張蓋、臨朝啼鳥而戲吐下、何曉亂音之聒耳、丹花卷葉而映照、玉菓彌葩以垂井、經過其下可優遊、豈悟洪灌霄庭意、與才拙實慚七步、後定君子幸無蚩咲也、以岡本天皇并皇后二軀爲一度、以後岡本天皇、近江大津宮御宇天皇、淨御原宮御宇天皇三軀爲一度、此謂幸行五度也、釋曰、本紀

湯郡は和名抄に伊豫國温泉湯郡とあり、古事記九卷に、故其輕太子者流於伊余湯也

た舒明卷に伊余湯宮、天武紀に伊與温泉などもみえたり、愛媛面影橋温泉、道後山の禁に在り、往古は熱田津石湯といひけるを、いつの頃よりか、道後の温泉と云、此道後と云事は、平家物語源平盛衰記等に道前道後の境なる高細山とありて、山西をすべて道後といひけんを、松山といふ城下の名におははれて、今は温泉の邊の名とのみなりぬ、此温泉は神代より始りて、代々の帝王行幸せさせ給ひし事度々也、功驗他の温泉にまされば、浴する人千里を遠しとせずして、此處につどへり、昔は幾所にも湧出て、其所々に湯桁といふ物を架して浴したり、とみえて、六花集に、伊豫の湯の湯桁の数は、左八つ、みぎはこゝのつ、中は十六、新葉集に神さふるいよのゆげたのそれならで、わが老らくの數もまられず、源氏物語、空蟬の卷に、いでいでおよびをかがめて、十はたみそよそなとかぞふるさま、伊豫の湯桁もたどし、しかるまじうみる、などあるを思へば、必らず一所にはあらざりけむ、玄道云、催馬樂の歌に、以與乃由乃、由个多波伊久川、伊左之良須也、云々、とあるによりて云る也、こは河海抄に出たり、されど今は一棟にて上中下の三等に分てり、俚諺集に云、景行天皇の行在所は、今の明王院北の岡山也、仲哀天皇の行在所は、今の八幡宮の禁也、聖德太子の行啓所は、八幡宮の西の禁也、舒明天皇の行在所は、湯より八町西北の山禁也、齊明天皇、天智天皇、天武天皇三帝の行在所は、橋村也、古事記下卷曰、故其輕太子者、流於伊余湯也、按湯字疑

日本書紀舒明卷曰、十一年十二月、幸于伊豫、溫湯宮、同十二年四月、天皇至自伊豫、便居厩坂宮、扶桑略記四卷曰、舒明天皇、十一年十二月、幸於伊豫、溫泉宮、同村上帝、天曆七年三月廿日、己亥、權少僧都明珍、申給官符、向伊豫國、溫泉治病、日本書紀齊明卷曰、七年正月、庚戌、御船泊于伊豫、熱田津、石湯行宮、熱田津此三萬葉三、赤人の歌、伊豫之高嶺、乃射狹庭、乃岡、介立之而、とよめるは、いと心得がたし、かの高根と、いさ庭の岡とは、程遠く隔たり、されど、已熟思ふに、こゝはたゞ打見たるさまをよめるにて、島山のよろしき國として、伊豫の高嶺を遙に見放て、又近き彼岡を見やりたる意ならんか、古歌に唯見やりたるを、かくよめるも、これかれあめれば、此もそのたぐひなるべし、〇大穴持命見悔恥、この見悔恥といふ事解り難し、思ふに、此二神は、神代卷に、爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、ともあるばかりの神、異なる御功、す神にておはしながら、其の共に力を戮せ、心を一にして、天下を經營給ふ、少彥名神の、如此こやしつるを見て、甚く悔恥たりとの義にや、若しくは、天下をありめぐりて、造り堅め給ふ時、二神互に競ひて、其事功を速に成終むなど、誓ひけるが、少彥名命いまだその事成果ざるに病こやしたるを、自ら悔恥給ふを、大已貴命の見て云々し給へるにもやあらむ、〇宿奈毗古那命は、古事記に、故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗、乘天之羅摩船、而、内剝鵝皮、剝爲衣服、有歸來神、爾雖問其名、不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇具久

白言、此者久延、昆古必知之、即召久延、昆古問時、答曰、此者神產巢日神之御子、少名昆古那神、故爾白上於神產巢日御祖命者、答告此者實我子也、於子之中、自我手候、久岐斯子也、故與汝輩原色許男命、爲兄弟而作、堅其國、故自爾爾大穴牟遲與少名昆古那二柱神、相並作、堅此國、然後者、其少名昆古那神者、度于常世國也、とみえ、書紀には、少彥名命、伯耆風土記、少日子命とも書り、欲活萬葉緯には、活を治とあり、いづれにても聞ゆ、大已貴命その事を共にし給へる、少彥名命のやみ臥せるを見て、其病を療治さんとして、大分速見湯を引來て、浴せ奉りしよし也、活字にして見る時は、既く死給ふばかりになりけるを、活さむと欲せる由也、〇大分速見湯は、大分と速見との溫泉なり、大分は、豐後風土記に、大分郡昔者、纏向日代宮、御宇天皇、豐前國京、都行宮、幸於此郡、遊覽地形、嘆曰、廣大哉、此鄉也、宜名、碩田國、今謂大分、斯其緣也、また大分川、南云々、また酒泉、此水之源、出郡西柏野之磐中、指南下流、其色如酒、水味小酸焉、用療痲癩、從周防國佐婆津發船、而度泊於海部郡宮浦時、於此村有女人、名曰速津媛、爲其處之長、即聞天皇行幸、親自奉迎、奏言、此有大磐窟、名曰鼠磐窟、土蜘蛛二人住之、其名曰青白、又於直入郡、禰野、有土蜘蛛三人、其名曰打媛、八田國摩侶、是五人並爲人強暴、衆類亦多在、悉皆談云、不從皇命、若強喚者、與兵距焉、於茲天皇遣兵、遮其要害、悉誅滅、因斯

名曰速津媛國後人改曰速見郡、また赤湯泉在郡西北、湯泉之穴在郡西北、瀨門山其周十五許丈、湯色赤而有泥、用足塗屋柱、泥流出、外變爲清、水指東下流、因曰赤湯泉、また玖倍理湯井在郡西、此湯井在郡西河直山東岸、一口徑丈餘、湯色黑泥常不流、人竊到井邊發聲、大言驚鳴、涌騰一丈餘、許其氣熾熱、不可向睨、緣邊草木悉皆枯萎、因曰溫湯井、俗語曰玖倍理湯井、とみえ、塵添蘆蕩抄に、豊後國速見郡溫泉あまたあり、其中一所四湯あり、一をば珠灘湯と云、一をば等時湯と云、一をば寶賦湯と云、なともあり、〇自下種持度來、下種は地中を通せる種なり、古事記輕太子の御歌に、阿志比紀能、夜麻陀袁豆久理、夜麻陀加美、斯多備袁和志勢、志多孺比爾、とある傳に、萬葉十一に、水鳥乃鴨之住、池之下種無、鷓鴣君、となき由にて、いふべきの序なり、九に、下檜山下遊水乃上丹不出、の意にとりてよめり、なとみゆ、伊勢國神郡の堺に、下種小川と云もあり、和志勢は、和之良勢の略語、走るは水の行を云ふ、山田を佃るに、山の高くて、水のかゝり難き故に、地下より種を通して水を通はし取るなり、と云る如く、此なるも遠き界より水を運ぶは、容易からぬ故に、地下より種を通して水を通はし、其を取持來て云々せる由なり、〇以宿奈昆古奈命而漬浴者、甕間有活起居、この以また而字よみ難けれど、スクナビコノ命ニアムセシカバ、シマシガホトニイキテ、ハタラキキ、なと訓てあるへし、漬浴を、本書に浴漬とあれと、今は伊澤本によりて改めつ、〇然詠曰眞甕寢哉踐健跡處今

在湯中石上也は、シカアリテ、マシバシイネニケルカモト、ナガメコトシ玉ヒテ、フミタケビシアト、イマエノナカノイシノヘニアリ、と訓へし、こは少名彦命温湯の神驗によりて、忽ちに如此生活させざるを云り、さて伊豫の温湯は、大日貴命の大分速見の湯を、下種に通はして、此に持來り給ひしが本にて、神代の昔のみならず、今世に及ぶまで奇効ある由を語り傳へしなり、此神の温泉を諸國に設け置して萬民の病痼を救療し給ふ事は、伊豆風土記にも、大日貴與少彦名、我秋津洲憫民、天折始製禁藥、温泉之術とあるを始め、攝津の有馬下野の那須、陸奥の玉造など、みな此神の開き給ひしものとみえて、伴の國々に、式内湯神社あり、或は大日貴命一座を祭り、或は二神を合せ祭れるも、幽契ある事なるべし、本國なるも、神名式に、温泉郡湯神社みえ、祭神は二神を合せ祀れる由云傳ひ、往古は温泉の東二丁ばかり山際に社ありしを、何の頃よりか、道後村の冠山に移し奉れりとぞ、なほ伊豆風土記温泉の條に云る考證を合せみるべし、〇天皇等於湯幸行降坐五度也、下に擧たる如く、大帶日子天皇行大后と一度、帶中日子天皇、哀仲大后と一度、聖德皇子一度、岡本天皇、明皇后と一度、後岡本天皇、極近江太津宮御宇天皇、天智淨御原宮御宇天皇、天武と一度にて、すべて五度なり、聖德皇子は天皇には坐さざれど、天皇等とある等字にをしくるめて、如此記せしものとみゆ、書紀を考ふるに、景行天皇仲哀天皇の伊豫の湯に下り給ひし事みえず、〇上

宮聖德皇子は、法王帝説に、伊波禮池邊雙槻宮治天下橋豐日天皇明娶庶妹穴穗部間人王爲、大后生兒、厩戸豐聰耳聖德法王云々、池邊天皇、后穴穗部間人王、出於厩戸之時、忽產生上宮王、王命幼少聰敏有智、至長大之時、一時聞八人之自言、而辨其理、又聞一知八、故號曰厩戸豐聰耳命、池邊天皇其太子聖德王甚愛念之、令住宮南上大殿、故號上宮王也、とあり、上宮はウヘノミヤと訓み、聖德は字音にシャウトクと訓み、皇子はミコと訓へし、この皇子伊豫に下り給へる事史にはみえず、○侍高麗惠總僧葛城臣等也、總を仙覺萬葉鈔に慈とあるに従ふべし、大永本釋紀には忿とあり、慈の草體より誤りしなるべし、惠慈は推古紀三年五月、戊子朔、丁卯、高麗僧惠慈歸化、則皇太子師之、とみえ、法王帝説にも、上宮王師高麗慈慈法師とあり、葛城臣は太子傳曆に蘇我葛木臣とも、崇峻紀に葛城臣烏那羅ともある、恐らくは同人なるべし、帝説に葛木寺賜葛木臣とみえて、共に皇子の親しみ寵み給へる人なりしからに、温泉にも侍ひて、仕奉りしなるべし、○立湯岡側碑文記云、釋紀印本にこの云の下一字を空て、下文を記せあり、大永本には次の行に一字下く法興六年より作碑文一首までを書き、又次行に上と同じく一字下く、惟夫より幸無虫咬也までを書きて、別行に一字擡げて以岡本天皇云々以下の文をえるせり、こはたゞ記文を目安くものしたるのみ、の事なり、○道遙夷與村正觀神井は、温泉の事とみゆれば、夷與村は道後村の事にや、然らば内山

眞龍が伊豫は出湯の義と云る考へあれるに似たり、神名式に、伊豫郡伊豫神社、神名大また伊豫豆比古命神社あり、續紀に此神を、伊豫國久米郡伊豫神、三代實錄には三所ともに伊豫村神とみゆ、續紀に久米郡とあるを、式に伊豫郡と書るは、伊豫郡も久米郡より分割たるか、上の天山の條に、風土記には天山を伊豫郡といひ、和名抄には久米郡に隸れたるも、舊一郡なるを、後に割たるにか、又伊豫神を伊豫村神とある伊豫村は、即本文に夷與村と云る同所と聞ゆるに、風土記は温泉郡たるも疑はし、又は伊豫郡は古へ久米温泉二郡をも總たる地にて、伊豫村と云もひろくわたりたる地名なるを、後に久米温泉二郡を割置れしによりて、天山は舊伊豫郡の内なりしを、伊豫を割て久米を置く時に久米に隸し、温泉郡を置く時に、伊與村を本郡に隸けられしにもあるべし、神井は温泉をほめたる語なれと、後漢張衡温泉賦の序に、遂適驪山、觀溫泉、浴神井とあるにて、溫泉を云りし事知るべし、○萬機所以妙應とある機字を、本書に妙字の下にあるは、誤なれば、大永本に據て改めたり、○潜扇は解しがたし、周王褒温泉碑に、火井飛泉、垂天遠、扇、焦源沸水、衝流迸集、とある義にとれる歟、○壽國は佛書の語にて天を云り、天壽國とも云る、是なり、○華臺を印本に革、大永本に幸とあれと、伊澤本に據て訂せり、支那の書に華嶽雲臺といへれば、華岳を云るなるべし、述征記に、華山對河東首陽山、黃河流于二山之間、古語云此本一山、當

河河水過之而曲行、河神巨靈以手擘開其上、以足踏離其下、中分爲兩、以通河流、今觀手跡于華岳上、指掌之形具在、脚跡在首陽山下亦存焉、とあるこの水の開も合も自然の事なる由を云るにや、〇子平之能往、この子平は後漢書逸民傳に、向長字子平とみえ、孟浩然が詩に、伏枕嗟公韓、歸山羨子平、とある人の事なるべし、〇椿樹相蔭而穹窿は、莊子に上古有大椿者、以八千歲爲春、以八千歲爲秋、などの故事によりて云る事なるべし、〇實相五百之張蓋は、佛家に幡蓋を張たるを云りと聞ゆれど、この以下の文明了ならず、相は一に想とある方よろしきに似たり、〇戲吐下は、疑らくは戲味の二字なる時を吐下と二字に寫しひがめしものと思はる、此句上の穹窿と對ひてかける文なれば、戲吐下と三字なるべき由なければ也、時は新撰字鏡に、鳴也、飛鳥鳴也とみえ、龍龜手鑑に、時音弄、玉篇言也、また時俗屏正音弄とみえ、字鏡集に、屏を時ともありて、ワラフサヘツルと訓るよくわたり、丹花は賂賓王詩に、靈芝紫檢參差長、仙桂丹花重疊開、また太和真人傳に、採丹花于閩苑、潑降實于玉圃、ともみえたる如く、仙家の珍らしき花どもを形容て云るものとみえたり、卷葉はよみかたし、卷或は重字か、丹花重疊開とある意にて、重葉なるを誤れるなるべし、さて葉の下に而字を脱せしにや、あらん、〇玉菓彌施以垂井は、上の丹花に對ひし語と聞ゆ、玉菓は穆天子傳に、天子之瑤、玉果璿珠、燭銀黃金之膏、とみゆるもの此に同じかるべし、〇豈悟洪灌霄庭とは、

いかなる義にや、誤脱あるべくおもはるれど、他に證とすべきものなければ、詳には云かたし、強て考ふるに、洪灌は澆灌にて、霄庭の庭は夜なるべくや、さるは新書に梁大夫宋就、爲邊縣令、與楚隣界、梁亭楚亭皆種瓜、梁敷灌其瓜美、楚亭稀灌、其瓜惡、楚令因夜竊搔梁瓜、梁亭請其尉、亦欲往報、宋就曰、是構怨之道也、令人竊爲楚亭夜灌其瓜、以美、楚亭怪而察之、則梁亭爲之也、楚令大悅、因以聞楚王、王乃謝以幣、而請交於梁王、といふことあり、これによりて思ふに、丹花玉菓のうるはしきを梁亭の瓜にたとへて云るならんも知るへからず、〇意與才拙慚七步、この文釋紀の訓點みなあやまれり、改めて訂すへし、〇後定君子、後定の二字考ふへし、〇岡本天皇云々、舒明紀十年冬十月幸有間溫湯宮、十一年春正月壬子、車駕還自溫湯、十二月壬午、幸于伊豫溫湯宮、十二年夏四月壬午、天皇至自伊豫、便居厩坂宮、とあるにて、此湯に幸行しける事著し、〇後岡本天皇云々、齊明紀七年正月庚戌、御船泊于伊豫熱田津石湯行宮、とみえて、新羅を伐給ふ爲に行幸しける時、天智天武二帝も、未だ皇子にて、御伴に従ひて溫泉にみゆきし給ひける事もあるを、如此は記せしなるへし、〇法興六年十月歲在丙辰は、干支を推すに、推古天皇四年を云り、法興は年號として當昔用ひしものとみゆ、其は法隆寺金堂釋迦佛光後銘文にも、法興元卅一年歲次辛巳十二月、鬼前太后崩、明年正月廿二日、上宮法皇枕病弗愈、云々、二月廿一日癸酉、王后卽世、翌日法皇登遐、とある文を、法王

帝説に擧て、釋曰法興元卅一年此能不知也、但案帝記云、少治田之世、東宮厩戸豐聰耳命、大臣宗我馬子宿禰共平章、而建立三寶始興大寺、故曰法興元世也、此卽銘云、法興元世一年也、後見人若可疑年號、此不然也、則言一年字其意難見、然所見者、聖王母穴太部王薨逝、辛巳年者卽少治田天皇御世、故卽指其年、故云一年、其無異趣、鬼前太后者、卽聖王母穴太部間人王也、云、鬼前者、此神前也、何故言神前皇后者、此皇后同母弟、長谷部天皇石寸神前宮治天下、若疑其姊穴太部王、卽其宮坐、故稱神前皇后也、言明年者、卽壬午年也、とみえて、年號にはあらずと決たれど、一年と云事終に分明からず、狩谷望之が證注にも、釋日本紀引伊豫國風土記載立湯岡側、碑文云、法興六年十月歲在丙辰、與此干支不合、是法興不與法興元世同也、と云るも恐らくは誤れり、この法興を年號の如くに用ひし故を云んに、伊呂波字類抄に、元興寺、推古天皇陵、號飛鳥、有本新兩寺云々、推古天皇御願、建立於大和國武市郡、號本元興寺云々、格云此寺、佛法元興之場、聖教最初之地、云々、寺家緣起云、崇峻天皇第二年己酉、聖德太子與蘇我馬子大臣、武市郡飛鳥地、建法興寺、本元興寺是也、云々、天平十七年造末寺、今元興寺是也、下とある、佛法元興之場と云にて、元興寺の名は明かなるを、此寺を法興としも云るは、佛法元興の二字をとれるが如く、又この法興寺を建たる緣にて、其年を法興とは云りしなるべし、さて崇峻卷に、元年、塙飛鳥衣縫造祖樹葉之家、始作法興寺、とみえ、寺家緣起には、二年建

法興寺といひ、又崇峻卷五年冬十月の條に、是月起、大法興寺佛堂、與步廊とあるをもて、元年に事始めて、二年に稍成り、四年に造營成り、五年に佛堂步廊も出來しを、推古天皇の四年丙辰に其功を成し竟たりしものなるが、崇峻の四年造營なりし事、史どもにみえざれど、必ずしかあるべきなり、もし此時造營なりしにあらずは、法興元年と云ふべき由なき也、さて法興元は、崇峻天皇の四年辛亥なる事は、本書に法興六年十月歲在丙辰とあるにて著く、法興元世一年とあるは、元世とよみつゞくにはあらずして、法興元と云る崇峻天皇の四年辛亥より卅一年にて、推古天皇の廿九年辛巳法興元卅一年歲次辛巳とあるも是也にあたり、然るを卅を世として、一年とよみ下すより、終にあやまりて、法王帝説の釋文にも一年といふ義を斷る事を得ず、狩谷氏も卅一年とは思はれざるによりて、風土記の法興六年と、釋迦佛像の銘なる法興元とは異なりと云れたるは、共に誤りにて、法興卽年號の如くに用ひたる事、元年より卅一年と云るをみて思ひ辨ふべきなり、〇湯岡の碑の事、橘春暉が北窓瑣談に、寛政甲寅の春、伊豫の國道後の温泉の側に畑ありて、昔より土民の云傳へて不淨を忌む、もし此畑をけがす時は、たたりを得て、寒熱を發す、今年松山のそれがし考にて、此中に必聖德太子の温泉の碑あるへしとて、人して掘らしめしに、果して大なる碑石を掘出したり、さればこそとて、未だ全く出終らざる前より、水にてあらひなどして見たりしに、聖德

太子その昔温泉へめされし時の御文章みえたりしに、その時隨從の人の姓名をのせたり、希代の珍物なりとて、よろこび掘たりしに、温泉のあたり近き土地をほり穴にせし故に、温泉の中へにぞりゆきたりしかば、所の人大きに驚き、もし温泉に別條ある時は、此里の人民數百人飢渴に及ぶべし、此碑はる事無用なりとて、みなみないましめとやめたりしかば、餘儀なく又そのまゝにうづめたり、いと残り多き事也きと、此あたりの人語りきとみえ、また伴信友が逸文風土記の書入に、弘化二年夏、おのれ京にある時、伊與の大洲近きわたりの郷人、矢野玄道（かみま）といふ若人、物學に京に上りたりとて、度々來かよふにつきて、道後の湯の碑の事問ひたるに、答へし趣、松山領にあり、城下より東方十餘町ばかりに、道後の湯あり、其東北湯の元といふ所に、義安寺といふ小寺あり、其寺に湯の薬師の小堂あり、堂中に平らなる石凡高さ五尺ばかり、幅三尺ばかりなるを建たり、いつの頃より歟、其石の平面を壁の如く土にて塗おけり、此土剝落れば災ありと云傳て、剝れば即ちに塗る例なるが故に、石面見る事あたはず、或説に文字ありといへど、慥ならず、さて建石の前に、尋常の薬師佛の像を安置せるがありと云り、予云、其建石決て、かの法興云々の古碑なるべし、伊與風土記の文に、大穴持命宿奈毘古那命とあるを、常陸なる大洗酒列の磯前の神は、此二神を祭れるを、薬師菩薩の號を賜ひたるに、准へて、此なるも然申したるを、後に佛の薬師像を

置たるものなるべし、北窓瑣談の寛政六年甲寅の頃、云々、元の如く埋みたると云るは、傳聞の誤ならんといへば、玄道云らく、瑣談は未だ見ず、ざる事の有無も知ずと云り、初冬に及び、玄道歸國して、春は再び上京すべき由にて、別れを告るにより、いかでよくはからひて尋よとあつらへて、其はからひ方を何くれと示しやりつ、玄道漢才もありて、きはめて朴質なる人也、おのれ前に江戸にて瑣談の説を聞て、松山藩の儒者某に中人もて、其碑の事を尋つるに、おろ／＼聞及びたり、なほよく問質して答へんとて、年經たれども、いまだ答なし、寛政六年より五十餘年、其わたりの若人などは、其時の事を聞傳たる人もあるべし、今推量するに、大旨瑣談の趣にて、其元の如く埋みたりと云は、傳聞の誤りにて、實は彼薬師堂にをさめ、其祟あらん事を恐れて、碑面を洗磨せず、なほ土を塗たる例として、今に及たるにもやあらん、其心得してよくはからひてよと、これも玄道に語りてわかれぬ、と記されたり、今はいかになりぬらむ、よく問尋ねて、この石面を洗ひて、此碑文を楯本にして、世に弘めまほしきものなり、小松邑志に、松山村并知衡記、温泉古碑事曰、此碑石世に傳らざるは、地中に埋れけるか、其所在をしらず、萬葉集日本紀等に、天皇伊豫の温泉に御幸ありし事を記せり、また伊豫風土記に、上宮太子湯の岡に碑文を建給ふ事の引證、釋日本紀に出たるまゝを記しぬ、是等に依て好事家の人々、昔より此石碑を尋ね出さんと欲する者の説に、

道後村義安寺の本尊此碑石ならんと疑ぬ、樂師如來土中出現の尊像なりと申せば、木像にあらず、石像なるべし、行基も石像を彫刻ありしにや、秘佛なれば人は是を拜する事なし、衆人の知る如く、土中出現なるが故に、御堂を地上に造立したるものなれば、人の疑おもへるも其理なき事なし、されば先年より湯治の易者に松山の好事家の人々、此尊像を占するに、何れの易者も佛像にあらず、貴人の墓なるか、又は碑石ならん石に文字を彫刻めるものと占ひぬ、先年我友大高坂四郎兵衛致天山が雑話しけるは、道後南町湯月古城の西字佐八幡宮に居住せる大工あり、此もの先年義安寺本尊の御堂朽損したる處ありて、修補しける時、御堂の後板等を取除け、内を見るに、石を建、文字を彫たり、其文字を悉く泥を以て塗り隠しありけると語りぬ、是等によりて参考する時は、衆人の疑思へると符合しぬ、風土記に湯の岡の側と記すといへども、温泉郡の内なりせば、天下の目を以て見る時は、湯の岡といふ事も當れりとせんか、先年圓光寺の沙門明月が、宅間平九郎と云へる易者の占に依て、碑石の土中に埋れると云へるを證して、一の湯玉岡カの石の西邊を、大に掘けるに、地下より大石は多く出たれども、曾て碑石は見えざりけり、明月は文筆の材人に卓越し、是等の事に迷へる者にあらず、されども、常に友としたる富商共を計り、此事を發起して、其身に一錢の財を費さず、日々富商と共に、其地に行て、酒肴に飽き、遊覽に己の情を樂しめる明

月が平生の行ひ狂浪にして、變異を好み、實に石碑を尋求めんとすれば、義安寺の尊像を拜し奉らん事を懇望し、虚實を知べき計略こそ有へけれ、數千年地中に埋れ、世に出ざるもの、世に出る期ありけるも天命ならん、既に多賀城の古碑も、伊達吉村公の時、處々を尋ね求められしが、遂に地中より掘出し、今の世碑面を摺りて、天下の珍品とせり、云々、義安寺の尊像も若碑石なりせば、壺山の碑と時を同して語るべし、公命下らざれば容易く開碑する事の期あるまじとおもひけれども、秘佛を拜せしむる事は、院主の志に依てならざる事も有まじければ、開扉して若し太子の碑文なりせば、天下の珍品二つなきものにして、温湯の美事はに及ぶもの有べからずとおもひぬ、弘化三丙午十一月日、

伊社邇波之岡 樵木 臣木

伊豫國風土記云、立湯岡側碑文、其立碑文處曰伊社邇波之岡也、所以名伊社邇波者、當土諸人等、其碑文欲見而伊社那比來因謂伊社邇波本也云々、以岡本天皇并皇后二軀爲一



度于時於大殿戶有樅與臣木於其上集鵲與此米鳥天皇爲  
此鳥枝繫穗等養賜也仙覺萬葉 鈔卷三

本書に此文を引て、湯郡天皇等於湯幸行降坐五度也云々以下、上に載るものと全く同じければ略けり、上に引るには、立湯岡側碑文記云とて、碑文を載せたれど、本書になきは略きたるにて、もとは碑文也幸無出笑の下の下につけて、其立碑文處とありしなるべし、〇其立碑文處曰伊社邇波之岡也、萬葉二に山部宿禰赤人至伊豫溫泉作歌皇祖之神乃御言乃敷坐國之盡湯者箱左波爾雖在島山之宜國跡極此疑伊豫能高嶺乃射狹庭乃岡爾立之而歌思辭思爲師三湯之上乃樹村乎見者臣木毛生繼爾家里鳴鳥音毛不更遐代爾神佐備將往行幸處反歌百式紀乃大宮人之飽田津爾船乘將爲年不知久とある射狹庭乃岡にて、神名式に、溫泉郡伊佐爾波神社みえ、今も此社は道後村湯神社同所にありて、湯月八幡宮といふ社の旁に在る小祠是にて、舊は伊佐爾波岡に立せりしを、今の地に遷し、舊領主の先祖、この八幡を勸請せられてより、伊佐爾波の名は知る人なくなれり、神名帳考とあり、かゝれば伊佐爾波と云は、この神社の舊址なるべし、〇伊佐那比來は、誘ひ來る由なり、記傳に伊邪那岐神伊邪那美神の御名義、書紀口訣に、伊弉是誘語といひ、師も伊邪那比君伊邪那比女君てふことなりと云れ

き、信に此二柱神遊合して、國土を生成さむとして、互に誘ひ催し賜へる意、然もあるべしとある意に同じ、〇伊社邇波は、その諸人の誘ひて來にける庭といふ事にて、邇波はすべて廣く平らなる處を云ふ、庭場を爾波とも云ひ、海波の平坦にして穩かなるを、萬葉に爾波ならしとも、庭もしつつけしともよめるも同義なり、本也は上に云る如く其縁也、また其事縁也など云ふに同じ、〇以岡本天皇云々爲一度とある次に、于時云々と云文あるを思ふに、凡て五度ともに、其下に其天皇のかゝる事あり、またとありけるなど文辭ありけむを、略けるならんとぞ思はる、〇樅與臣木は樅の下に木の字脱たるか、仙覺萬葉抄一卷に、注是時宮前在二樹木云々、伊與國風土記云、二木者一者椋木、一者臣木云々、臣木可尋之私勘、臣木者もみの木也、とあるにて、樅は椋木なる事知られ、和名抄に椋爾雅注云、椋音一名即椋音來、また新撰字鏡に、椋牟久乃木とみえ、臣木は抄にあるが如く、もみの木にて、和名抄に椋爾雅云、松葉柏身曰椋七音反、また字鏡に、毛牟乃木とある是なり、〇鵲與此米鳥、和訓栞に、太平記に、鹽冶高貞が事を、聲は鳩の鳴やうにてと見えたり、日本紀に班鳩をよめるも、鳴聲にて名づけたるなるべし、倭名抄に鵲をもよめり、新撰字鏡同じ、鵲も鳴もよみ、靈異記には、鵲二字をよめり、されど桑鷹、一名蠟背雀、といふ是なり、栞大に黄色にて、ひえ鳥の大さ、淡黒色のものなりといへり、下學集に豆甘しやといへり、若聞集の歌に、いかるかよ、豆う

ましとは、誰もさそひじりこきとは、何を鳴らん、鳴聲ひじりこきりと聞ゆる也、又豆見て落居る鳩といふ古語神代よりみえたり、今豆まはしとよべり、豆たゝきともいふとあり、和名抄に、崔禹錫食經云、鵲胡岳反、以良似鶴而白喙、兼名苑云、班鳩日本紀私、同替大尾短者也、とみえ狩谷望之が箋注に、李時珍曰、鴈鳥、處々山林有之、大如雉、蒼褐色、有黃斑點、好食粟、稻、其背喙微曲、而厚壯光瑩、或淺黃或淺白、或淺青淺黑、或淺玄淺丹、鴈類有九種、皆以喙色及聲音別之、非謂毛色也、爾雅又云、桑扈、鴈脂、郭注、俗謂之青雀、皆曲食肉、好盜脂膏、因名云、左傳正義解、鴈脂、爲淺白、李時珍又曰、桑扈乃鴈之在桑間者、其脂或淡白如脂、或凝黃如蠟、故古名、鴈脂、俗名、鴈膏、是可以充以加流賀也、とみゆ、此米鳥此を板本には比とあり、和名抄に、鴈、陸詞曰、鴈音鴈、又音琴、漢、白喙鳥也、又た、鴈、孫愐曰、鴈音鴈、漢語、小青雀也、この箋注に、萬葉集雜歌、仲枝伊伊音伊伊、加流我懸音加流我懸、下枝爾音下枝爾、此米乎懸、軍王歌左注、班鳩此米二鳥大集、按此米蓋比米之譌、恐非下條之米、今俗有小鳥呼之由米者、其喙與以加流賀略同、是亦比米之譌之由米、漢名未詳、松岡氏以、鴈膏充之、小野氏以、竊充之、とあり、本文の比米此米いまだ何れか是なるを知らず、伴信友云、鴈此米俱に稻穀を食ふ鳥也、といへり、さて、椹、また、鴈の下なる與字を本書に云とあれど、さては、義理きこえず、故今二所とも是を訂せり、〇天皇爲此鳥枝繫穗等養賜也、とあるを、上に引る鴈の好食粟稻とみえ、信友が考に、此米も稻穀を食ふ鳥なりと云るに引合せて、穂を懸て養ひ給へるさまを知るべし、

熟田津

伊豫國風土記ニハ、後岡本天皇御歌曰、美枳多頭爾波豆丁、美禮婆云々仙覺萬葉鈔卷三

萬葉二に、赤人の飽田津の歌あり、上文の注に引り、合せみるべし、仙覺抄に、きたつ、日本紀第廿六卷には、天皇七年春正月丁酉朔庚戌、御船泊于伊豫熟田津、石湯行宮熟田津、此云爾、とありて、此本文を引きて云、にとみと同韻相通の故に、きたつともいひ、みきたつとも云とえらばれたり、みとは、殊にかよはしていはるゝ字と聞えたり、いはゆるなみはやのくにをなにはといひ、蟻をみなと云かことし、それにとりて、この集に、きたつのことばをよめる歌に、第一卷には、熟田津音熟田津、船乘世武登月待者音船乘世武登月待者、とかけり、熟田津これをにきたつと云事、日本紀にみえたり、又、或は和多豆ともかき、或は柔田津ともかけるは、皆にきたつと和すべきことはりなれば、いまの點には、みなきたつと和する也、とあり、さて、熟田津は、愛媛面影に、熟田津石湯とある石は、古書に磯と通しかければ、昔は温泉かの柔田津ちかき邊に在しか、又はかの山間の迫

門などより湖の満来て、入江なりしか、古歌古書などの今世の地理にあらひがたきも、國々にこれかれおほかれれば、猶考ふべしと見えたり、

# 〇土佐

玉島

土佐國風土記曰、吾川郡玉島、或説曰、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下嶋、休息磯際、得一白石、團如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故爲嶋名、云々、釋日本紀卷十

吾川郡、和名抄に土左國吾川波安加郡と見え、玉島は土左幽考に玉島在吾川郡横濱村海中とある是なり、〇神功皇后巡國之時は、仲哀紀に二年二月戊子、幸角鹿云々、三月丁卯、天皇巡狩南國、於是留皇后及百寮、而云々、輕行之、至紀伊國、而居于德勒津宮云々、自德勒津發之、浮海而幸穴門、遣使角鹿勅皇后曰、便從其津發之、逢於穴門、夏六月庚寅、

天皇泊于豐浦津、且皇后從角鹿發而行之、到淳田門、云々、秋七月乙卯、皇后泊豐浦津、是日皇后得如意珠於海中、九月與宮室于穴門而居之、云々、とある時のこと歟、然らば長門より土佐の海に幸行して、御船を泊給ひし事ありしにや、又は征韓より歸り交して、難波に至り、又た南詣紀伊國會太子於日高、とある時の事にや、詳かならず、〇得一白石、團如鷄卵とある珠を、皇后の御掌に置給ひけるに、光明四出ていと麗しきを喜ばして、是海神の賜ものと詔ひし處なれば、即其島名に負しとなり、この玉島に玉島社といふあるは、此珠を神體として海神を祭れるにもやあらむ、

## 高賀茂大社

土佐國風土記曰、土佐郡郡家、西去四里有土左高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一説曰、大穴六道尊子味鋹高彦根尊、釋日本紀卷十二

土佐郡の佐、印本及萬葉緯、神名式古本にはみな左と作り、和名抄に土佐國土佐郡とあり、郡家とは土佐郡の郡家にて、其西去四里に神社あるなり、四字を卷十五に引た

るにはなし、脱たるなるべし。〇土左高賀茂大社は神名式に土佐郡都佐坐神社と  
 みえ、天武紀に四年三月丙午、土左大神以神刀一口進子、天皇朱鳥元年八月辛巳、遣秦  
 忌寸石勝、奉幣於土左大神、續日本紀に、天平寶字八年十一月庚子、復祠高鳴神於大和  
 國葛上郡高鳴神者、法臣圓興、其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀬天  
 皇獵于葛城山時、有老夫、每與天皇相逐、爭獲、天皇怒之、流其人於土佐國、先祖所主之神  
 化成老夫、爰被放逐、今檢前紀不見此事於是天皇乃遣田守迎之、令祠本處、又三代實錄に、貞觀  
 元年正月廿七日甲申、土佐國從五位下都佐坐神從五位上とあり、此社の事、今土佐郡の神名帳  
 に、土左と稱する郷なし、此社のある地を一宮村とよべり、こは土佐國中の大神なり、今  
 ば、一宮とよびならして、郷名はいつとなく呼ばざる事になりけん、此一宮村より、今  
 の路一里ばかり北に、土佐山と稱する山里あり、古〇其神名爲一言主尊は、舊事本紀  
 へ一宮村を土左の郷と云けん事明也、といへり、雄略に一時天皇登幸葛城山之時  
 に、素盞鳥尊兒葛木一言主神、坐後國とみえ、古事記に、雄略に一時天皇登幸葛城山之時  
 百官人等悉給紅紐之青摺衣服、彼時有其自所向之山尾登山上人、既等天皇之齒  
 箭、亦其裝束之狀、及人衆相似不傾、爾天皇望、命問曰、於茲倭國除吾亦無王、今誰  
 人如此、而即答曰、之狀亦如天皇之命、於是天皇大忿、而矢刺百官人等、  
 悉矢刺爾其人等、亦皆矢刺、故天皇亦問曰、然告其名爾、各告名、而彈矢、於是  
 答曰、吾先見問故、吾先爲名告吾者、雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一  
 言主之大神者也、天皇於是惶畏而白、恐我大神有宇都志、意美者不覺、白而

大御刀及弓矢始而脱、百官人等所服之衣服、以拜獻、爾其一言主大神手打受、其捧  
 物故、天皇之還幸時、其大神滿山、末於長谷山口、送奉、故是一言主之大神者、彼時所  
 顯也、又古書紀に、四年春二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人來望、丹谷面貌、容儀相似、天  
 皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王、諱然後應道、天皇答曰、朕  
 是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤干遊田、驅逐一鹿、相辭發箭、並轡馳騁、  
 言詞恭恪、有若蓬仙、於是日晚、田罷神待、送天皇、至來目水、是時百姓咸言、有德天皇  
 也、又た神名帳に、大和國葛上郡葛上坐一言主神社、名神大、月次、とある是なり、是御社、  
 村と云にあり、文德實錄に、嘉祥三年十月葛木一言主神等、奉授從二位、とあるか如く、一言主神は、素盞鳥尊の  
 御子にして、大和葛上郡葛木に安す神にして、高賀茂神とはもとより別神なるを、こ  
 の風土記に、一言主神といひ、其祖未詳など云るは、いみじき誤なり、〇一説曰、大穴六  
 道尊、子味鉏高彦根尊は、古事記に、大國主神娶坐胸形與津宮神、多紀理毘賣命、生子阿  
 遲鉏高日子根神、云々、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也、又た舊事本紀  
 に、大己貴神先娶坐、宗像與都島神、田心姬命、生一男一女、兒味鉏高彦根神、坐後國葛上  
 郡高鳴社、云々  
 哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高椅、而登降養奉、故云高岸、又た仁多郡三澤郷、大神大